

令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）

1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化・・・1	18. 水産業・漁村対策の充実・・・123
2. 地方創生の推進・・・25	19. 道路・河川、生活環境等の整備促進・・・130
3. 町村自治の確立・・・31	20. 地域商工業振興対策等の推進・・・134
4. 町村財政基盤の確立・・・34	21. 観光施策の推進・・・141
5. デジタル化施策の推進・・・44	22. 町村消防の充実強化・・・145
6. 地方創生の実現に向けた国土政策の推進・・・51	23. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化・・・147
7. 環境保全対策の推進・・・55	24. 参議院議員選挙における合区の解消等・・・148
8. 地域保健医療対策の推進・・・61	25. エネルギー対策の推進・・・150
9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進・・・65	26. 過疎対策等の推進・・・154
10. 障害者保健福祉施策の推進・・・71	27. 豪雪地帯の振興・・・157
11. 介護保険制度の円滑な実施・・・74	28. 半島地域の振興・・・158
12. 医療保険制度の安定運営の確保・・・79	29. 離島地域の振興・・・161
13. 国民年金事務の一元化の実現・・・83	30. 人権擁護の推進・・・164
14. 地域共生社会の実現・・・84	31. 米軍機による低空飛行訓練について・・・167
15. 教育施策等の推進・・・87	32. 北方領土の早期返還・・・168
16. 農業・農村対策の推進・・・95	33. 竹島の領土権の確立・・・169
17. 林業・山村対策の推進・・・114	34. 尖閣諸島海域における領海侵犯・・・170
	35. 国民保護・安全対策等の推進・・・171

1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

行政委員会・財政委員会・経済農林委員会関係

令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化 （復興庁・内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省） 東日本大震災から14年が経過し、「第2期復興・創生期間」は、最終年度を迎えた。地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりなどはおおむね完了したが、心のケア等、中長期的な課題がある。東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。 次の5年間は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、これまで以上に力強く復興施策を推進していく必要がある。 令和6年能登半島地震は、人的・物的に甚大な被害をもたらし、地域住民の生活や地域産業に多大な影響が生じている。被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠である。 また、近年頻発する記録的な豪雨や、大型台風、大雪、林野火災により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。 我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。 よって、国は次の事項を実現すること。	1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化 （復興庁・内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省） 東日本大震災から14年が経過する中、国は令和8年度以降の5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付け、これまで以上に力強く復興施策を推進していくこととしているが、<u>「第2期復興・創生期間」は、最終年度を迎えた。地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりなどはおおむね完了したが、被災者の心のケア等、中長期的な課題があり、</u>東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。 <u>次の5年間は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、これまで以上に力強く復興施策を推進していく必要がある。</u> <u>また、甚大な人的・物的被害をもたらした令和6年能登半島地震は、人的・物的に甚大な被害をもたらした地域住民の生活や地域産業に多大な影響が生じている。</u>被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、<u>被災町村の財政基盤は脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠である。</u> <u>また、さらには、近年頻発する記録的な豪雨や、大型台風、大雪、林野火災により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、これらの災害の被災地の</u>復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。 我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化	前文（修正） ・東日本大震災について、今年度から「第3期復興・創生期間」（令和8年度以降の5年間）に移行することなど、現下の状況を踏まえ、文言を整理する。 ・また、防災庁に関する要望をV.25.から移動するとともに、「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和7年12月26日閣議決定）や「防災庁設置法案」（令和8年3月6日閣議決定）等を踏まえ修正する。 ・「防災立国の推進に向けた基本方針」においては、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として設置すること、内閣府防災担当を発展的に改組することであることが明記されている。 ・また、「防災庁設置法案」では、一部の規定を除き令和8年度中において政令で定める日から施行することのほか、防災庁の長を内閣総理大臣とすること、防災庁に防災大臣を置き、関係行政機関の長に対する勧告権を付与することなどが規定されている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
I. 東日本大震災からの復興 1. 「第3期復興・創生期間」における万全な財政支援制度等 「第3期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。 復興庁については、被災町村の意見を十分に踏まえ、必要な事業が確実に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、復興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。 2. 復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、国は責任をもって復興・復旧に要する財源を確実に確保すること。	が急務である。そのためには、防災庁が司令塔となり、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応に、一層積極的に取り組んでいかなければならない。 よって、国は次の事項を実現すること。 I. 東日本大震災からの復興 1. 「第3期復興・創生期間」における万全な財政支援制度等 同 左 2. 復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、<u>こととされたが</u>、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、<u>引き続き</u>国は責任をもって<u>復旧・復興復興・復旧</u>に要する財源を確実に確保すること。	I. 東日本大震災からの復興 1. 「第3期復興・創生期間」における万全な財政支援等（参考） ・令和7年6月20日「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定された。 ・R8年度予算（R7予算） 復興庁所管分 4,514 億円（4,864 億円） 各府省所管分 1,370 億円（1,598 億円） 計 5,884 億円（6,492 億円） ・第3期復興・創生期間：R8年度～R12年度 ・復興庁の設置期間：R13.3 まで 2. （修正） ・復興特別所得税は、復興財源確保を目的とし、課税期間は平成25年から令和19年、税率は2.1%（所得税額が課税標準額）。 ・令和8年度税制改正において、①所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、令和9年1月から防衛特別所得税（仮称）を課すこと、②併せて、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長すること、③東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保することとされたことを踏まえ修正するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援 (1)被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。 (2)高齢者を始めとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を行うこと。 4. 地域産業の復興支援 (1)農林水産業の復興事業の完了後も、大震災により大きな被害を受けた地域においては、人口減少・高齢化が大きな課題である。担い手確保や施設の整備等、引き続き国による支援を継続すること。 (2)東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。 (3)被災した事業者の二重債務問題等の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業及び中小企業再生支援事業を引き続き継続すること。 5. 復興事業については、復興が完了するまでの間、現地の意見を十分に踏まえ着実に推進すること。 6. 被災市町村への人的支援 被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。	3. 医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援 (1)同 左 (2)同 左 4. 地域産業の復興支援 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 5. 同 左 6. 被災市町村への人的支援 同 左	3. 医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援 (2)（参考） ・被災者支援総合交付金において、被災県に心のケアセンターを設置するなど、被災者への心のケアの支援を行うこととしている。 4. 地域産業の復興支援 (1)（参考） ・津波被災農地は、計画的に復旧事業を進め、96％で営農再開が可能となった。 (2)（参考） ・原発事故に伴い、諸外国等で講じられた輸入規制は、令和7年11月現在、5か国。（中国、韓国、香港、マカオ、ロシア） (3)（参考） ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 R8年度:6.1億円（R7年度:11億円） 岩手県、宮城県、福島県に、施設の復旧や店舗新設等を支援。 ・中小企業再生支援事業 R8年度:1.2億円（2億円） 6.（参考） 中長期派遣:派遣先自治体が負担をする受入れに要する経費（給与・各種手当等）について特交措置（実績額の8割、震災復興特別交付税は10割）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
Ⅱ．原子力災害対策 1. 原子力災害からの復興 「第3期復興・創生期間」においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、国が前面に立ち最後まで責任をもって福島復興に取り組むこと。 また、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続し、復興を支えるための税制特例措置を延長すること。 2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保 (1)福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組については、安全かつ着実に進めること。	Ⅱ．原子力災害対策 1. 原子力災害からの復興 「第3期復興・創生期間」においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、国が前面に立ち最後まで責任をもって福島復興に取り組むこと。 また、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続すること。七、復興を支えるための税制特例措置を延長すること。 2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保 (1)同 左	Ⅱ．原子力災害対策 1.（修正） ・「第3期復興・創生期間」は令和8～12年度。 ・「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）において、同期間以降における、各分野の取組、財源、組織等の方針を規定。 ・原子力災害被災地域については、引き続き、「<u>国が前面に立ち、中長期的な対応が必要</u>」とし、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。 ・令和7年6月6日福島県からの要望「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」において同内容を要望。 （参考）税制特例の例： （福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例） ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置：イノベ構想に取り組む事業者に対して、機械などの特別償却（税額控除）や雇用者の税額控除を実施。 ・福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置：農林水産業や観光業を行う事業者を対象に、機械などの特別償却（税額控除）を実施。 ・上記特例措置等は、令和8年度税制改正大綱において延長（令和8年から3年間）が明記されたことを踏まえ、文言修正。 2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、安全を最優先として、「中長期ロードマップ」に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。 特に、使用済燃料や燃料デブリの取出しなどリスクの高い作業に向け、現場におけるリスク管理を徹底させ、周辺環境に影響を与えることのないようにするとともに、引き続き「中長期ロードマップ」の目標達成や進捗管理に取り組むこと。 なお、現行ロードマップでは燃料デブリの本格的な取り出し方法やその後の一時保管、県外処分の在り方などのプロセスが明確化されていないことから、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げ、廃炉作業を着実に進めること。 (3)使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、その処理・処分方法の具体的な議論を進め、適切に処分すること。 また、福島第二原子力発電所の使用済燃料についても、処分方法の具体的な議論を進め、適切に処分すること。 (4)今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保に国としても積極的に取り組むこと。 3. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応 (1)処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、処理過程の透明性を確保した上で確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。 また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 3. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応 (1)同 左	(2)（参考） ・「中長期ロードマップ」（東京電力（株）福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ）は、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた燃料デブリの取り出し、汚染水対策、廃棄物処理等の計画。（2011 年 12 月に策定）2051 年までには廃止措置完了を目指す。 ・令和 7 年 6 月 6 日福島県からの要望「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」において同内容を要望。 3. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応 (1)（参考） 令和 7 年 6 月 6 日福島県からの要望「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」において同主旨の内容を要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。 (3)処理水の海洋放出による新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があることから、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むとともに、対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること。 特に、水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実につないでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。 さらに、対策を講じて風評被害が発生した場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、国が最後まで責任を持って、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。 (4)処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制させるとともに、トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。 4. 住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実 (1)避難指示を受けた住民全てが将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整備、地域公共交通網の構築、魅力ある働く場づくりなど、帰還に向けた環境整備を更に促進すること。 特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。 (2)避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 4. 住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実 (1)同 左 (2)同 左	(2)（参考） 2025年12月、国際原子力機関（IAEA）がALPS処理水の海洋放出に関する安全性についての報告書（放出後5回目）を公表。 政府は、引き続き、国際安全基準に従った対策を講じ続け、ALPS処理水の海洋放出の安全確保に万全を期していく姿勢。 (3)（参考） ・令和7年5月30日、政府は、水産物の中国への輸出再開について中国側と合意したが、令和7年11月に、日本産水産物の輸入申請の受け付けを当面停止すると日本政府に通知したとの報道があった。 ・福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟を除いた37道府県は、輸入停止措置が継続される。 ・漁業・養殖業復興支援事業：R8年度201億円（R7年度44億円） 漁業協同組合等や養殖業者に対し、復興計画の策定・審査を支援。また操業費用等の経費を助成。 4. 住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実 (1)（参考） ・福島再生加速化交付金：R8年度591億円（R7年度599億円） 参考：平成24年4月以降、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3種類に区域を見直し（H25.8完了）。 ・令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。 ・帰還困難区域において、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」が定め

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)特定復興再生拠点区域の機能強化を促進させるため、復興拠点施設の整備に対する継続した支援や農地の荒廃抑制及び再生のための支援について、十分な財政措置を含め、充実を図ること。 また、現場保管が続く 8,000Bq/kg 以上の建設発生土について、早急に中間貯蔵施設への搬入を決定すること。 (4)特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向け、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえ、当該区域における除染の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。 また、帰還希望者の半数以上が営農を希望している実情を踏まえ、特定帰還居住区域外の農地についても、区域に含めるとともに、営農に必要な施設も併せて面的に除染を行うなど、市町村や農家の意向に応じて、柔軟に対応すること。 (5)特定帰還居住区域のインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げとなることがないように、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じること。 (6)特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋の取扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元町村と真摯に協議を重ね、その意向を十分踏まえながら方針を示し、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて最後まで責任をもって取り組むこと。	(3)同 左 (4)同 左 (5)同 左 (6)同 左	られ、除染やインフラ整備等を行い、R5.11 月までに同区域すべてにおいて避難指示解除。 ・特定復興再生拠点区域外で、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」が定められ、避難指示解除に向けた取組を実施。 (4)（参考） 令和7年6月6日福島県からの要望「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」において同主旨の内容を要望。 (5)（参考） ・特定帰還居住区域整備事業：R8 年度 488 億円（R7 年度 620 億円） 2023 年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域の除染・家屋解体等を支援。 (6)（参考） ・特定復興再生拠点整備事業：R8 年度 72 億円（R7 年度 199 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(7)避難指示解除区域における防犯・防火対策を更に強化するため、十分な支援を講じること。 (8)避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。 (9)災害時要配慮者である高齢者や障害者、乳幼児などに対する見守りや心のケア等の取組への支援を強化すること。 (10)子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施に当たっては、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。 また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。 (11)全国の児童生徒及び国民が放射線や福島県の実情に係る知識を正しく理解することができるよう、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取組への支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進すること。 (12)原子力災害地域での企業誘致を更に促進させるため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、十分な予算を確保するとともに、市町村の意見を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用を行うこと。	(7)同 左 (8)同 左 (9)同 左 (10)同 左 (11)同 左 (12)同 左	(12)（参考） ・令和６年秋の行政事業レビューにおいて、生活拠点の整備に活用できる「福島再生加速化交付金」などの財政負担の在り方や対象地域などを見直すべきとの指摘がなされた。この指摘に対し、財源等を理由とした早期の幕引きや終期を前提とした復興施策の見直しが行なわれることは断じてあってはならないことから、現行スキーム下での制度継続を求めている。令和８年度予算で大幅に増額。 ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金：R8年度 275 億円（R7 年度 110 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(13)避難地域において、仮置場返地後及び除染後の農地において、営農再開に支障を来す事案が生じた場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。 (14)避難地域の営農再開と競争力のある産地化に向けた取組をハードとソフト両面から一体的に推進する必要があることから、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業について、避難地域の営農再開の状況に応じてきめ細やかに支援できるよう、十分な予算を確保し、着実な農業の復興・創生を図ること。 5. 被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等 原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実に迅速に行わせること。 また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。 さらに、放射性物質に係る各種検査費用やそれに伴う人件費、風評払拭に向けた取組等の行政費用等、市町村が支払った経費についても、確実に負担させること。 6. フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化 (1)フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施するとともに、必要な経費は国が確実に負担すること。 (2)間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ため池の放射性物質モニタリングを継続するとともに、放射性物質対策や再対策のために十分な予算を確保すること。 (3)「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画」に基づき、除去土壌等の搬入を着実に進めるとともに、特定廃棄物埋立処分事業により処分される廃棄物を含め、国が責任をもって福島県内の放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。	(13)同 左 (14)同 左 5. 被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等 同 左 6. フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	(14)（参考） ・「福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業」が新設された。R8 年度：37 億円 営農再開に向け、農地の管理や放射性物質の吸収抑制対策を支援。また市町村を超えた広域的な付加価値産地の創出のため、施設や機械整備を支援。 6. フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)原子力政策を推進してきた国の責任において、復興再生土の再利用の必要性、安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成に不断の取組を進めること。 また、全省庁が連携し、復興再生利用に向けた実用途の創出を進めること。	(4)同 左	(4)（参考） ・令和７年８月２６日、第３回「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が開催され、当面５年間のロードマップが策定された。 ・福島復興のためには、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成１５年）に福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後３０年以内の県外最終処分を実現することが必要と定められている。その実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。 ・９月２６日、浅尾環境大臣は、東京電力福島第１原発事故に伴う除染で出た土壌のうち、放射性物質濃度が比較的低く、再生利用に使う土の呼称は「復興再生土」に決定したと発表。
(5)2045年３月までに除去土壌等の県外最終処分を完了できるよう、候補地選定後の最終処分場の用地取得、建設、運搬等について、具体的なプロセスやスケジュール等を速やかに明示し、取組を加速させること。	(5)同 左	(5)（参考） 令和７年１０月２日福島県議会から「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の明示を求める意見書」を提出。
7. 風評払拭及び風化防止に向けた取組の強化 (1)「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、原子力災害に伴う風評払拭及び風化防止に向け、国内外に対する正確な情報発信を強化すること。とりわけ、福島県産品の販路回復・開拓やインバウンドを含めた観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることから、市町村が行う取組への財政支援について、十分な財源を継続的に確保すること。	7. 風評払拭及び風化防止に向けた取組の強化 (1)同 左	

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)生産から流通・販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業復興創生事業」に必要な予算を十分確保すること。 また、流通実態調査を継続し、調査結果に基づいた流通関係団体への指導・助言等必要な措置を引き続き講じるとともに、原子力災害により立ち遅れているブランド力の確立・強化に十分な予算を確保すること。 (3)我が国の食品等の基準値や出荷制限等について、これまで蓄積されたデータや知見に基づく科学的な観点から、食品等に関する規制を検証し、見直し等必要な対策を行うこと。 8. 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進 (1)福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」）を推進し、震災・原発事故により甚大な被害を受けた福島県浜通りにおける産業の集積と交流人口の拡大、人材の育成を図るとともに、本構想により生み出される成果を我が国全体へ波及させること。 (2)福島イノベ構想を更に推進するため、福島国際研究教育機構（以下、「F-REI」）については、「世界に冠たる創造的中核拠点」として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の集積、人材育成等の機能を最大限に発揮できるよう、長期的な枠組みで十分な予算を別枠で確保するとともに、F-REI が長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。 また、施設整備に当たっては、県・市町村のまちづくりと緊密に連携していくとともに、国際研究産業都市の形成を図るため、研究者等が安心して生活できる周辺環境の整備に取り組むこと。 9. 原発の安全規制等の在り方 (1)原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。	(2)同 左 (3)同 左 8. 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進 (1)同 左 (2)同 左 9. 原発の安全規制等の在り方 (1)同 左	(2)（参考） ・福島県農林水産業復興創生事業：R8 年度 33 億円（R7 年度 37 億円） 放射性物質の検査、国内外の販売促進、第三者認証 GAP の取得、農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査等、生産から流通・販売に至るまで支援。 (2)（参考） ・福島国際研究教育機構（F-REI） 福島復興再生特別措置法に基づき、令和5年4月1日に設立。福島復興を支援及び日本の科学技術力・産業競争力の強化し、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。 ・福島国際研究教育機構関連事業：R8 予算 200 億円（R7 予算 165 億円） 日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島復興の優位性を発揮できる5分野（ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線化学・創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発を実施する。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)原発の再稼働に当たっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。 (3)原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策の在り方について科学的知見に基づき見直すこと。 (4)有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。 Ⅲ. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策 被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による強力な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講じること。 1. 被災者生活の早期再建 (1)住居が必要な被災者に対し、状況に応じて仮設住宅の入居期間を更に延長するなどの柔軟な対応や災害公営住宅の速やかな提供ができるよう支援すること。 (2)液状化被害が発生し、地盤の側方流動により宅地等の境界がずれた地域において、新たな境界を確定させた場合に土地所有者に多大な負担が生じることから、国が所有者に代わって登記を行うなどの措置を講じること。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 Ⅲ. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策【P】 同 左 1. 被災者生活の早期再建【P】 (1)同 左 (2)同 左	(2)（参考） 東京電力の柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）の6号機が、14年ぶりに2026年1月21日、再稼働。 Ⅲ. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策 1. 被災者生活の早期再建 (1)（参考） 仮設住宅の入居期間は、応急型の場合は完成から2年、賃貸型の場合は入居から2年となっているが、国はそれぞれ1年間の延長を認め、令和7年6月30日に石川県へ通知した。しかし、多くの災害公営住宅の完成時期が未定となっており、状況に応じてさらなる入居期間を延長するなどの柔軟な対応等が必要であることから、引き続き、要望を行う。 (2)（参考） ・国は土地境界の早期確定に向けて「土地境界再確定加速化プラン」を令和7年9月1日に策定し、最短で令和8年度中に境界確定に向けた調査を完了させることを目指している。 ・液状化被害を受けた土地の所有権移転に伴う登記等にかかる費用について、令和8年度税制

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)被災町村の人口減少が深刻化していることを踏まえ、住民の暮らしやコミュニティの再建など、創造的復興に向けたまちづくりを推進するための支援を行うこと。 2. 人的支援の拡充 被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。 3. 社会インフラの早期復旧 (1)崩壊・崩落した道路・橋梁・トンネルについて、早期復旧を行うこと。 特に、地域の産業・経済や地域住民の生活道路として大きな役割を担っている主要道路について、全面復旧に向け全力を挙げること。 (2)上下水道については、住民生活を支える必要不可欠な社会基盤であることから、早期復旧に向け支援すること。 4. 医療・福祉に対する支援 (1)児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。 (2)被災地における医療・福祉サービスを継続するため、医療・福祉従事者の確保に係る支援を行うこと。 5. 地域経済の早期復旧 農地・農業水利施設・漁港などの農林水産業関係施設や観光業・伝統産業をはじめとする中小企業等に甚大な被害が発生し、地域経済への深刻な影響が生じていることから、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう地域産業への十分な支援を行うこと。	(3)同 左 2. 人的支援の拡充【P】 同 左 3. 社会インフラの早期復旧【P】 (1)同 左 (2)同 左 4. 医療・福祉に対する支援【P】 (1)同 左 (2)同 左 5. 地域経済の早期復旧【P】 同 左	改正において登録免許税（国税）を免除することとされた。引き続き、土地所有者の手続き省略などの負担軽減を要望する。 2. 人的支援の拡充 3. 社会インフラの早期復旧 (1)（参考） 能登半島を周回している「国道 249 号線」では地割れ・土砂崩れ・トンネル崩落などで損傷が大きく、本格復旧には数年を要する見通し。 (2)（参考） 令和 7 年末時点で、水道施設の本復旧については、令和 10 年度末までの完了を目指している。 4. 医療・福祉に対する支援【P】 5. 地域経済の早期復旧

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 地方交付税等による財政支援 被災町村の復旧・復興や被災者の生活再建に向けた取組を加速するため、物価上昇等の影響も踏まえ、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充などの財政措置を講じること。 IV. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興 1. 近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。 また、東日本大震災以降も平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等の大規模地震が発生し、甚大な被害をもたらしている。 したがって、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。 特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。 また、農地、農業用施設等の小災害復旧事業に当たっては、早期復旧の観点から、激甚災害指定基準に満たないものや、農業従事者が行う復旧事業への町村の補助に対して財政措置を講じること。 なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。	6. 地方交付税等による財政支援【P】 同 左 IV. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興 1. 近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。 また、東日本大震災以降も平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等の大規模地震が発生し、甚大な被害をもたらしている。 したがって、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。 特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。 また、農地、農業用施設等の小災害復旧事業に当たっては、早期復旧の観点から、激甚災害指定基準に満たないものや、農業従事者が行う復旧事業への町村の補助に対して財政措置を講じること。 なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。	6. 地方交付税等による財政支援（参考） ・現在、地方自治体への財政支援として下記の措置などがある。 ・能登創造的復興支援交付金（500億円）：能登の創造的復興に必要となる施策に対して柔軟かつ機動的に対応できるよう、自由度の高い交付金を創設。通常、1/2である補助率を特例的に2/3へ引き上げ。 IV. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興 1.（修正） ・「なお」以下は、V.10.に移動。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設には光ファイバ網が含まれていないため、国の災害復旧事業の対象とならない。 ・1か所の事業費が40万円未満の小災害復旧事業について、激甚災害指定基準を満たさないものは対象となっていないことから措置の拡充を求めるもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 非常時における電源や通信確保のための資機材の整備を図るとともに、電気、ガス、上下水道等のライフラインや交通インフラの早急な復旧のための連携体制を強化すること。 また、住宅の応急修理等に対する支援対象条件の拡大や、被災児童・生徒に対する学用品の給与に係る限度額の引上げ等、災害救助法における応急救助内容の拡充を図ること。 3. 被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。 4. 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理費用や処理施設の確保については、被災町村の負担とならないよう、国において財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。	<u>2.←V.19.</u> 災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。 2.→3. 同 左 3.→4. 同 左 <u>4.→5.</u> 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理計画策定や協定締結等に対する支援を強化するとともに、<u>処理費用等</u>や処理施設の確保については、被災町村の負担とならないよう、<u>国において</u>財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。	2.←V.19.（参考） 頻発化、激甚化する豪雨災害等を踏まえ、再度災害防止の観点から改良復旧を積極的に推進することが必要であり、被災状況に応じ柔軟に事業が適用できるよう採択基準の緩和や、町村が早期復旧に取り組めるよう災害査定のさらなる簡素化・迅速化を求める。 2.→3.（参考） 被災時に損傷を受けた学用品について、就学に必要な学用品を整える場合に、現在の災害救助法における費用の限度額では必要な額に及ばないことから引上げを求めている。 3.→4.（参考） 短期派遣：派遣元自治体が負担をする応援に要する経費（職員の超過勤務手当・活動経費等）について、特交措置（実績額の8割） 中長期派遣：派遣先自治体が負担をする受入れに要する経費（給与・各種手当等）について特交措置（実績額の8割） 4.→5.（修正） ・市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結を推進するとともに、自治体に対する専門支援機関による援助の実施等を含む廃棄物処理法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されていることを踏まえ修正するもの。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）：災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
5. 大規模災害時に生じる内水氾濫等の対策については、継続的な事業運営が実施できるよう、雨水排水対策事業に要する経費に対し、財政支援の強化を図ること。 6. 近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。 7. 被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、被災地の実情に応じて適用期間を延長すること。	5-6. 同 左 6-7. 同 左 7-8. 同 左	搬及び処分にかかる事業。 補助率：1/2（直接補助事業） ・本補助金の補助裏分の8割が特別地方交付税で措置されるほか、激甚災害に指定された場合は、残りの2割についても災害対策債による対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置される。 5.→6.（参考） ・内水氾濫にかかる対策について、排水ポンプ場等の整備後のランニングコストに多額の経費がかかっている。 ・現状の財政支援制度は、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において、一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた整備費用の額に0.5を乗じて得た額が特別交付税措置されているのみ。 6.→7.（参考） ・災害からの復旧・復興に当たっては、国民に広く負担する税方式により、発災以前からの財源確保も必要と考えられる。 7.→8.（参考） ・令和6年能登半島地震により住宅が滅失または損壊した場合で、その住宅の敷地となっていた土地が住宅用地として使用することができないと認められる場合でも住宅用地として取り扱われる特例措置については、令和7年度までの適用であったが、令和8年度税制改正により、令和9年度末までの延長がなされた。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
8. 災害に係る住家被害認定調査については、迅速かつ公正な認定が可能となるよう、調査手法の統一や判定方法の更なる簡略化等を図ること。 また、住家被害調査機能を搭載した被災者支援システムを構築するとともに、導入・利用に対する財政支援を充実させること。 V. 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化 1. 「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。	9. ← V.13. 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、支給額を増額すること。 さらに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。 8.10. 同 左 V. 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化 1. 同 左	・令和2年7月豪雨で被災した住宅用地等に対する特例措置については、令和8年度末で期限を迎えることから、引き続き、延長を求めるもの。 9. ← V.13.（参考） ・現行の支給額は最大 300 万円となっている。 ・令和6年能登半島地震の被災町村から現行の支援金額では足りないとの声がある。 ・現在の被災者生活再建支援法の対象は「中規模半壊」（損壊率 30 以上～40%未満）まで 8. → 10.（参考） 令和6年能登半島地震で明らかになった住家被害認定調査の課題等を踏まえ、令和7年7月に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が改定され、地震で被災した住家の被害認定については、1次調査の省略を可能としたほか、外観から簡易に半壊と判定できる基準が新たに策定されるなど、調査手順の簡略化が図られたが、自治体ごとに異なる調査手法や調査する職員の経験等によって、被害程度の判定にばらつきが生じるなどの課題は解決されていないことから、今後も引き続き、現場の課題や実情を踏まえ、迅速かつ公正な住家被害認定が可能となるよう、調査手法の統一や判定方法の簡略化、例示（写真・文章）の充実などを求めるもの。 V. 全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。 2. 国土強靱化基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保すること。 3. 大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。 4. 災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対し財政支援を強化すること。 5. 災害時に緊急に必要な給水車やトイレトレーラー、トレーラーハウス等については、必要に応じ早急に確保できる体制を平時から整備しておくこと。	2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左	2.（参考） ・令和７年６月６日に「第１次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定された。 ・近年の資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保するよう求める。 4.（参考） ・役場庁舎の建替えについては、災害対策本部などの特定の役割を担うスペースの整備や津波浸水想定区域からの移転などに対する財政支援はあるものの、庁舎全体の整備に対する財政支援はない。 ・公立学校施設の整備（文科省、令和８年度予算額 678 億円（令和７年度予算 691 億円））において、非構造部材の耐震対策、避難所としての防災機能強化、空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等を行うこととされている。 5.（参考） ・令和７年６月１日より「災害対応車両登録制度」（内閣府防災）の運用が開始されたが、国において必要となる車両を確保するよう、引き続き要望するもの。 ・「災害対応車両登録制度」とは、キッチンカー、トレーラーハウス、ムービングハウス、トイレ

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 町村では技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。 7. 「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。 8. 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。	6. 同 左 7. 同 左 8. 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。	カー、ランドリーカー等の災害対応車両・災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度。車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用については、災害救助法に基づいて国が負担する。令和8年2月20日時点の累計登録車両台数は283台、累計登録調整法人数は33法人（配車調整が可能な台数）。 6.（参考） ・総務省によると令和7年4月時点で、全市区町村のうち約4割で建築技師が、約3割で土木技師が不在。 ・総務省は令和2年度から「技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化」として都道府県等が技術職員増員を図り、技術職員不足の市町村を支援。都道府県から市町村へ派遣された職員の人件費に対し、市町村に対して特交措置が講じられている。 7.（参考） 令和7年度から農業用排水路に係る浚渫が対象事業に追加された。引き続き、都市下水路の浚渫を求めるもの。 8.（修正） ・緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業について、事業期間が5年間延長（令和12年度まで）されたため修正するもの。なお、令和8年度から、緊急防災・減災事業については、指定避難所における避難者の生活環境改善に資する厨房設備、入浴設備等が、緊急自然災害

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
9. ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。 10. 地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働が可能な非常電源装置等の整備及び機器の更新や燃料タンクの増設に対する財政支援の強化を図ること。 また、災害時に非常用電源として公民館等の小規模施設でも活用できる電気自動車の購入等に対する財政支援を拡充すること。	9. 同 左 <u>10. 個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。</u> 10. 11. 同 左	防止対策事業については、災害の発生予防・拡大防止のための橋梁（道路、農道及び林道）の除却、農道・林道橋梁の改修が対象事業に追加された。 9.（参考） ・水害ハザードマップの作成等には、防災・安全交付金の効果促進事業を活用すれば、補助が受けられるが、インフラ老朽化対策等の基幹事業を実施していない場合は活用できないため、基幹事業を実施していなくても、補助対象となるよう求めるもの。なお、都道府県が実施している事業を基幹事業とすることも可能。 10. ←IV.1. から一部移動（参考） ・個別避難計画策定経費（福祉専門職等の参画に対する報酬や事務経費）は引き続き普通交付税措置（7千円程度/人）が講じられているが、策定後も計画の実行性を担保するため計画の更新等による事務経費が発生することから継続的な事業実施のために直接補助による財政支援を求めるもの。 10. →11.（参考） ・72時間以上の稼働を整備できているのは、市町村では非常用電源設置済団体全体（1,689団体）の63.8%となっている（令和6年4月1日現在）。 ・燃料タンクの増設や災害パルクの整備等については、経済産業省の推進事業補助金があるが、中小企業2/3、市町村1/2と市町村への補助率が少ない。 ・災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（経産省）：令

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
11. 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、津波、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。 また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう、必要額を確保すること。 12. 南海トラフ地震臨時情報について、平時からの周知・広報を強化するとともに、発表に当たっては、分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと。 13. 被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、支給額を増額すること。 さらに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。 14. 地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇措置の対象エリアを拡大するとともに、適用期間を延長すること。	11.12. 同 左 12.13. 同 左 13. →IV.9. 14. 地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇措置の対象エリアを拡大するとともに、適用期間を延長すること。	和 8 年度当初予算額 49 億円(令和 7 年度当初予算額 37 億円) ・ 公用車における電気自動車の導入については、脱炭素化推進事業債の対象となっている（地方債充当率 90%、交付税措置率 30%）。 11. →12.（参考） ・ 自然災害に対する強靱な社会に向けた研究開発の推進（文科省）令和 8 年度当初予算額：121 億円（令和 7 年度当初予算 120 億円）⇒地震・津波観測網の構築・運用、火山調査研究等 12. →13. 13. →IV.9. 14.（修正） ・ 令和 8 年度税制改正大綱において、適用期間を令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年間延長することとされたことを踏まえ修正するもの。 ・ 大規模地震対策が必要とされる一定の地域内で、不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合に、3 年分の固定資産税の課税標準額を 2/3 に減額する措置。 ・ 対象地域は、首都直下地震緊急対策区域、南海

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
15. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進するため、宅地耐震化推進事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を行うこと。 16. 災害救助法における救助実施市の指定に当たっては、都道府県と指定都市の連携体制の確認を確実にするなど、広域的な災害時に必要な物資の供給、役務の提供等に不均衡が生じないよう万全を期すこと。 17. 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。 特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。	15. 同 左 16. 同 左 17. 同 左	トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域のいずれかのエリアに限定されている。 15.（参考） 宅地耐震化推進事業では、大規模盛土造成地の変動予測調査や滑動崩落防止事業へ補助を実施。 （交付率 1/4～1/2）盛土面積や人家戸数等の要件がある。 16.（参考） 災害救助法により、内閣総理大臣が指定都市の中から救助実施市（自らの事務として被災者の救助を実施）を指定することにより、都道府県は、救助実施市以外の市町村における救助に注力できる。指定に当たっての確認が不十分であれば、物資の供給、役務の提供等に不均衡が生じる可能性があることから確実な実施を求める。 17.（参考） ・農業農村整備事業〈公共〉（農水省）：令和８年度当初予算額 3,365 億円（令和 7 年度当初予算 3,331 億円）において、防災重点農業用ため池の防災工事を推進することとしている。 ・社会資本整備総合交付金（令和 8 年度当初予算額 4,597 億円）において海岸事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施。 ・1 か所の事業費が 40 万円未満の小災害復旧義業について、激甚災害指定基準を満たさないものは対象となっていないことから措置の拡充を求める。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
18. 火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。 19. 災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。 20. 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。 また、衛星携帯電話の整備や AM・FM ラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。 21. J アラート・L アラートを始め多様な情報提供手段を活用し、正確で迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。	18. 火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び<u>地域防災対策総合治山事業緊急防災減災対策総合治山事業</u>を推進すること。 <u>19.→IV.2.</u> 20.<u>19.</u> 同 左 21.<u>20.</u> 同 左	18.（修正） ・「地域防災対策総合治山事業」は令和 5 年度に「山地災害総合減災対策治山事業」と統合され、「緊急防災減災対策総合治山事業」になったことを踏まえ、事業名を修正するもの。 ・緊急防災減災対策総合治山事業は「農山漁村地域整備交付金」〈公共〉（令和 8 年度当初予算額 762 億円〔令和 7 年度当初予算 762 億円〕）の内数で実施。荒廃危険地等が集中している地域や火山地域における総合的な山地災害対策、地震又は火山活動により山地災害発生リスクが高まった地域において実施する緊急的な減災対策。 ・社会資本整備総合交付金で火山砂防事業を実施。 19.→IV.2. 20.→19.（参考） ・通信・放送インフラの強靱化（総務省）：令和 8 年度当初予算額 48.6 億円（令和 7 年度当初予算額 548 億円） 21.→20.（参考） ・L アラートによる災害情報の確実な伝達の推進（総務省）：令和 8 年度当初予算額 0.2 億円（令和 7 年度当初予算額：1 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
22. 非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。 23. 災害時に倒壊し通行の障害等となり得るブロック塀等の撤去については、社会資本整備総合交付金の補助要件を緩和するとともに補助率の引上げを行うこと。 24. 大規模災害に備えて地域の災害対応力を強化するため、防災を担う人材の確保・育成及び都道府県や市町村をはじめとする関係機関が連携して実施する訓練・研修の取組を積極的に推進するとともに、それらの取組が継続的に実施されるよう、必要な財政支援措置を講じること。 25. 防災庁（案）の設置に向けては、住民の防災意識の向上や非常用物資の備蓄体制の充実、災害発生時における良好な避難生活環境の整備など、町村の災害対応力の強化に資するよう、総合的に検討すること。	22.21. 同 左 23.22. 同 左 24.23. 同 左 25. →前文	22. →21.（参考） ・消耗品備蓄は、包括算定経費（防災諸費）で普通交付税措置されているが不十分。 ・令和６年能登半島地震では、予算不足により十分な物資が備蓄されていなかった避難所が多数あった。 ・避難生活環境の抜本的改善など被災者支援体制の強化（内閣府）：令和８年度当初予算額 844 億円（令和７年度当初予算額 2,792 億円） 23. →22.（参考） ・ブロック塀の撤去は、社会資本整備総合交付金の対象となっているが、避難路沿道等が条件のため、現状、住宅密集地で町村が避難路に指定できない地域は対象とならない。 24. →23.（参考） ・地域の災害対応力の強化に向け、防災を担う人材の確保・育成や都道府県、市町村をはじめとする関係機関が連携して実施する訓練・研修の取組が全国各地で展開されることが必要であるため、積極的な推進と継続的实施に向けた財政支援を求めるもの。 25. →前文

2. 地方創生の推進

行政委員会・財政委員会・経済農林委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 地方創生の推進 （内閣官房・内閣府・厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策や移住の促進など取組が進んだところもあるが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えることはできていない。 農山漁村地域を多く抱える町村では、人口減少が避けられず、地域の担い手不足など多くの問題が生じている。文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山漁村地域を守るためには、都市と共創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進める必要があるが、そのためには新たな地方創生による大胆な政策を実施し分散型の国づくりを強力に推進する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。	2. 地方創生の推進 （内閣官房・内閣府・厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策や移住の促進など取組が進んだところもあるが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えることはできていない。 農山漁村地域を多く抱える町村では、人口減少が避けられず、地域の担い手不足など多くの問題が生じている。文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山漁村地域を守るためには、都市と共創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進める必要があるが、そのためには新たな地方創生による大胆な政策を実施し分散型の国づくりを強力に推進する必要がある。 <u>農山漁村地域は、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全など、国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、人口減少による担い手不足が課題となる中においても、町村は引き続き地域を守っていく必要がある。</u> <u>このためにも、町村が地域未来戦略を通じ、地方創生に資する取組を強力に推進することで、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことが重要である。</u> よって、国は次の事項を実現すること。	前文（修正） 政府が進める「地域未来戦略」や、昨年の全国町村長大会決議なども踏まえ、修正。 ・「地域未来戦略本部」設置（R7.11.11） 地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援。 ・「地域未来交付金」創設（交付要綱（第2 目的）抜粋） また、こうした従来の地方創生に資する取組のみならず、地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が真に地域の活力を最大化することにつながるような取組を推進することで、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築することを目的とする。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
1. 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。 このため、若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。 また、農林水産業の六次産業化の強化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。 2. 地方創生と少子化対策を一体的に進めることにより、人口減少問題に取り組むこと。その際、住民に対する財政的な負担軽減を議論する場合には、財政力の違いによって地域間格差が生じることのないよう国の責任と財源において実施すること。 3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、更なる使途の拡充や取扱いの弾力化を進めるとともに、交付申請の要件とされている実施計画について、他の法令等に基づき作成している計画と内容が重複するものは、当該計画の添付により代替可能とするなど事務手続の簡素化を図ること。 また、過疎・中山間地域などの条件不利地域では、高等学校への入学者減少により高校の存続が喫緊の課題となっている。高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。	1. 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。 このため、若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。 また、農林水産業の六次産業化の強化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。 2. 削 除 3. 2. 新しい地方経済・生活環境創生地域未来交付金については、地場産業の成長をはじめ、町村がこれまで進めてきた地方創生に資する事業に継続的に取り組めるよう、必要額を確実に確保するとともに、町村が実施する事業に対する十分な支援を講じること。更なる使途の拡充や取扱いの弾力化を進めるとともに、 また、交付申請の要件とされている実施計画について、他の法令等に基づき作成している計画と内容が重複するものは、当該計画の添付により代替可能とするなど事務手続の簡素化を図ること。 また、過疎・中山間地域などの条件不利地域では、高等学校への入学者減少により高校の存続が喫緊の課題となっている。高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。	1. （修正） 文言修正。「人口戦略本部」（R7.11.18 閣議決定）を中心に、こども・子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進することとされている。 中段は8. に、後段は5. に記載。 2. （削除） 前段は1. と、後段は「9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進」3. （1）の内容と重複するため。 3. →2. （修正） <u>夏の骨太に向けて政府で策定予定の「地域未来戦略」の議論の動きを踏まえて見直し。</u> 【前段】地場産業支援をはじめ、これまで町村が取り組んできた事業に必要な額が交付されるよう求めるもの。 （参考）令和8年度予算では「地域未来交付金」に、1,600億円が減額計上（令和7年度：2,000億円） 【中段】（参考） 交付金の申請要件である実施計画が、各省庁が策定を義務付けている計画の内容と重複していることから、申請に係る事務負担の軽減を求めるもの。 地域未来戦略の柱（①戦略産業クラスター、②地域産業クラスター、③地場産業成長）のうち、③については、市町村～都道府県単位の取組を想定（①②は、都道府県等の広域単位を想定）。 ③については、「地場産業成長プラン」の策定

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
4. 令和8年3月に期限を迎える地方拠点強化税制については、東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、制度の延長及び更なる拡充を図ること。 5. 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。 町村では、都市からの移住の促進に力を入れて取り組んでいるところであり、情報提供を含め、その支援を拡充すること。また、農林漁業の後継者対策、地元産業の事業承継対策や地方における起業支援策などを積極的に推進すること。	4. <u>削 除</u> 5. 3. 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。 町村では、都市からの移住の促進に力を入れて取り組んでいるところであり、情報提供を含め、その支援を拡充すること。また、農林漁業の後継者対策、地元産業の事業承継対策や地方における起業支援策などを積極的に推進すること。 <u>4. 農林水産業をはじめとした地域産業の持続的発展のため、担い手の所得向上に向けた支援、後継者等の育成・確保対策、事業承継対策や地方における起業支援策を積極的に推進すること。</u> <u>また、農林水産業の六次産業化の強化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。</u>	が必要（R8.3.4 地域未来戦略・関係副大臣等会議）であり、交付金要綱や実施計画との関係など、今後の動きを踏まえて見直し。 【後段】⇒13. に記載。 4. （削除） 企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合に中古資産の取得も可能（従来は新規整備のみ）とする等の見直しを行った上で、地方拠点強化税制の適用期限を2年延長（R10年3月まで）することが令和8年度税制大綱に盛り込まれた。 5. →3.（修正）後段の内容を4. に独立。 第219回国会における高市総理の所信表明演説では、地域未来戦略に関し、「テクノロジーや地域資源を活用した付加価値の創出・地域外へのビジネス展開支援、二地域居住を含む関係人口創出、稼げる農林水産業の創出などを通じて、農山漁村・中山間地域をはじめ地方に活力を取り戻す」と表明。 4. （新規） 3. の後段及び、1. の後段の内容を記載。（参考） 「地域未来戦略」の柱の1つ「地場産業支援」では、地域資源（農林水産・食品、観光、伝産品等）について、未活用の地域資源の発掘・新規活用や、地域資源の加工度を高める・地域外の新たな商流の開拓等を進めながら、付加価値の創出と地産外商の推進を図り、地域経済の一層の拡大を目指すとしている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業や伝統産業の事業承継の対象期間を延長するなど、支援の拡充を図ること。 また、「地域活性化起業人」や企業版ふるさと納税（人材派遣型）など外部人材活用の支援を拡充すること。 7. 地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大と、地域との関係を深める支援の拡充を行うとともに、「二地域居住」の推進を図ること。また、サテライトオフィス、コワーキングスペースの整備、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。あわせて、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう兼業・副業を促進すること。 なお、「二地域居住」を推進する際に問題となる子供の教育や住居などの支援策を拡充するとともに、住所地以外に居住する場合の問題点を明らかにした上で改善を図ること。	6.→5. 同 左 6. ←13. 「地方創生人材支援制度」及び「地方創生伴走支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣又は配置されるよう、必要な人材を確保すること。 7. 同 左	6.→5.（参考） 令和8年度予算では、「地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の活用の推進」に2.7億円（R7:2.5億円）が計上。 地域おこし協力隊の起業・事業承継に要する経費に対する財政措置は「最終年次又は任期終了翌年」のみが対象。 6.（13.から移動）（参考） ・「地方創生人材支援制度」…国家公務員、大学研究者、民間企業社員等の人材にてマッチングを行い派遣（派遣期間は原則2年間、原則10万人以下の市町村に派遣）（R7年度：73団体95名） ・「地方創生伴走支援制度」…R7開始。各府省庁の公募職員にて伴走支援チームを編成し、副業的に支援（R7年度：60市町村） 7.（参考） ・関係人口の拡大に加え、地域との関係を深めるための支援の拡充を求めるとともに、二地域居住等を推進するにあたっての支援策の拡充や問題点の改善等を要望するもの。 ・国土交通省「二地域居住の促進・地域生活圏の形成」R8予算額：39百万円（R7予算額：20百万円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
8. ふるさと住民登録制度の創設にあたっては、関係人口の定義と制度の趣旨を明確にした上で、登録者及び自治体双方にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計とすること。 9. 現行の市街化調整区域制度等は人口増加・郊外スプロール化の時代を前提としたものであり、地方創生を進める上で、人口減少下での町村集落地域の再生・活性化の障害となる事態も生じていることから、移住・定住やリモートワーク等を推進する田園回帰の時代にふさわしい土地利用制度の見直し・柔軟化を図ること。 10. 地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。 また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。 11. 特定地域づくり事業協同組合について、制度の周知や設立の相談体制を充実し、円滑に設立・運営できるよう支援すること。	8. ふるさと住民登録制度の創設にあたっては、関係人口の定義と制度の趣旨を明確にした上で、登録者及び自治体双方にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計とすること。<u>について、制度趣旨等の国民への周知啓発を行うとともに、自治体が独自に行う情報発信やサービス提供に要する経費に対し十分な財政措置を行うなど必要な支援を講じること。</u> <u>また、登録・管理システムは、登録者及び自治体双方が利用しやすいものとする。</u> 9. 同 左 10. 同 左 11. 同 左 <u>12. 若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。</u>	8.（修正） 令和８年度予算では、「ふるさと住民登録制度の創設」に３.５億円が計上。 ガイドラインが示され（R8.3.27）、自治体は、アプリを通じた登録申請の受付・登録者管理、登録促進のための周知・啓発、登録者が担う活動の指定、サポート施策（交通費補助など）の提供などを行う。 登録・管理のためのシステムは、モデル事業実施団体の意見も踏まえながら、令和８年度中に開発予定。運用経費は令和９年度までの参加団体には一定期間負担を求めないこととされている。 制度の活用を見据えた関係人口の充実・拡大に向けた取組に要する経費に、特交措置を予定。 10.（参考） 地域運営組織の運営経費（事務局人件費やワークショップ開催費など）については普通交付税算定額を上回る経費を特別交付税で措置。経営力強化に要する経費（研修、設備導入、販路開拓等）についても特別交付税で措置。 R8年度は、臨時職員経費の上限額を引上げ。 11.（参考） ・人口の急減地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っている。 ・令和８年１月３０日現在、１３６組合が認定。 12.（新規） １. の中段の内容を独立。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
12. 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターに対する支援を行うこと。 また、大学の地域振興に役立つ知見を活かすため、大学と地域との連携の促進を図ること。 13. 「地方創生人材支援制度」及び「地方創生伴走支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣又は配置されるよう、必要な人材を確保すること。 14. 条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。	<u>13. 高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。</u> 12. <u>14.</u> 同 左 <u>13. →6.</u> 14. <u>削 除</u>	13.（新規） 3. の後段の内容を独立。 12. →14. 13.（6.へ移動） 14.（削除） 福祉、介護、医療の項目において重複しているため削除。

3. 町村自治の確立

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 町村自治の確立 （内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。 よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等 （1）国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。 （2）義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。 その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。	3. 町村自治の確立 （内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 同 左 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等 （1）同 左 （2）同 左	前文（参考） 第34次地方制度調査会（令和8年1月発足）において、人口減少による人材不足やデジタル技術の進展などを踏まえ、将来にわたっても地域の特性に応じた行政サービスを提供し続けられるよう、国・都道府県・市町村間の役割分担のあり方等が議論されている。 1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。 また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。 さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うとともに、調査・照会（一斉調査）システムについては町村の意見を踏まえた仕様の改善を行うこと。 (4)地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。 特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。 (5)補助金や交付金の申請手続について、簡素化や様式の統一化を更に推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。 (6)議会の議決を要する工事、製造及び財産取得の予定価格の下限額については、近年の物価上昇等の社会経済情勢を考慮し、見直しを行うこと。 (7)都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」 (1)地方からの提案については、可能な限り実現すること。	(3)国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。 また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。 さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこととともに、<u>調査・照会（一斉調査）システムについては町村の意見を踏まえた仕様の改善を行うこと。</u> (4)同 左 (5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」 (1)<u>地方からの提案</u><u>地方分権改革に関する提案募集</u>については、<u>可能な限り実現すること。個別の提案への対応に留まらず、関係府省が提案の趣旨を踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化等、制度の横断的な見直しを進めること。</u>	(3)（修正） 「一斉調査照会システム」で、国が選択できる調査照会先（自治体の担当部署）は増加し、関係部署への転送等の負担は減少している。また、国が整備するシステムへの意見反映の趣旨は、「5. デジタル化の推進」の中で触れている。 2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」 (1)（修正） 地方からの提案に基づき、事務の統廃合、簡素化などを各省庁が主体となって進めていくよう求める。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。 3. 地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国による普通地方公共団体への指示については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。 また、行使される状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。 4. 地方公務員の制度に関すること (1)町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。 (2)地方公務員の地域手当は、支給地域について都道府県単位を基本とすることとされたが、地域によってはなお近隣市町村間で支給割合に差が生じているほか、都市と地方の間で最大 20%の過大な差が生じている。 このことにより、町村の人材確保に支障を来す懸念があることから、地域手当の支給割合を含めて、地方公務員給与の格差の在り方について早期に検討を行うこと。 また、地域手当を含めた都市と地方の賃金格差を是正するためにも、地方の民間賃金水準を向上させる施策を講じること。 (3)地方公務員の給与関係経費については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると大幅な増額が見込まれるため、必要な地方財政措置を講じること。 5. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。 6. 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。 7. 道州制は導入しないこと。	(2)同 左 3. 地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国による普通地方公共団体への指示国の指示権については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。 また、行使にあたってはされる状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限の措置とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。 4. 地方公務員の制度に関すること (1)同 左 (2)同 左 (3)<u>削 除</u> 5. 同 左 6. 同 左 7. 同 左	3.（修正） 趣旨を変えず、一部表現を簡潔に修文したもの。 4. 地方公務員の制度に関すること (1)（参考） 総務省からは定年引上げ期間中も一定の新規採用職員を継続的に確保し、中長期的な定員管理を行う旨の技術的助言がなされている。 (2)（参考） 「令和6年人事院勧告」において、10年という見直し期間の規定を削除し短期間で見直しを行うこと、最大 20%という支給割合の差が過大でとの指摘を踏まえ、支給割合の差の在り方を今後とも検討していくこととされており、その議論を注視していく。 (3)（削除） 当項目は国家公務員の月例給の上昇が地方公務員の給与費にも波及するため要望しているもの。8月の人事院勧告を踏まえ大会要望での掲載の有無を検討することとし、7月の要望では削除する。

4. 町村財政基盤の確立

行政委員会・財政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
4. 町村財政基盤の確立 （総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・デジタル庁） 現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。 さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。 町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 町村税源の充実強化 （1）地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。 ①国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。 ②地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。	4. 町村財政基盤の確立 （総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・デジタル庁） 同 左 1. 町村税源の充実強化 （1）同 左 ①同 左 ②同 左	1. 町村税源の充実強化

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)個人住民税の充実確保等 ①個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。 その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。 また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。 ②個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保すること。	<u>(2)経済活動の東京への集中等により拡大する財政力格差や行政サービスの地域間格差を是正し、都市と地方がともに持続可能な形で発展できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組について検討すること。</u> (2)<u>(3)</u>個人住民税の充実確保等 ①同 左 ②個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることのないよう、必要な安定財源を確保する丁寧な議論を行うこと。	(2)（新規） ・R8 税制改正大綱において、都市・地方の持続可能な発展のため、地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置など偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を検討することが明記されたことを踏まえ、新規に追加するもの。 (2)→(3)個人住民税の充実確保等 ②（修正） ・個人住民税については、R8与党税制改正大綱において、物価上昇に連動して給与所得控除の最低保障額を引き上げる仕組みが創設されるとともに、非課税限度額や基礎控除等について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討することとされたことを踏まえ修正するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
③道府県民税利子割の税収帰属の適正化のための抜本的な方策の検討に当たっては、税収の一定割合は市町村へ交付され、町村の貴重な財源となっているから、地方の意見を十分に踏まえること。 (3)固定資産税の安定的確保 ①固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。 ②土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。 ③税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。 特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。	③<u>削 除</u> (3)(4)固定資産税の安定的確保 ①同 左 <u>②令和9年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。</u> ②③土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。 ②④同 左	③（削除） ・R8 税制改正において、令和8年度分以後の道府県民税利子割について、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとされたため削除。 (3)→(4)固定資産税の安定的確保 ②（新規） ・令和9年度は評価替えの年のため、新規追加。 ②→③（参考） ・R6 税制改正大綱において、「納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、負担調整の仕組みを継続する」とされた一方で、「据置特例が存在することで、負担水準の不均衡が解消されない。更なる均衡化に向けた取組みが求められる」とされている。 ③→④（参考） ・R8 税制改正において、現行の新築住宅に係る減額措置が5年間延長することとされた。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。 (5)電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。	(4)(5)地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。 <u>また、「給付付き税額控除」については（P）</u> (5)<u>(6)</u>同 左	(4)→(5)（修正） ・社会保障国民会議において、「給付付き税額控除」の制度設計等及び、その導入までの間のつなぎとしての「食料品消費税ゼロ」について検討中。検討状況を踏まえて今後修正。 (5)→(6)（参考） ・R8 税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(6)道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。 自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。 また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」を廃止する場合は、地方への影響等を十分に考慮し、代替となる安定的な恒久財源を確実に確保すること。	(6)(7)道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。 <u>自動車税及び軽自動車税を含む自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立っての検討を行う場合に当たっては</u>、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の<u>確実な</u>確保を前提と<u>もつ</u><u>つ、すること。その際、</u>地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。 また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」揮発油税等の当分の間税率を廃止する場合は、<u>や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収に対しては、地方への影響等を十分に考慮し、代替となる安定的な恒久財源を確実にかつ早急に確保すること。</u>	(6)→(7)（修正） ・前段は、R8 税制改正大綱において、「令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る」とされ、その際は、「地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保」や「脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献」等に留意するものとされたことを踏まえ修正するもの。 ・後段は、R8 税制改正大綱において、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止に伴う地方の安定財源については、租税特別措置の適正化等の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得ること、安定財源を確保するまでの間も、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応することとされ、また、自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止するとともに、これに伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することとされたことを踏まえ修正するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(7)市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源となっており、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。 (8)ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。 所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。 ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。 (9)地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するための環境を整備すること。 (10)入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。 (11)地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。 (12)町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じること も含めて、町村の理解を得ながら進めること。 また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。	(7)(8)同 左 (8)(9)同 左 (9)(10)同 左 (10)(11)同 左 (11)(12)同 左 (12)(13)同 左	(7)→(8)（参考） ・R8税制改正大綱において、「…屋外分煙施設等の整備について、…地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。」とされた。 (8)→(9) (9)→(10) (10)→(11) (11)→(12) (12)→(13)（参考） ・税務事務の電子化については、納税通知書等の送付について、法人は R9.4、個人は R10.4 の開始を予定。 ・デジタル庁によると、基幹税務システムの標準化が R8 年度以降となる町村は、201 団体となる見込み（R7.12 末時点）。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(13)学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に係る業務システムの導入費等、必要な費用について十分な財政支援を講じること。 2. 地方交付税の充実確保等 (1)人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。 また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。 (2)地方一般財源総額については、2027年度までにおいて、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針2024」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。	(13)(14)同 左 2. 地方交付税の充実確保等 (1)人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。 また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や<u>「地方創生推進費」</u>、<u>「地域デジタル社会推進費」</u>及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。 (2)同 左	(13)→(14)（参考） 令和5年8月、「学校給食に係る公会計化等の推進状況調査の結果」が公表され、全体の34.8%が「実施を予定していない」と回答。情報管理のための業務システムの導入・改修・運用経費等に支障があることが原因として多く、公会計化を推進するための財政支援を要望するもの。 なお、令和7年度補正予算において、令和8年度からの小学校における給食費の抜本的な負担軽減の実施のため、公会計化のためのシステム導入・改修等の支援に42億円を計上している。 2. 地方交付税の充実確保等 (1)（修正） ・「新しい地方経済・生活環境創生事業費」の内訳とされていた「地方創生推進費」及び「地域デジタル社会推進費」がそれぞれ独立したため、修正。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)所得税の基礎控除等の検討においては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。 (4)臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。 また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。 (5)税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。 (6)過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。 (7)「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。 (8)交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に払い、財政健全化に努めること。 (9)地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。	(3)所得税の基礎控除等の検討においても見直しを行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。 (4)同 左 (5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 (8)同 左 (9)同 左	(3)（修正） ・所得税の基礎控除等については、R8 税制改正において、物価上昇に連動して基礎控除等を上げる仕組みが創設され、基礎控除等を適時に直すこととされたことを踏まえ修正するもの。 (4)（参考） ・令和7年度に引き続き、令和8年度についても、発行額がゼロとなった。 (7)（参考） ・「地方創生推進費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等対策事業費」については、「必要度」から「成果」に応じた算定へのシフトが平成29年度から令和6年度までの間に段階的に実施され、令和7年度以降、「必要度」と「成果」の割合が1対1となっている。 ・算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(10)基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。 (11)業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。 (12)地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）に変更すること。 (13)地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。 3. 地方債の充実改善 (1)町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。 また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。 (2)公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。	(10)同 左 (11)同 左 (12)同 左 (13)同 左 3. 地方債の充実改善 (1)同 左 (2)<u>令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」</u>については、<u>事業期間を延長すること。</u> また、対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。	(10)（参考） ・平成29年度から令和3年度にかけて、「業務改革の取組等を反映した基準財政需要額の見直し」が行われた。 ・窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映については、「経済・財政新生計画改革実行プログラム2025」において、2027年度まで「地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。」とされている。 3. 地方債の充実改善 (2)（修正） ・事業期間が令和8年度までとなっているため、延長を求める修正。 ・対象事業の拡充については長寿命化事業の対象施設に役場庁舎等公用施設を含めることを要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げ等、万全の財政措置を講じること。 (4)過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること。	(3)同 左 (4)同 左	

5. デジタル化施策の推進

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
5. デジタル化施策の推進 （総務省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・財務省・法務省） 全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体 DX やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 地方公共団体の情報システム標準化について (1)標準準拠システムへの移行費用について、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。 (2)システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。	5. デジタル化施策の推進 （総務省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・財務省・法務省） 全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタル化への対応は必須である。そのため、町村においては、自治体 DX やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 地方公共団体の情報システム標準化について (1)標準準拠システムへの移行費用については、<u>特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すとともに、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。</u> (2)システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。<u>しているため、普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。</u>	前文（修正） 文言修正。 1. 地方公共団体の情報システム標準化について (1)（修正） ○特定移行支援システム： ・34,592 件中 8,956 件（25.9%）が指定（R7.12 月時点）。 ・対象 1,788 団体中 935 団体（52.3%）が移行未了見込み（R8.3 現在） ○デジタル基盤改革支援補助金（基金）は、令和 12 年度末まで期限延長が確定。 (2)（修正） ○R8 年度運用経費（単年度措置） ①運用経費の一時的増加分（ガバクラ利用料等） →「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」補助金（1/2）+ 地方交付税（1/2） ②恒常的経費（人件費・物価高）→ 地方交付税 ③制度改正に伴う仕様変更→ 国庫補助金、地方交

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)各町村におけるシステム整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、特に経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行、効率的な運用に向けた支援を強化すること。 2. 行政のデジタル化等 (1)町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。 また、条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な措置を講じること。	(3)削 除 <u>(3)令和7年6月にとりまとめられた「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、運用経費の早期抑制に向けた取組を着実に推進すること。</u> 2. 行政のデジタル化等 (1)同 左	付税 ○R9年以降の政府方針は未定。 運用最適化計画及び「総合的な対策」により費用圧縮を進める方向だが、制度設計は未定。 経費の種類(①～③)は問わず、移行前の運用経費を上回る分については「全額国費」での財政措置を引き続き要求するもの。 【地方公共団体情報システム運用最適化計画スケジュール】 ・R8年5月頃 提出〆切 ・ 夏～秋頃 計画の確認、補助見込み額の通知 ・R9年1～2月頃 補助金の交付申請の受付 ・R9年3月頃 交付決定 ・R9年4月 実績報告、額確定、補助金交付 (3)（削除） 多くの町村では R7 年度で移行が終わるため削除。主な内容を、特定移行支援システムへの移行支援として(1)に記載。 (3)（新規） 令和7年6月にとりまとめられた「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」の確実な実行を促すもの。 (例)ガバメントクラウド利用料金の大口割引拡大、環境整備（公共 SaaS の基盤・業務一体調達）など 2. 行政のデジタル化等

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。 また、国等における研修を更に充実するとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化、DXソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を支援すること。 (3)マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図ること。 また、マイナンバーカードの更新手続に加え、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加に対応する必要があることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。 あわせて、マイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。 (4)マイナンバーカードの取得率を更に向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。 (5)マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。	(2)専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。 また、国等における研修を更に充実するとともに、eラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化、DXソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を支援すること。 (3)マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、<u>こと。</u> また、マイナンバーカードの更新手続に加え、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加に対応する必要があることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。 あわせて、マイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。 <u>また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限の到来による更新手続の集中が見込まれることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。</u> (4)マイナンバーカードの普及をさらに促進する取得率を更に向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。 (5)あわせて、制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。	(2)（修正） ○専門人材の確保・育成 現状、地域を問わず、行政、ベンダー、支援事業者など各主体での人材不足が問題化。特に、AIの活用やサイバーセキュリティへの対応が新たに自治体にも求められており、当該分野の高度専門人材の確保・育成は喫緊の課題。 ○デジタル分野の研修 現在、地方公共団体職員向けの研修は多種多様に提供されているため削除。 (3)（修正） ○更新事務 ・マイナンバー(10年):R7.10月が開始10年目 ・電子証明書(5年):大規模ポイント事業等で普及したカードの更新需要が集中 ○特急発行(R6.12～) ・交付までの期間:通常約1か月→最短1週間 ・対象:新生児、カード紛失・再交付、海外からの転入者など特定の理由がある申請者 ○国の事務負担軽減策 自治体職員が手作業で行う交付前設定業務をJ-LISで集約処理する方向性で検討中(デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するWG) (4)(5)（修正） (4)(5)の内容を一項目にまとめたもの。 ○マイナンバーカード保有枚数: 約10,114万枚(R8.1時点、保有率約81.4%)。マイナ保険証、免許証一体型等で普及が加速。 ○未取得者理由:「情報流出が怖いから」(35.2%)「申請方法が面倒だから」(31.4%)「メリットを感じないから」(31.3%)(R7.5デジタル庁調査)など、まだ啓発や推進策を進める必要がある。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(6)マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。 特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じること。 (7)マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。 (8)郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。 また、戸籍証明書の交付を安価に行えるよう、自治体基盤クラウドシステム（BCL）を活用した戸籍証明書の提供を可能とするとともに、それに伴う運用経費等は国において措置すること。 (9)戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知すること。 また、必要な経費については、全て国が負担すること。	(6)(5)同 左 (7)(6)同 左 (8)(7)郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。 また、戸籍証明書の交付を安価に行えるよう、自治体基盤クラウドシステム（BCL）を活用した戸籍証明書の提供を可能とするとともに、それに伴う運用経費等は国において措置すること。 (9)(8)同 左	(6)→(5)（参考） ○自治体中間サーバー・プラットフォーム 自治体内の基幹システムと、国の「情報提供ネットワークシステム」との間で、データ変換やセキュリティ確保等を担うものであり、運営資金は国費と市町村負担金で按分。例年、市町村負担分は各年度の地方交付税（補正）にて措置。 (7)→(6)（参考） ○制度による情報連携が可能な分野 社会保障（年金、労働、福祉・医療等）、税、災害対策。情報連携により添付不要となった事務手続数は2,230件（R2年） (8)→(7)（修正） 文言修正。 ○コンビニ交付に係る主な費用 ・J-lisが運営するコンビニ交付にかかる証明書交付センターの運営費用 ・コンビニへのシステム利用料 ○BCLは共同利用のスケールメリットにより、コストと事務負担の軽減が可能。 (9)→(8)（参考） ○R8～9年度に想定される事務 ・戸籍・住民票への振り仮名記載事務（氏名・旧氏） ・戸籍の附票システムの改修 ・戸籍の附票への旧氏（振り仮名）の記載事務

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(10)公金収納におけるeLTAXの活用など、デジタル化の推進については、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。 (11)町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。 (12)町村がアナログ規制の点検・見直しを円滑に行うことができるよう、技術的・財政的支援を充実すること。 3. デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用 (1)新たに共通化すべき業務、システムの候補の選定にあたっては、町村の意見を十分に聞き、反映させること。 (2)新たに共通化すべき業務システムを検討する際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。 その際、20業務の標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。	(10)(9)公金収納におけるeLTAXの活用などーデジタル化の推進については、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。 (11)(10)同 左 (12)(11)同 左 3. デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用 (1)新たに共通化すべき業務、システムの候補の選定にあたっては、町村の意見を十分に聞き、反映させること。<u>とともに、</u> (2)新たに共通化すべき業務システムを検討する際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。 その際、20業務の標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。	(10)→(9)（修正） 文言修正。 ○eLTAX利用にかかる自治体の財政的負担 ・システム：地方税共同機構への負担金 ・収納：スマホ決済等代行手数料（paypay等）、金融機関手数料（地方税共同機構含む） ・eL-QR：税外収納（介護保険料等）にも拡大予定（R8.9月～） (11)→(10)（参考） ○サイバー対処能力強化法及び同整備法（R7.5公布、R8.11頃施行予定）を受けた地方自治法の改正（R8.4施行）により、町村もセキュリティ方針の策定が義務化。 (12)→(11)（参考） ○デジタル行政推進法（R7.5施行）によりアナログ規制の見直しに向けた取組が強化。 ・条例・規則の総点検と改正作業の発生 ・法令に基づく「目視」「実地監査」等の廃止 ・公共施設・インフラ管理の効率化 ○町村のアナログ規制の点検・見直し状況 （令和7.4月現在） ・町村：実施済0% 実施中18% 実施予定17% 未定64% （R7.4総務省調査） 3. デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用 (1)(2)→(1)（修正） (1)(2)の内容を一項目にまとめたもの。 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の附則第2項において、法施行5年後（R8年度）に国が実施状況の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)町村においては、システム化により事務量やコストが増加する場合もあり得ることから、それぞれの実情に合わせて導入の是非を判断できるよう、自治体の規模に応じたコスト削減の効果や業務負担の軽減、費用対効果等を明確に示すこと。 (4)既に広域的な取組を行い、一定の成果を得ている場合には、その取組を尊重すること。 (5)新たなシステムを導入する際には、国の責任において確実に財源を確保すること。構築費用等の初期費用のみならず、ランニングコストや更新費用についても十分に検証し、財政力の弱い町村も積極的に参加できるような仕組みを構築すること。 4. 情報通信基盤の整備促進等 (1)情報通信インフラやこれを活用するためのシステム等の情報通信基盤については、国の責任において着実に整備を加速化すること。 (2)条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。 また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。 あわせて、公設光ファイバ等の民間移行を推進する観点から、公設設備の譲渡を受ける事業者への財政支援についても拡充を行うこと。 さらに、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。 なお、町村においても利活用のニーズが予測されるローカル 5G の普及促進に努めること。	(3)(2)同 左 (4)(3)同 左 (5)(4)同 左 4. 情報通信基盤の整備促進等 (1)同 左 (2)条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。 また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。 あわせて、公設光ファイバ等の民間移行を推進する観点から、公設設備の譲渡を受ける事業者への財政支援についても拡充を行うこと。 さらに、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。 なお、<u>地域課題の解決に資する町村においても利活用のニーズが予測されるローカル 5G の普及促進に努めるを図ること。</u>	(3)→(2) (4)→(3) (5)→(4) 4. 情報通信基盤の整備促進等 (2)(修正) ○ローカル 5G の活用が期待される分野 ・スマート農業(ドローン農薬散布・収穫ロボット遠隔操作) ・遠隔医療・オンライン診療 ・防災・インフラ監視(橋梁・法面のリアルタイム監視) ・鳥獣被害対策(AIによるイノシシ・クマ検知) ○デジタルインフラ整備推進事業 ※民間移行を伴う高度化更新における補助率 ・光ファイバ(自治体主体) 新規：離島 4/5、条件不利 1/2 更新：離島 3/4、条件不利は 1/2、 ※補助は「高度化(5G 対応等)＋民間移行」が条件。<u>高度化なしの単純譲渡や民間移行を伴わない場合は対象外</u> ※維持管理費補助：離島のみ

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。 (4)地上デジタルテレビ放送の通信施設を公設で整備している町村に対して、更新に係る費用を国が支援すること。	(3)同 左 (4)同 左 5. <u>新技術の導入</u> <u>生成 AI をはじめとする AI 技術の急速な進展・普及を踏まえ、小規模町村であっても安全・安心に AI を活用できるよう、技術的・財政的支援を行うこと。</u>	※公設のままの条件不利町村(離島除く)は、維持管理費・老朽更新費共に対象外。 5. (新規) ○AI 法 (R7.9 全面施行) ○人工知能基本計画 (R7.12 閣議決定) ○都道府県の 87%・指定都市の 90%が生成 AI 導入済みの方、その他市町村は 29%と、一般的な基礎自治体では導入に遅れ。(R7.6 月現在) ○「国・地方デジタル共通推進連絡協議会 WT」において、システムの費用負担やセキュリティの確保について言及。

6. 地方創生の実現に向けた国土政策の推進

財政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 地方創生の実現に向けた国土政策の推進 （国土交通省・総務省・法務省・内閣官房・財務省・農林水産省・ 経済産業省） 国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。 さらに、今後の国土政策においては、人口減少・少子高齢化が続く中で、「持続可能な国づくり・地域づくり」「都市・農山漁村共生社会の実現」に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたって担っていけるよう、地方分散型で地方を重視した国土政策を強力に展開する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 国土政策の推進に当たっては、町村が、少ない人口ながら4割におよぶ広い国土を守り育み、伝統文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の保全、災害危機対応など、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要な役割を担い続けていることを踏まえ、「地方分散型の国づくり」や「将来にわたり持続可能で安全安心な地域社会」を実現することができるよう、各分野にわたる諸施策を積極的に展開すること。	6. 地方創生の実現に向けた国土政策の推進 （国土交通省・総務省・法務省・内閣官房・財務省・農林水産省・ 経済産業省） 同 左 1. 同 左	

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 国土形成計画（全国計画 令和5年7月閣議決定）において、目指す国土の姿として掲げられた「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、地域の魅力を高めて、地方への人の流れを作り出し、東京一極集中を是正する施策を推進すること。 また、「小さな拠点」をはじめ、地域運営組織（RM0）や特定地域づくり事業協同組合等の活動への支援等、個性ある地方の創生のための町村の取組を積極的に支援すること。 3. 地方創生を強力に推進する上で重要な高速自動車国道、一般国道、地方道等の連携による道路ネットワークを整備促進するとともに、長期安定的に必要な財源を確保すること。 4. 地域公共交通の維持・確保 (1)中山間地域、過疎、離島、半島等の条件不利地域を始め、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。 (2)町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実強化すること。 なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。 (3)鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、生活路線のみならず観光路線として地域鉄道を維持するための補助経費や利用促進・活用を推進する取組に対し、十分な支援を行うこと。 また、地域の鉄道の在り方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとする とともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を講じること。	2. 同 左 3. 同 左 4. 地域公共交通の維持・確保 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	4. 地域公共交通の維持・確保 (1)（参考） 国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業」等 R8 予算額：206 億円（R7 予算額：209 億円） (2)（参考） 「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」として、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援。 （【「交通空白」解消タイプ】地方公共団体、交通事業者等に対して、サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入に要する費用等を 500 万円まで定額、それを超える場合は 2/3（上限 1 億円）を補助。） (3)（参考） 社会資本整備総合交付金の基幹事業として、地域公共交通再構築事業（R8 予算額：4,597 億円の内数、R7 予算額：4,874 億円の内数）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)地域公共交通確保維持事業費の補助要件となる地域公共交通計画の策定に対し、十分な支援措置を講じること。 5. 町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。 6. 所有者不明土地対策の推進 (1)所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うこと。 (2)町村が住民の生活環境保全のために実施する財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図ること。 7. 土地基本方針に基づく個別施策の推進に当たっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。 8. 町村が地籍調査を円滑に実施できるよう必要額を確保すること。 また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援を充実強化すること。	(4)同 左 5. 同 左 6. 所有者不明土地対策の推進 (1)同 左 (2)同 左 7. 同 左 8. 同 左	(4)（参考） 地域公共交通計画：地方公共団体が地域交通の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い作成するもの。計画作成数は1,205件（R7.11末時点） 6. 所有者不明土地対策の推進 (1)（参考） ・R5.4.27 から始まった相続土地国庫帰属制度は、相続したものの利用予定がない土地について、一定の要件を満たした上で、10年分の管理費相当額の負担金を納めれば、土地を手放すことができる。将来「所有者不明土地」になるのを防ぐ狙いがある。 ・申請件数 5,032 件のうち帰属件数は 2,435 件（R8.1 末時点） (2)（参考） ・財産管理人には、「相続財産管理人」のほか、「不在者財産管理人」、「所有者不明土地管理人」がある。 ・所有者不明土地等対策事業費補助金（R8 予算額：5,100 万円、R7 予算額：6,300 万円）により、主に①所有者不明土地・低未利用土地の実態把握、対策計画の作成②所有者不明土地・低未利用土地の管理等に関する広報・啓発③所有者不明土地・低未利用土地における地域活性化のための簡易な設備の整備（水栓等）に対する支援を実施。※③は R8 拡充内容 8.（参考） 地籍調査 R8 予算額：106 億 3,400 万円、R7 予算額：108 億 5,800 万円

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
9. 空き家対策の推進 (1) 町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、緊急安全措置（即時強制）の規定整備、借地上にある空き家対策等について積極的に検討を行うこと。 (2) 行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申立等、町村が実施する空き家対策に要する費用に対する財政措置を充実強化すること。 (3) 移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも空き家の有効活用は重要であることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金等により、積極的に支援を行うこと。 また、全国的に空き家が増加している現状を踏まえ、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。 さらに、空き家が放置されるのを防ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地特例の在り方についても検討すること。 (4) 空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、一体的に検討を行うこと。 10. 今後想定される大規模地震等に備えるため、社会資本整備総合交付金による住宅の耐震改修等に係る補助限度額を引き上げるとともに、必要額を確保すること。 11. 吹付アスベスト（非飛散性アスベストを含む）等が施工されている公共施設の老朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政措置を充実強化するとともに、当該事業に係る処理基準や技術的な助言を、速やかに情報提供すること。 12. 近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引上げを継続的に行うこと。	9. 空き家対策の推進 (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも空き家の有効活用は重要であることから、<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金地域未来交付金</u>等により、積極的に支援を行うこと。 また、全国的に空き家が増加している現状を踏まえ、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。 さらに、空き家が放置されるのを防ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地特例の在り方についても検討すること。 (4) 同 左 10. 同 左 11. 同 左 12. 同 左	9. 空き家対策の推進 (2)（参考） 空き家対策総合支援事業（R8 予算額：59 億円、R7 予算額：59 億円…空き家の除却、空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）等に対する補助。 (3)（修正） 新しい地方経済・生活環境創生交付金は地域未来交付金に改称されたことを踏まえ修正。 10.（参考） 住宅の耐震改修等に係る支援としては、例えば、補強設計費及び耐震改修工事費等を合算した額に対するパッケージ支援として、対象工事費の8割を限度に、国と地方を合わせて、密集市街地で175万円、多雪区域で140万円、その他115万円まで交付している。

7. 環境保全対策の推進

財政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
7. 環境保全対策の推進 （環境省・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省） SDGs やパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年、2035 年、2040 年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取組が求められている。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 脱炭素社会の推進 （1）豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。 （2）地域の脱炭素化に当たっては、企業や金融機関など関係主体の取組が円滑に行われるよう、国がイニシアティブを発揮すること。 （3）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。	7. 環境保全対策の推進 （環境省・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省） 同 左 1. 脱炭素社会の推進 （1）同 左 （2）同 左 （3）同 左	前文（参考） 温室効果ガス排出削減目標として、国は国連に 2030NDC（R3.10.22）、2035/2040NDC（R7.2.18）を提出している。（我が国の温室効果ガス 2013 年度比、2030 年度 46%減、2035 年度 60%減、2040 年度 73%削減を目指す。） 1. 脱炭素社会の推進 （3）（参考） ・脱炭素先行地域の選定は令和 7 年度までで 102 地域で終了。環境省は令和 8 年度以降の 5 年間で新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組むこととしている。 ・環境省「地域脱炭素推進交付金」R8（案）：270 億円（R7 予算：385 億円）、R7 補正：335 億円（R6 補正：365 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)災害時の公共施設のエネルギー確保に資するため、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を令和8年度以降も継続するとともに、予算の大幅拡充を図ること。 (5)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入や断熱改修の推進等により、住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、効果的な支援策を検討すること。 (6)2035年に乗用車の新車販売で電動車100%の実現が表明されたことを踏まえ、充電インフラの整備について、補助要件の大幅拡充など、更に積極的に設置を進めること。 2. 地球温暖化対策の推進 (1)町村における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に当たっては、専門的な知見や財源不足等が懸念されることから、地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負担が生じないよう技術的人的支援や財政支援を講じること。	(4)削 除 (5)(4)同 左 (6)(5)同 左 2. 地球温暖化対策の推進 (1)同 左	(4)（削除） - 同事業が延長されたため、削除。 - 環境省「地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化」R8 予算（案）：20 億円（R7 予算：20 億円）、R7 補正：40 億円（R6 補正：20 億円） - 災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入にかかる費用の一部を補助。302 の自治体（うち町村数 108）が導入している（令和6年度末時点）。 (5)→(4) (6)→(5)（参考） - 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進事業」R7 補正：500 億円（R7 予算：100 億円） 2. 地球温暖化対策の推進 (1)（参考） - 地球温暖化対策推進法により、指定都市、中核市、特例市以外の市町村は、再エネ利用促進の実行計画（区域施策編）の策定が努力義務となっている。 - R6.10 時点で 273 町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定している。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の地方公共団体実行計画に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に財政上の措置を講じること。 なお、令和7年度末で期限を迎える「脱炭素化推進事業債」については、事業期間の延長を図るとともに、十分な財源を確保すること。 (3)地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。 3. 循環型社会の構築 (1)第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するとともに、町村の取組を支援すること。 (2)全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないように、当初予算において所要額を確実に確保すること。 (3)小型家電リサイクル制度の推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。 なお、制度の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえること。 (4)家電リサイクル制度の見直しに当たっては、次の事項を実現すること。 ①家電製品の再商品化費用の徴収方法について、不法投棄の防止と適正処理等の更なる促進を図るため、速やかに「前払い方式」に移行すること。	(2)町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の地方公共団体実行計画に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に財政上の措置を講じること。 なお、令和7年度末で期限を迎える「脱炭素化推進事業債」については、事業期間の延長を図るとともに、十分な財源を確保すること。 (3)同 左 3. 循環型社会の構築 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 ①同 左	(2)（修正） ・脱炭素化推進事業債は令和12年度まで延長されたため修正。 ・総務省「脱炭素化推進事業債」R8事業費1,000億円（R7：1,000億円） (3)（参考） ・R7.12時点で70市町村（うち町村は30）が地域脱炭素化促進事業における促進区域を設定。 ・事業者が事業計画を作成し、市町村が認定する。 3. 循環型社会の構築 (2)（参考） ・環境省「一般廃棄物処理施設の整備」R8 予算（案）：537億円（R7 予算：526億円）R7 補正：1,199億円（R6 補正：1,006億円） (3)（参考） 貴金属やレアメタル（希少金属）を取り出して有効活用を目指したが、中古品を廃棄せずフリマアプリなどに出品、再利用するケースが増えており、回収目標の見直しが検討されている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
②インターネット通販の拡大等、販売方法及び購買行動が多様化している実態を踏まえ、事業者の引取義務が十分に果たされる回収の仕組みを構築すること。 また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。 ③不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととすること。 また、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。 (5)持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。 また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。 (6)プラスチック一括回収の導入による分別回収品目の追加や資源回収量等の増加に伴い、町村に過度な負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。 (7)自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。 また、不法投棄車の回収費用等について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。 (8)国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。	②同 左 ③同 左 (5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 (8)同 左	(5)（参考） ・分別収集・選別保管の費用は市町村負担。リサイクル費用は事業者負担。 ・事業者側は、想定よりもリサイクル費用が少額だった場合、その差額の2分の1を市町村側に合理化拠出金として支払っている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(9)低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等、総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。 (10)リチウム蓄電池等については、破損・膨張したものや電池一体型製品も含め、製造・販売事業者の回収及び再資源化の義務が十分に果たされる仕組みを構築するとともに、回収等の体制を構築する町村に対する万全の支援措置を講じること。 4. 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 (1)海岸漂着物等対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。 なお、漂着木造船等については、回収・処理に当たる自治体の実情を十分考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。 (2)海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。 (3)国外からの海岸漂着物等については、原因究明とその防止策、監視体制の強化等、外交上適切に対応すること。 5. 「地域循環共生圏」の推進 (1)各地域で「地域循環共生圏」を推進するため、災害に強い地域づくり、地域資源を活用した分散型エネルギーシステムの構築、高齢化社会に適した交通・移動システムの導入、地域特性を活かしたビジネス創出や気候変動への適応等のために必要な財政支援を拡充すること。 (2)「地域循環共生圏」の推進のため、複数年間にわたる事業の確実な実施、高度な技術・知見を有する人材の確保並びに民間からの資金調達を促すための ESG 地域金融の普及促進を図ること。	(9)同 左 (10)同 左 4. 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 5. 「地域循環共生圏」の推進 (1)同 左 (2)同 左	4. 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 (1)（参考） ・環境省「海岸漂着物等地域対策推進事業」R8 予算（案）：1.7 億円（R7 予算：1.7 億円）、R7 補正：38 億円（R6 補正：35.3 億円） ・北朝鮮由来の漂着木造船の処理については、補助金以外の市町村負担分に対し特交措置。 5. 「地域循環共生圏」の推進

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)「脱炭素・循環・共生」のみならず、地域活性化や地域が直面する諸課題の克服にも資する施策を、地域のニーズを丁寧に汲み取り、町村をはじめ地域の様々な関係者と密接に連携しながら、関係省庁が一体となって実施すること。 6. 特定外来生物の防除に対する支援 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、町村が行う特定外来生物の防除等については、十分な財政支援等の地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。 7. 有機フッ素化合物（PFAS）への対応に対する支援 近年、国の暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFAS）が検出される事例が全国で確認され、健康被害の懸念があることから、町村が行う水の安全性確保等の取組に対し財政的・技術的支援を行うこと。	(3)同 左 6. 特定外来生物の防除に対する支援 同 左 7. 有機フッ素化合物（PFAS）への対応に対する支援 同 左	6. 特定外来生物の防除に対する支援 (参考) ・環境省「外来生物対策費」R8 予算（案）1,233 百万円（R7 予算：614 百万円）、R7 補正：600 百万円 7. 有機フッ素化合物（PFAS）への対応に対する支援 (参考) 有機フッ素化合物(PFAS)のうち PFOS 及び PFOA について、環境省は水道法上の「水質基準」に引き上げる省令が本年4月から施行された。自治体や水道事業者には、水質検査の実施（原則3ヶ月に1回）や濃度が基準（PFOS 及び PFOA の合計値 50 ng/L）を超えた場合の改善が義務づけられた。

8. 地域保健医療対策の推進

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
8. 地域保健医療対策の推進 （厚生労働省・総務省・デジタル庁・財務省・文部科学省） 人口動態の変化に伴い、医療の需要や提供体制等の地域差が拡大する中で、地域における医療提供を維持するためには総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 医療提供体制の充実強化 （1）病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。 （2）医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。 また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。 （3）地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。 （4）中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。	8. 地域保健医療対策の推進 （厚生労働省・総務省・デジタル庁・財務省・文部科学省） 同 左 1. 医療提供体制の充実強化 （1）同 左 （2）医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。 また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。 （3）同 左 （4）同 左	1. 医療提供体制の充実強化 （1）（参考） 病院の耐震化率：80.5%（うち災害拠点病院及び救命救急センター：96.0%）【令和 5 年調査】 （2）（修正） 文言修正。 平成 30 年 4 月から開始した新専門医制度では、医師偏在是正のため、2018 年度専攻医募集から採用上限数（シーリング）が設定された。 （3）（参考） 重点区域への派遣医師・従事医師への手当増額といったインセンティブをつける一方、外来医師過多区域で新たに診療所を開業する際には、事前の届出や医師不足地域での医療提供を求めることができるという医師偏在対策が盛り込まれた改正医療法が 4 月から施行。今後は、医師への手当額の水準の検討や保険者との調整が進む見通し。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(5)看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。 (6)医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。 2. 自治体病院等への支援 (1)地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院の経営の安定化を図るため、一層の財政措置を講じること。 (2)地域の医療機関の経営が厳しい状況に置かれていることから、地域医療を維持するための支援を強化すること。 また、社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに、実施すること。 (3)医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。 (4)医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。 (5)医療DXの推進については、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関ごとの進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。	(5)同 左 (6)同 左 2. 自治体病院等への支援 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 (5)医療DXの推進については、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関ごとの進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。 <u>また、国の責任において、必要となる費用や保守・運用費用に対し、十分な財政措置を講じること。</u>	(6)（参考） 「令和７年度医師の働き方改革と地域医療への影響に関する日本医師会調査」によると、地域の医療提供体制における影響については、現時点においては全体的に大きな影響は出ていないとの結果が報告されている。 2. 自治体病院等への支援 (2)（参考） 令和８年度診療報酬改定では、医師の技術料や人件費にあたる本体部分の改定率は３.09％で、30年ぶりの大幅な引き上げとなった。 (3)（参考） 令和８年度診療報酬改定において、ICT利活用・適切な看護業務遂行などの厳格な要件を前提として、看護配置基準を１割緩和することとされた。 (4)（参考） 令和６年度の地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分割合は、公的機関：民間機関＝35.7：56.4となった。 (5)（修正） 文言修正。 令和８年度診療報酬改定では、診療録管理体制加算におけるサイバーセキュリティ対策要件の見直しを行ったうえで、初診料、再診料、入院料の加算として『電子的診療情報連携体制整備加算』を新設することとされた。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(6)公費負担医療及び地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入に対する自治体システム改修等補助金は、令和7年度のみ措置とされているが、町村の置かれている状況は様々であることを考慮し、令和8年度以降にシステム改修を行う場合においても補助対象とするともに、運用費用に対する財政支援を講じること。 (7)外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。 3. 救急医療・周産期医療の体制整備 小児救急を始めとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。 4. 在宅医療等の推進 (1)市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。 (2)在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。	(6)削除 (7)(6)同 左 3. 救急医療・周産期医療の体制整備 同 左 4. 在宅医療等の推進 (1)同 左 (2)同 左	(6)（削除） 公費負担医療及び地方単独医療費助成におけるオンライン資格の導入にあたっては、各町村においてシステム改修が必要となることから、令和7年度に実施する改修のみに対し、補助金（基準額500万円、補助率1/2）が用意されていたが、令和7年度補正予算で46億円が計上され、令和8年度分の改修も対象となった。 運用費用は、公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格を導入する自治体が負担することとなっており、登録受給者1人当たり月額2円程度が想定されている。 (7)→(6)（参考） 訪日外国人が医療機関を受診し、未払いのまま帰国して未収金となる事例が増え、全国的な問題となったもの。 医療費未払い対策マニュアルを作成し対策を講じているが、自治体病院等を含む医療機関における未収金の問題について、適切な措置や支援を求めるもの。 3. 救急医療・周産期医療の体制整備 4. 在宅医療等の推進

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
5. がん検診の推進 がん検診の推進に当たっては、対象年齢を上げるとともに、必要な財政措置を講じること。 6. 感染症対策の充実強化等 (1) 中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣や病床確保等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。 (2) 新型コロナワクチンの定期接種については、対象者の接種控えや実施主体である町村の財政負担の増加につながらないよう、国による財政措置を講じること。 (3) おたふくかぜの有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。 また、新たに安全性が確認されたワクチンの定期接種化に当たっては、早期にスケジュール等を明確に示すこと。 (4) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。 (5) 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染防止に関する必要な対策を推進すること。	5. がん検診の推進 同 左 6. 感染症対策の充実強化等 (1) 同 左 (2) <u>削 除</u> (3) <u>(2)</u> 同 左 (4) <u>(3)</u> 同 左 (5) <u>(4)</u> 同 左	5.（参考） 国のがん検診無料クーポン配布事業は、対象年度に検診を受けられなかった場合、次の対象年度まで公費負担の恩恵は受けられないことから、該当年度を経過しても受診可能となるよう求めるもの。 (2)（削除） 65歳以上の高齢者と基礎疾患のある60～64歳の人を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種の助成事業終了から2年が経過したことから削除。 (3)→(2)（参考） 带状疱疹ワクチンは、令和7年度より65歳を対象とする定期接種（B類疾病）に位置付けられた。 (4)→(3)（参考） ○現行の定期接種 第1期：生後2か月から、5種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、Hib感染症）を4回接種する。 第2期：11歳から、2種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）を1回接種する。 第2期の定期接種におけるポリオワクチンの追加接種及び3種混合ワクチンの代替化については、「厚生科学審議会ワクチン評価に関する小委員会」において引き続き検討するとしている。 (5)→(4)

9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進 （こども家庭庁・厚生労働省・デジタル庁・文部科学省・総務省・財務省） 我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域等様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。 そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には必要な財源の確保を行うこと。 また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。	9. 少子化対策とこども・子育て政策の推進 （こども家庭庁・厚生労働省・デジタル庁・文部科学省・総務省・財務省） 同 左 1. 同 左	

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や、町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。 また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。 3. 「こども未来戦略」について (1)「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う町村の意見を十分反映させること。 また、こども・子育て政策の強化を支える財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含め国の責任において確実に確保するとともに、町村が独自に行うサービスの提供についても、地域の実情に応じた創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保及び充実を図ること。 (2)子ども・子育て支援金制度については、制度の目的や負担額等、国民による理解が十分に得られるよう、国の責任で周知広報を行うとともに、新たに発生する事務及びシステム改修に対し、確実に財政支援を行うこと。 (3)こども誰でも通園制度については、町村の実施状況等を踏まえるとともに、人材確保に地域間格差が生じないよう、条件不利地域の処遇の在り方の見直しを行うなど、地域の実情に合わせて円滑に実施できる制度設計とすること。 (4)学校給食費の無償化を制度化するに当たっては、町村現場の実情や意見を十分に踏まえつつ、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すこと。また、費用負担については全額国費で措置すること。	2. 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や<u>をはじめ</u>、町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する<u>し</u>、更なる財政支援等の充実を図ること。 また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。 3. 「こども未来戦略」について (1)「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、<u>地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う町村の意見を十分反映させること。また、こども・子育て政策の強化を支える財源については、<u>を実施するための財源については、</u>地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含め国の責任において確実に確保するとともに、<u>こと。</u></u> <u>また、町村が独自に行うサービスの提供についても、地域の実情に応じた創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保及び充実を図ること。</u> (2) 子ども・子育て支援金制度については、制度の目的や負担額等、国民による理解が十分に得られるよう、国の責任で<u>継続的な</u>周知広報を行うとともに、<u>新たに発生する事務及びシステム改修に対し、確実に財政支援を行うこと。</u> (3) こども誰でも通園制度については、<u>町村の実施状況等を踏まえるとともに、人材確保に地域間格差が生じないよう、条件不利地域の処遇の在り方の見直しを行うなど、</u>が地域の実情に合わせて円滑に実施できる制度設計とすることよう、十分な支援を講じること。 (4) <u>削 除</u>	2. (修正) 文言整理。 地域少子化対策重点推進交付金…結婚、子育てに関する地方公共団体の地域の実情に応じて実施する取組や、新婚世帯を対象に地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援するものである。 3. 「こども未来戦略」について (1) (修正) 「こども未来戦略」の各施策が令和8年度までに実施段階へ入ることを踏まえ、制度設計に関する表現を削除。 (2) (修正) 子ども・子育て支援金制度は令和8年度より開始されるため、準備段階の要望項目は削除し、開始後の継続的な周知広報を求める内容に修正。 (3) (修正) こども誰でも通園制度は令和8年度から全国実施されるため、制度設計に関する表現を削除。なお、人材確保の地域間格差への対応を求める内容は、より包括的な項目である6.(2)へ統合。 (4) (削除) 本項目は削除し、「15. 教育施策等の推進」の8.において新たに項目立てている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
4. 「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないよう、地域の実情等を踏まえ、実施主体となる町村に対し人的支援、財政支援等必要な支援を行うこと。 5. こども医療費助成事業については、自治体の財政力によって格差が生じない全国統一的な制度として実施できるよう、国として必要な財政支援を行うこと。 6. 子ども・子育て支援新制度について (1)子ども・子育て支援新制度については、町村が地域の実情に応じ、こども・子育て世帯と妊産婦等のニーズに対応したサービスを安定的に実施できるよう、国において必要な財源を確保するとともに、適切な措置を講じること。 (2)地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こしなど一層の人材確保に取り組むこと。	4. 同 左 5. 同 左 6. 子ども・子育て支援新制度について (1)同 左 (2)地域における保育サービスを持続的に提供できるようにするため、<u>人材確保に地域間格差が生じないよう、保育士の養成や条件不利地域の処遇の在り方の見直しを含めた処遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こしなど一層の人材確保に取り組むこと</u>対策を講じること。	4.（参考） 本計画は、幅広いこども政策の具体的な取組を取りまとめるもの。なお、2026 版は、「こども版骨太の方針」としてのより実効的な意味を持たせるため、従前のこども施策を網羅的に記述したものではなく、政府全体として特に重点的に取り組むべきこども政策の重点施策を示すものとなる。本計画は毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しが図られる。 5.（参考） 全国どこでも同じ制度の下に、安心して医療を受けられるこどもの医療費助成制度が必要であるため要望。令和7年4月1日時点において、全ての都道府県及び市区町村が助成を実施。対象年齢等について、市区町村では、通院、入院ともに18歳年度末（高校生まで）が最も多い。 6. 子ども・子育て支援新制度について (1)（参考） 家庭によって年齢や家族構成は様々で多様なニーズがある。町村にはそれらに対応するサービスの実施が求められており、財源と適切な措置を求めるもの。 (2)（修正） 削除した旧3.(3)から、人材確保の地域間格差への対応を求める内容を移管。 保育士不足の深刻化や保育士の新配置基準への対応、こども誰でも通園制度の開始に伴う現場負担を考慮し、条件不利地域を含めた処遇改善等を要望するもの。 なお、公定価格の地域区分への対応は、R8.4からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に検討を進めるとされている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和等、対策の充実・強化を図ること。 7. 全てのこども・子育て世帯と妊産婦等に、町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等については、国において必要な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。 8. 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。 9. 困難を抱えるこども・子育て世帯の支援について (1)生まれ育った家庭状況に関わらず、こどもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。 また、経済的基盤の弱いこども・子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。 (2)こどもの貧困対策として、町村等が実施する生活・学習支援やこどもたちが安心して過ごせる居場所を確保する「児童育成支援拠点事業」等、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の確保・拡充を図ること。	(3)同 左 7. 同 左 8. <u>町村が児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に円滑に取り組めるよう、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。</u> 9. 困難を抱えるこども・子育て世帯の支援について (1)生まれ育った家庭状況に関わらず、こどもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。 また、経済的基盤の弱いこども・子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。 (2)同 左	(3)（参考） 保育園から小学校に上げる際に直面する社会的問題「小1の壁」解消のため、放課後児童クラブの拡充を求めるよう要望。 7.（参考） 妊婦と配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うことで、先を見越した子育てを行えるように支援し、不安なく生活できるようにするため要望。 「産後ケア事業」…出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う。市町村の努力義務。 8.（修正） 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の対象期間が令和8年度までであるため、名称を削除。 9. 困難を抱えるこども・子育て世帯の支援について (1)（修正） 趣旨を維持しつつ、より簡潔な表現に整理。 なお、「困難を抱えるこども・子育て世帯」とは、貧困やヤングケアラー、障害児、医療的ケア児、ひとり親家庭等を言う。 (2)（参考） こども食堂（こども家庭庁）や学習支援（文科省）、こどもの居場所づくりなど市町村で取組を行っている。それら取組の財政支援を要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備に係る補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。 また、特別な配慮を要するこどもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。 (4)年齢に見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、こどもの心身の健やかな育ちのためにも早期対応等が必要であり、相談体制の整備等を推進するとともに、町村や民間支援団体等が行う支援に対する財政措置等の拡充を図ること。 10. 不妊治療について、こどもを望む夫婦の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡充等を図るとともに、地方自治体が独自に実施する支援策への財政支援を行うこと。 11. こども政策 DX の推進について、利用方法や費用負担の在り方等を国から丁寧に示すこと。 また、整備の進捗状況によって自治体間に差が出ないように十分に配慮して進め、全ての町村が円滑に実施できるよう支援を講じるとともに必要な財源を確実に確保すること。	(3)同 左 (4)同 左 10. 同 左 11. こども政策 DX の推進について、<u>利用方法や費用負担の在り方等を国から丁寧に示すこと。係る具体的な情報を早期に提示すること。</u> また、整備の進捗状況によって自治体間に差が出ないように十分に配慮して進め、全ての町村が円滑に実施できるよう支援を講じるとともに必要な財源を確実に確保すること。	(3)（参考） 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、支援措置が自治体に対して責務とされていること、「こども未来戦略」においても支援体制の促進が明記されていることから要望。 (4)（参考） ヤングケアラーが社会問題となっており、社会的に支援の気運の高まり、行政においても調査や支援の施策が出ているため要望。 10.（参考） 少子化対策において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確立は欠かせないものであり、不妊治療等への支援制度の充実をはかる必要があるため要望。不妊治療は R4.4 より公的医療保険適用となっているが、自治体は保険適用外の治療について自主財源で補助金を出すなど、独自の支援策を講じている。 11.（修正） 文言修正。 R7.7 にこども家庭庁としての当面の取組方針を示した「こども政策 DX の推進に向けた取組方針 2025」における工程表において、DX の多くが令和 8 年度以降に運用開始の予定とされており、実装に向けた検討が進められているが、具体的な情報や対応方法、費用負担の在り方等が明確ではないため要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
12. こども性暴力防止法の施行に当たっては、町村の事務負担に十分配慮するとともに必要な経費を措置すること。 また、制度内容等については、国民の理解が十分に得られるよう、国の責任で周知広報を行うこと。	12. こども性暴力防止法の施行に当たっては、町村の事務負担に十分配慮するとともに<u>し、必要な経費を措置すること。また、制度内容等については、国民の理解が十分に得られるよう、とともに、国の責任で継続的な周知広報を行うこと。</u>	12.（修正） こども性暴力防止法は、令和8年12月に施行されることから、制度の継続的な周知を求めるなど時勢を踏まえた内容に修正。 なお、本法は、学校や保育所など、こどもと関わる事業者に対し、犯歴確認や安全確保措置、防止措置、情報管理措置等を義務付けるものであり、町村は、公立小中学校や保育所、児童館などの設置者であることから、本法の義務主体となる。

10. 障害者保健福祉施策の推進

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
10. 障害者保健福祉施策の推進 （厚生労働省・内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・文部科学省） 障害者及び障害児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 地域生活支援事業等については、全ての利用希望者にサービスが行渡るようにするとともに、地域住民の障害福祉を担う町村に過度な財政負担とならないよう国の責任において必要な予算総額を確保すること。 2. 重度心身障害者への医療費助成については、自治体の財政力によって格差が生じないよう、国による全国統一的な制度の創設や適切な財政措置を講じること。	10. 障害者保健福祉施策の推進 （厚生労働省・内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・文部科学省） 同 左 1. 同 左 2. 同 左	1.（参考） 地域生活支援事業の財源は裁量的経費であることから、市町村の国庫補助率分が確保されていない実態がある。市町村によっては、多様なサービスを展開するものの、補助金額が少ないことから費用負担が多くなっている場合もあるため、十分な予算確保を求めるもの。 2.（参考） 身障者手帳 1・2 級所持者等が病院等で診療・投薬を受けたり、治療用の補装具を作った際の窓口で支払う保険の自己負担分の一部を助成する重度心身障害者の医療費助成は、全国的に展開しているが、都道府県・市町村の単独事業であり、国からの財政支援等は行われていない。前述の事情から、対象者の範囲や所得制限の有無など助成内容に自治体間の差が生じているため、財政力の差異なく実施できるよう要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入及び育成等を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。 また、サービス内容に即した報酬単価の見直しや十分な財政支援を講じること。 4. 自立支援給付費等における、事業者の不正等による国庫負担金の返還については、回収額に応じたものにするなど、市町村にのみ責任を負わせることがないよう制度の見直しを行うこと。 5. 障害者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。	3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左	3.（参考） 町村が障害福祉サービスを拡充していくためには、地域における事業者の参入・育成や人材の確保、また、サービス内容に見合った報酬単価の見直し等が必要であるため要望。 なお、報酬単価の改定は3年周期であり、次回はR9年度に当たるが、障害福祉職員の処遇を他職種と遜色のない水準へと着実に改善するため、R8年度は改定率+1.84%の期中改定を実施。 4.（参考） 事業者の不正等により国庫負担金の返還が必要となった場合、事業者からの返還が見込めない場合でも、一律に市町村が返還しなければならない制度となっている。市町村は一般財源で国負担分(1/2)と都道府県負担分(1/4)を捻出することとなり、負担となっているため要望するもの。 なお、R7年の地方からの提案等に関する対応方針（R7/12/23閣議決定）において、「全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、R8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。 5.（参考） 「障害者差別解消法」に基づき町村の責務とされている取組全般について、円滑な実施を図るための財政措置を要望。また、「障害者総合支援法」改正（R6/4/1施行）により、相談窓口の整備等ソフト面での努力義務が課せられたことを踏まえ、必要な人材確保に向けた支援についてもあわせて要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき地域が円滑に障害者雇用を進めるには、支援体制の構築が必要であるため、国は財政支援等の適切な支援措置を講じること。 7. 障害者総合支援法に基づき町村が実施する障害者相談支援等について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となっている現行の取扱いを見直すとともに、消費税の課税対象としない措置を講じること。	6. 同 左 7. 同 左	6.（参考） 障害者が自立した生活（一般就労により生活費を稼ぎ、自分らしい生活）を過ごすためには、円滑な障害者雇用や企業・地域の理解が重要である。それらを促進するには、町村のみならず、企業を含めた地域全体での支援体制の構築が必要であり、そのための財政支援等を要望するもの。 なお、R4.6の改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率は段階的に引き上げられている。 7.（参考） 障害者総合支援法に規定する「一般相談支援事業」及び「特定相談支援事業」は社会福祉法に基づく社会福祉事業に位置付けられており、非課税。一方、「障害者相談支援等」については、その事業の役割や機能から、実態としては社会福祉法に基づく社会福祉事業と言えるものの、それには該当せず、消費税が課税される取扱いとなっているため、その見直しを要望するもの。

11. 介護保険制度の円滑な実施

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
11. 介護保険制度の円滑な実施 （厚生労働省・総務省・財務省） 我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。 そのような中、町村においては 2040 年にかけて高齢人口と生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。 2. 介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任を持って財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。 3. 財政運営の充実 (1) 現行の国庫負担割合（居宅給付費の 25%、施設等給付費の 20%）については確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。	11. 介護保険制度の円滑な実施 （厚生労働省・総務省・財務省） 我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。 <u>そのような中、町村においては 2040 年にかけて高齢人口と生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、町村においては、2040 年に向けて生産年齢人口に加え、高齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、サービス提供体制の維持・確保等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。</u> よって、国は次の事項を実現すること。 1. 同 左 2. 同 左 3. 財政運営の充実 (1) 同 左	前文（修正） 介護保険制度をめぐる昨今の状況を踏まえて修正。 2.（参考） 介護保険の第 1 号被保険料は、2000 年に介護保険制度が開始されて以来、増加の一途を辿っており、今後更なる高騰が見込まれる。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
(2)介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用に当たっては、次の点に留意すること。 ①「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域や離島等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。 特に、令和 2 年度から、第 1 号被保険者規模別（5 区分）に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。 ②保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すことになるため、今後とも指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。 ③評価指標の設定に当たっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。	(2)同 左 ①同 左 ②同 左 ③同 左	(2)（参考） 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の令和 8 年度予算案は 295 億円（令和 7 年度予算 301 億円） ①（参考） 令和 2 年度から導入されたのは規模別（第 1 号被保険者数が 3 千人未満、3 千人以上 1 万人未満、1 万人以上 5 万人未満、5 万人以上 10 万人未満、10 万人以上の 5 区分）に交付金の配分を行う仕組みであり、被保険者規模別に交付額が算定されると、人口規模が小さく高齢化率が高い保険者と人口規模が大きく高齢化率が低い保険者が、専門職の確保・連携や体制整備の状況等の前提条件が大きく異なるにもかかわらず、同じ区分の中で算定されることになる。 ②(参考) 令和 4 年度の市町村分の指標の配点においてマイナス点（減点）の設定が無くなったが、今後もマイナス点（減点）が設定されないよう求めるもの。 なお、令和 8 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標にマイナス点の設定はない。 ③（参考） 評価指標（市町村分）について、指標数は（R5 年度 62 指標→R6 年度 53 指標→令和 7 年度 54 指標→令和 8 年度 54 指標）となっており、依然として自己評価や評価結果の報告に係る事務負担も大きいと、保険者の事務負担への配慮を求めるもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
④保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。 （3）財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。 4. 介護保険制度の見直しに当たっては、訪問系サービスの継続を図るため、移動時間などを考慮した報酬上の評価の仕組みを設けるなど、中山間・人口減少地域の実情を把握した上でサービス提供体制の維持が図られるよう検討を行うこと。 5. 医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。	④同 左 （3）同 左 4. <u>特例介護サービスの枠組みの拡張や包括的な評価の仕組みなど、中山間・人口減少地域における柔軟な体制の構築について、詳細な要件や報酬設定等の検討を行うにあたっては、サービス提供体制の維持が図られるよう、地域の実情を十分に考慮すること。</u> 5. 同 左	④（参考） 取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、令和３年３月から、市町村の得点獲得状況が厚労省 HP にて公表されている（個別の指標ごとではなく、分野項目ごとに公表）。 この得点獲得状況は、市町村ごとに取組の前提条件が異なるにもかかわらず全国一律の評価指標が用いられていること等から、市町村の取組や姿勢を必ずしも正しく反映しているわけではない。 4.（修正） 介護保険部会で決定された本項目の詳細な要件や報酬設定等が今後介護給付費分科会において議論されることとなったため、それに合わせて修正。 5.（参考） 小規模な市町村では、医療療養病床（医療保険適用）から介護医療院（介護保険適用）への移行に伴う介護保険のサービス量の増加により、第１号保険料等に多大な影響が生じる。 このため、令和３年３月に介護保険法施行令が改正され、財政安定化基金からの貸付の返済期間を３計画期間（通常は１計画期間。第８期と第９期における貸付のみの時限措置）とすることにより、被保険者の保険料負担の急激な増額の平準化が図られた。 しかしながら、これは保険料負担増の総額を軽減するものにはなっておらず、財政支援としては不十分なものであるため、引き続き、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するための財政措置を求めるもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。 7. 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。 8. 介護人材の確保に関する広域的な取組や職員の養成に対し十分な支援を講じること。また、介護職員の更なる処遇改善を進めるとともに、介護支援専門員については処遇改善加算の対象とすること。 9. 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。	6. 同 左 7. 同 左 8. 介護人材の確保に関する広域的な取組や職員の養成に対し十分な支援を講じること。また、介護職員の更なる処遇改善を進めること。ととも、介護支援専門員については処遇改善加算の対象とすること。 9. 同 左	7.（参考） 地域医療介護総合確保基金（介護分）の令和8年度予算案は、287億円（公費430億円）。公費負担割合は、ともに国2/3、都道府県1/3。 なお、令和2年度から、介護従事者の確保に係るメニューに「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」、「市区町村における介護人材確保プラットフォーム構築事業（人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等）」が追加された。 8.（修正） 令和8年度介護報酬改定（令和8年6月施行）において、処遇改善加算の対象について「介護職員のみから介護従事者に拡大する。」とされたため修正。 9.（参考） 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。市町村が総合事業を実施するための事業費には上限（前年度の上限額に当該市町村の75歳以上高齢者数の伸び率（直近3か年平均）を乗じた額等）がある。 また、市町村の事業費が上限を超える場合について、国と市町村が個別に協議する枠組みがある。 なお、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方財政法第十八条に定められている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
10. 生活支援サービス等を担う NPO やボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。 11. 地域区分について見直しを行う場合は、令和 6 年度人事院勧告も踏まえ市町村域を超えたより広域的な範囲での設定を検討するなど、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。 また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。 12. 介護情報基盤の整備を進めるに当たっては整備の進捗状況によって自治体の介護運営に差が出ないように十分に配慮して進め、小規模な町村であっても円滑に実施できるような支援を講じること。また、必要な財源を確実に確保すること。	10. 同 左 11. 同 左 12. 同 左 <u>13. 介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。</u> <u>14. 介護報酬の改定に当たっては、給付と負担の均衡に配慮し、保険者である市町村の意見を十分に踏まえ適切に設定すること。</u>	11.（参考） 令和 7 年度に行われた国家公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和 9 年度介護報酬改定に向け、令和 8 年度に介護給付費分科会において議論を行うこととされている。 12.（参考） 介護情報等を自治体・利用者・介護事業所・医療機関等にて共有・活用することを促進する事業が市町村の地域支援事業として位置づけられ、介護情報を電子的に閲覧できるよう整備される。 現在、全市町村において令和 10 年 4 月 1 日までに介護情報基盤の活用を開始することを目指して、各関係者が介護情報基盤の活用に必要な対応を進めていくとされている。 13.（新規） 第 10 期介護保険制度改正の方針が決定したため、従前の要望に戻すもの。 14.（新規） 介護報酬改定に向けた議論が、本年 4 月 27 日から社会保障審議会介護給付費分科会において開始された。 本要望は従前から、介護報酬改定に向けた議論が行われる年に作成する要望書に追加しているため、本年も追加するもの。

12. 医療保険制度の安定運営の確保

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
12. 医療保険制度の安定運営の確保 （厚生労働省・こども家庭庁・デジタル庁・総務省・財務省） 医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかななくてはならない。 市町村が都道府県とともに、国民健康保険を将来にわたり持続的、安定的に運営していくことができるよう、国は次の事項を実現すること。 1. 医療保険制度の一本化の実現 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。 2. 国民健康保険の安定運営の確保 （1）平成 30 年度の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。 （2）「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。 また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。 （3）普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。	12. 医療保険制度の安定運営の確保 （厚生労働省・こども家庭庁・デジタル庁・総務省・財務省） 同 左 1. 医療保険制度の一本化の実現 同 左 2. 国民健康保険の安定運営の確保 （1）同 左 （2）「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。 また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。 （3）同 左	1. 医療保険制度の一本化の実現 2. 国民健康保険の安定運営の確保 （2）（修正） 都道府県の役割が強化されたことに伴い、都道府県 600 億円、市町村 400 億円と、都道府県により重点を置いた配分に見直されたため。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)各種制度の見直し等により、システムの改修が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。 また、市町村事務処理標準システムへの移行の推進に当たっては、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。 (5)国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。 (6)保険料軽減判定所得の見直しを行う場合は、事務負担及び財政負担に十分配慮すること。 (7)こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。 (8)重度心身障害者やひとり親家庭等への医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置については、全て廃止すること。 (9)被用者保険の適用範囲の拡大は、国民健康保険の財政基盤や保険者機能に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、保険者の意見を十分に聞き、慎重に検討を行うこと。 (10)国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。	(4)各種制度の見直し等により、システムの改修が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。 また、市町村事務処理標準システムへの移行の推進に当たっては、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。 (5)国保総合システムの開発や保守・運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。 (6)同 左 (7)同 左 (8)同 左 (9)同 左 (10)同 左	(4)（修正） 地方公共団体情報システム標準化法において、市町村は令和7年度末までに標準準拠システムの導入が義務付けられ、令和5～7年度が「移行支援期間」とされたため削除。 (5)（修正） 文言修正。 (7)（参考） 現在は未就学児が対象だが、18歳になる年度の高校生年代まで延ばす法案が通常国会に提出される見込み。法案成立後、「対象範囲の拡大」についての要望は削除。 (10)（参考） マイナンバー情報連携を活用し、市町村が登録した滞納情報を入管庁が在留審査時に活用する仕組みや、保険料の前納を可能とする方針が示された。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(11)高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加が保険料（税）の引上げにつながらないよう、必要な財政支援を講じること。 なお、今後更に高額医療費負担金の見直しの検討を行う場合には、個々の市町村の国保財政への影響を丁寧に把握しながら慎重に行うこと。 (12)生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと。 (13)令和８年度から開始される子ども・子育て支援金の徴収・納付については、新たに発生する事務及びシステム改修に対し、確実に財政支援を行うこと。 また、国の責任において、国民に対し丁寧な説明及び周知を図ること。 3. 医療 DX への対応 (1)マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行により、現在の健康保険証が使用できなくなるが、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び周知を図るとともに、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うこと。 (2)医療情報基盤をはじめとする、全国医療情報プラットフォームの費用負担の在り方については、町村や保険者・被保険者等関係者の理解が得られるよう、丁寧に協議を行うこと。	(11)同 左 (12)同 左 (13)削 除 3. 医療 DX への対応 (1)削 除 <u>(1)医療・介護 DX に係るシステム開発・導入について、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において、それに必要となる費用や保守・運用費用に対し財政措置を講じること。</u> (2)同 左	(11)（参考） 令和７年度より、高額医療費負担金の対象レセプトの基準額が 80 万円から 90 万円に上がった。これにより国保料 90 円／人の上昇要因となるが、保険者支援制度の見直しを併せて行うこと等により上昇とならないよう制度設計されている。 なお、今後も段階的な引上げが検討されている。 (13)（削除） 令和８年度予算では、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業及びシステム改修事業の補助として 97 億円が計上された。 3. 医療 DX への対応 (1)（削除） 時勢に合わせ削除。 (1)（新規） 母子保健情報及び自治体検診のシステム開発が令和８年度より開始されることから追加。 (2)（参考） 全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、各基盤内の各サービス、システムごとに検討がなされていることから、費用負担を含めた全体像が不明確なまま、個別に議論が進んでいる状況にある。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
(3) オンライン資格確認等システムの運用費用に対し、財政支援を講じること。 また、国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するに当たっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うこと。 (4) 電子カルテ情報共有サービスは、多くの医療機関が参加することによりメリットが生じるものであることから、概ね全ての医療機関が参加し、保険者にとってのメリットが確認できるまでの当面の間は、運用費用は国の負担とすること。	<u>(3)後期高齢者医療制度における金融所得の勘案については、被保険者に対する周知徹底を図るとともに、国の責任において、システム開発を含め実施に向けた準備を進めること。</u> (3)(4)同 左 (4)(5)同 左	(3)（新規） 税制による確定申告の有無により負担が変わる不公平を早期に是正する観点から、医療保険制度における金融所得の勘案を進めることとされた。それに伴い、法定調書 DB（仮称）の開発が予定されていることを踏まえ項目追加。 (3)→(4)（参考） ・保健医療データを含むオンライン資格確認等システムの運用費用は医療保険者が負担している。 ・市町村国保は加入者 1 人当たり月額 2.25 円を負担（令和 8 年度）。 (4)→(5)（参考） 電子カルテ情報共有サービスの運用費用は保険者が負担することとされているが、このサービスは多くの医療機関が参加して初めてそのメリットが発揮されるものであることから、5 割程度の医療機関の参加が見込まれる令和 9 年度までは国が負担することとされ、令和 10 年度以降保険者負担となることが想定されている。なお、国保については、令和 10 年度以降も、概ね全ての医療機関の参加が見込まれる令和 12 年度までは特別調整交付金により支援されることとされている。

13. 国民年金事務の一元化の実現

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
13. 国民年金事務の一元化の実現 （厚生労働省・総務省） 国民年金事務は、マイナンバー制度の導入以降も度重なる法令改正により複雑化しており、専門性とともな法令に基づく適正な対応が求められている。 よって、国は国民年金事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項を実現すること。 1. 国民年金事務について、日本年金機構へ一元化を図ること。 また、一元化に当たっては、希望する市町村で日本年金機構の出先窓口を設置できるようにすること。 2. 市町村職員に対する研修体制の充実を図ること。 3. 市町村で新規事業が発生する場合や取扱いを大幅に変更するような法改正時には、全ての年金事務所で事前の事務説明会を開催し、速やかに詳細な情報提供を行うこと。 4. 日本年金機構の統一業務マニュアルについて、全市町村に確実に提供されるようにすること。	13. 国民年金事務の一元化の実現 （厚生労働省・総務省） 同 左 1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左	1.（参考） 国民年金事務は、年金事務所と各自治体とで窓口が分かれており、被保険者にとって分かりづらいものになっていることから、日本年金機構へ一元化するよう求めるもの。また、窓口の一元化に当たっては、地理的条件や住民の利便性の観点から、市町村が希望する場合には、日本年金機構の出先窓口を設置できるよう求めるもの。 3.（参考） 法改正等が行われた場合には、事務連絡等による周知を図るとともに、各年金事務所の判断で説明会等が行われているが、早急に説明会を実施することで、十分な準備期間が確保されるため。 4.（参考） マニュアルは各年金事務所において市町村から要望があった場合に提供することとされているが、実際には提供できないと回答される事例もある。

14. 地域共生社会の実現

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
14. 地域共生社会の実現 （内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁） 住民に身近な存在である町村は、これまでも誰ひとり取り残さない社会を構築するため、国、都道府県及び地域社会を支える NPO、企業等多様な主体と連携し様々な社会課題に取り組んできたが、単身世帯や単身高齢世帯の増加、社会構造の変化等により、個人と社会及び他者との関わりが希薄化し、孤独・孤立や生活困窮に関する問題が一層深刻化・顕在化してきている。 こうした現下の状況に鑑み、従来の制度・分野の枠や、関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な地域共生社会を実現する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに適切な支援措置を講じること。	14. 地域共生社会の実現 （内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁） 同 左 1. 同 左	1.（参考） 町村は、「重層的支援体制整備事業」をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施等を通じて、地域生活課題の解決に資する支援が「包括的に提供される体制」を整備するよう努める（社福法 106 条の 3）ものとされており、これに対して「予算額」の確保と「適切な支援措置」を要望するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、町村や民間支援団体等の意見を踏まえ、現場における取組を強力に支援すること。 3. 「孤独・孤立対策地域協議会」の設置・運営については、町村に新たな負担が生じることのないように十分配慮すること。 4. 町村や民間支援団体等が実施する取組について、相談支援体制整備等の財政支援を充実すること。 また、SNS 等によるオンラインや電話、対面による相談の強化・拡充のため、相談員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向けた支援を講じること。 5. 生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する生活支援、就労支援等に取り組むために必要となる人材確保・育成等について支援を講じること。	2. 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、町村や民間支援団体等の意見を踏まえ、<u>が実施する取組については、現場における取組をの实情や意見を十分に踏まえ、強力に支援をすること。適切な支援を講じること。</u> 3. <u>削 除</u> 4. <u>削 除</u> 5-3. <u>生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する自立支援法に基づく生活支援や就労支援等に取り組むために必要となるを町村が円滑に実施できるよう、専門人材の確保・育成等について支援や財政支援等の十分な支援を講じること。</u>	2. （修正） 削除した旧項目4の前段（孤独・孤立に関する相談支援体制への支援）を本項目に統合。町村や民間団体等の意見をより反映させる実効性のある支援を求める表現に整理。 3. （削除） 「孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドライン（R6.2.2 府孤準第9号）」により、既存の協議体の活用が可能となり、町村の柔軟な対応が担保されたため削除。 4. （削除） 前段（孤独・孤立に関する相談支援体制への支援）は項目2へ統合。後段（SNS 等による相談強化）は、主にコロナ禍に需要があったものであることから、現在の時勢に合わせて削除。 5. →3. （修正） 文言整理。 小規模町村においては、社会福祉士等の専門職の確保が困難であり、限られた職員が多岐にわたる業務を兼務しながら支援にあたっている状況。また、支援の質が担当職員の専門知識や配置数に左右される現状にあることから、地域格差なく円滑な支援を展開できるよう要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 民生委員・児童委員の職責及び業務量の増加に鑑み、委員活動費の増額や活動内容の周知・啓発を図るなど、地域における担い手確保に必要な措置を講じること。 7. 成年後見制度や日常生活自立支援事業における権利擁護支援体制の強化を図るに当たっては、地域の実情に応じた取組ができるよう、人材確保や財政支援等の十分な支援を講じること。	6.4. 民生委員・児童委員の職責及び業務量の増加に鑑み、の担い手を確保するため、委員活動費の増額や活動内容の周知・啓発を図るなど、とともに、委員活動費の増額や委員報酬のあり方を検討するなど地域における担い手確保に必要な措置を講じること。 7.5. 同 左	6. →4.（修正） 担い手不足を強調する表現に修正するとともに、報酬のあり方を検討することも課題解消の手段の一つとして追記。なお、民生・児童委員は無報酬だが、活動費として1人当たり年間 60,200 円が都道府県へ交付税措置。しかし、物価高騰や委員活動の複雑化により交付税単価が実情にそぐわないため、措置額の増額など国による措置も要望。 ※交付税単価は R2 年度に 58,200 円から増額。 7. →5.（参考） 町村等の小規模自治体においては、限られた職員が多岐にわたる業務を兼務しており、専門性の高い成年後見制度に対応できる人材の確保が困難な状況にある。その結果、担い手や専門職が不足し、住民に対し十分な支援を行えない実態がある。制度の必要性は認識しつつも、予算や人員の制約により体制整備が困難な自治体も少なくないため要望するもの。 なお、令和8年特別国会にて、成年後見制度の利便性向上に向けた民法等改正案が提出予定（施行は公布から2年6か月以内）。

15. 教育施策等の推進

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
15. 教育施策等の推進 （文部科学省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省・デジタル庁） こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人一人の個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 義務教育の充実改善 (1)地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、こどもたち一人一人を丁寧に指導するため、教員の質の向上を図ること。 また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。 (2)地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。 (3)少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、必要な予算を確保するとともに、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。 その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。	15. 教育施策等の推進 （文部科学省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省・デジタル庁） 同 左 1. 義務教育の充実改善 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	1. 義務教育の充実改善 (1)(参考) 令和 8 年度予算では義務教育費国庫負担金として 1 兆 7,118 億円を計上している。 (2)(参考) 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を根拠に学校統廃合が議論されている。 (3)(参考) 少人数学級について、令和 8 年度は中学校の第 1 学年を 40→35 人に引き下げ、順次全学年において実施するとしている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。 (5)通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、算定基準を緩和するとともに安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。 その際、へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。 (6)小・中学校の普通学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。 また、医療的ケアを要する児童生徒に対して地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、十分な財政的支援措置を講じるとともに、看護師等を安定的に確保するための制度を構築すること。 (7)小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムや民間委託等について適切な措置を講じること。	(4)同 左 (5)削 除 (6)(5)小・中学校の普通学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。 また、医療的ケアを要する児童生徒に対して地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、十分な財政的支援措置を講じるとともに、看護師等を安定的に確保するための制度を構築すること。 (7)(6)小学校の外国語活動や中学校における外国語活動・外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるよう、JETプログラムや民間委託等について適切な措置を講じること。	(4)(参考) 複式学級の多くの場合、1人の教員が複数の学年の児童生徒を同時に指導することとなり、教員への負担が大きいため要望するもの。 (5)(削除) 令和8年度をもって、通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化が完了するため。 (6)→(5)(修正) 文言整理。 令和8年度予算では、特別支援教育の充実に57億円が計上されている。 (7)→(6)(修正) 小学校3・4年生は外国語活動、5・6年生は教科として外国語教育を実施していることから修文。 現在、JETプログラム、地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置以外のALTに対する財政措置はないことから要望するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(8)学校図書館図書整備等 5 か年計画に基づいて、学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。 (9)食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。 (10)児童生徒の健康管理、保健指導や心のケアの面で重要な役割を担う養護教諭を公立全小・中学校に配置できるよう、配置基準の見直しを行うこと。 (11)不登校児童生徒が増加していることを踏まえ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）に示された関連事業を着実に推進し、児童生徒の不登校対策を充実強化すること。 また、教育支援センター（適応指導教室）運営について、必要な人材を確保するとともに、維持管理等に係る財政支援策を講じること。 2. GIGA スクール構想の推進 (1)ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。 (2)GIGA スクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、国の責任において必要な財政措置を講じること。	(8)(7)学校図書館図書整備等5か年計画に基づいて、学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。 (9)(8)同 左 (10)(9)同 左 (11)(10)同 左 2. GIGA スクール構想の推進 (1)同 左 (2)同 左	(8)→(7)(修正) 第6次学校図書館図書整備等5か年計画は、令和8年度で終了することから、文言修正。 学校司書の配置状況については、令和5年の文科省調査によると、小中高ともに7割程度となっている。 (9)→(8)(参考) 食育の推進や食物アレルギーへの対応など、栄養教諭等が担う職務の重要度が増す中、栄養教諭等の配置がない、複数校を兼務している状況があるため、1校に1人の配置を要望するもの。 (10)→(9)(参考) 町村の小規模校では、養護教諭が未配置の場合があり、児童生徒への十分なケアのため、全公立小中学校に配置を要望するもの。 (11)→(10)(参考) 教育支援センターに関する財政支援としては、人件費の支援はあるが、維持管理費や増築等に関する財政支援はないため要望するもの。 2. GIGA スクール構想の推進 (1)(参考) 令和7年に策定された、「学校のICT環境整備3か年計画」では、学校のネットワーク環境の100%整備、教師の1人1台端末の整備等が計画されている。 (2)(参考) 端末更新については、都道府県に設置した基金により、5年間同等の条件で支援を継続することとしている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)ICT 機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。 (4)ICT 支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。 また、ICT 教育による学びの格差が生じることのないよう、GIGA スクール構想支援体制整備事業等については、着実に実施すること。 (5)GIGA スクール構想の推進に当たり、地域間・学校間の格差が生じることのないよう、教師の情報活用能力の育成・情報モラル教育に関する指導充実のための総合的な支援を着実に実施すること。 (6)デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないよう、導入の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすること。 また、導入する町村については、財政負担が生じることがないよう、国の責任において財政措置を講じること。 (7)「授業目的公衆送信補償金制度」については、町村に財政負担が生じないよう、継続的な財政措置を講じること。	(3)同 左 (4)同 左 (5)削除 (6)(5)同 左 (7)(6)削除	(3)(参考) ランニングコストや学習用ソフトウェア等(基本ソフトを除く)の補助メニューが無いことから、十分な財政措置を要望するもの。 (4)(参考) GIGA スクール構想支援体制整備事業について、令和 7 年度補正予算において 33 億円、令和 8 年度予算において 3 億円を計上。 (5)(削除) 令和 8 年度より、「学習指導要領改訂を見据えた情報活用能力の抜本的な向上」という枠組みで、教材・指導者支援・評価手法・免許制度連携・外部人材活用・情報モラル対応など包括的・体系的な支援を行われることとなったことから削除。 (6)→(5)(参考) 令和 8 年 4 月 7 日、R12 年度からの新学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を教科書として規定し、無償給付の対象とする法案を閣議決定した。改正法は R9 年 4 月に施行し、R12 年度に教育現場に普及する見通し。 (7)→(6)(削除) 各教育機関の設置者は、授業目的公衆送信補償金規程に定められた児童・生徒・学生 1 人あたりの年間包括料金を、指定管理団体である SARTRAS に支払う。補償金支払いに必要な費用については、継続的に地方交付税措置がなされているため削除。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 教育施設等の整備 (1)公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設、グラウンドの整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業が計画的に実施できるよう、実際の経費と交付額の乖離をなくすとともに、令和7年度に減額された学校施設環境改善交付金の予算を大幅に増額し、十分な予算額を確保すること。 (2)老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して国の財政措置を拡充すること。 4. 学校の統廃合について (1)統廃合に要する経費に対する財政措置を充実させるとともに、必要な支援を行うこと。	3. 教育施設等の整備 (1)公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設、グラウンドの整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業が計画的に実施できるよう、実際の経費と交付額の乖離をなくすとともに、令和7年度に減額された学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の予算を大幅に増額し、十分な予算額を確保すること。 (2)同 左 4. 学校の統廃合及び中山間地域等における教育環境の整備について (1)同 左 (2)←6. <u>へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費</u>については交付期間を撤廃すること。 また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域や高校の統廃合等により高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費について支援すること。 (3)←7. <u>教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。</u>	3. 教育施設等の整備 (1)(修正) 文科省令和8年度予算において、公立学校施設整備費に678億円を計上。学校統廃合の対応など、交付金及び負担金の需要が高まっているにも関わらず昨年度比13億円の減額となったことを踏まえ、十分な予算確保を求めるよう修正。 また、建築単価を対前年度比7.7%引き上げるが、町村の実情に応じた十分な交付措置がされるよう要望するもの。 (2)(参考) 学校施設環境改善交付金において地域スポーツ施設の新改築等の補助メニューがある。 4. 学校の統廃合及び中山間地域等における教育環境の整備について (1)(参考) 町村では、人口減少により、学校の統廃合をせざるを得ない状況が多いため要望するもの。 (2)←6. (参考) 6. から移動。 (3)←7. (参考) 7. から移動。 「へき地児童生徒援助費等補助金」：へき地の公立小中学校のスクールバス等購入費、遠距離通学費、居住費等について1/2補助。（離島など一部嵩上げ） 遠距離通学費：学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。補助金の交付期間は5年。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)学校統廃合や部活動改革等を背景に、スクールバスの必要性が高まっていることから、導入に係る財政支援の拡充を図ること。 5. 通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。 6. へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については交付期間を撤廃すること。 また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域や高校の統廃合等により高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費について支援すること。 7. 教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。 8. 質の高い教師の確保のための環境整備について (1)質の高い教師の確保のための環境整備については、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。 なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることをないよう配慮し取り組むこと。 (2)教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置を促進するとともに、校務支援システム等に係る十分な財政支援を講じること。	<u>5. スクールバスについて</u> (2) <u>(1)</u> 同 左 5. (2) 同 左 <u>6. →4.(2)</u> <u>7. →4.(3)</u> 8. →6. 質の高い教師の確保のための環境整備について (1)質の高い教師の確保のための環境整備については、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。 なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることをないよう配慮し取り組むこと。 (2)同 左	5. スクールバスについて 4.(2)→5.(1)（参考） 遠距離通学地方交付税措置、へき地児童生徒援助費等補助金があるが、これはへき地の学校が対象。 5. →5.(2)（参考） ガイドラインにおいて、スクールバス運賃の算出方法は走行時間が3時間未満の場合、走行時間を3時間として計算する繰り上げ規定がある。しかし、スクールバスはほとんどの場合、1回の運行が3時間未満であるため、規定の見直しを求めるもの。 6. (4.(2)へ移動) 7. (4.(1)へ移動) 8. →6. 質の高い教師の確保のための環境整備について (1)(修正) 文言整理。 令和8年4月1日、「給特法等一部改正法」が施行され、教職調整額の引き上げ、業務量管理・健康確保措置の義務化、主務教諭の新設、義務教育等教員特別手当の見直し等がなされた。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
9. 部活動について (1)部活動の在り方等については、現場の意見等を十分踏まえ、地域展開だけでなく、地域連携等も選択できるようにするなど、地域の実情や課題を総合的に考慮し、どの地域においても部活動が円滑に実施できる制度とすること。 (2)部活動の地域展開及び地域連携については、教員を含む専門性や資質を有する指導者の人材確保、受け皿となる団体及び活動場所等の環境整備が図られるよう、財政支援措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。 (3)地域のスポーツ団体等に生徒が参加する際は、会費や保険など新たに生じる保護者等の費用負担が課題になることから、国の責任において必要な財政措置を講じること。 (4)教員が引き続き部活動を指導する際の休日の部活動指導手当については、部活動の指導に携わる教員の熱意に応えるため、大幅に増額するなど算定基準の見直しを行うこと。	9. 7. 部活動について (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 (4)<u>削 除</u> <u>8. 学校給食費の抜本的な負担軽減について</u> <u>(1)基準額については、地域の実情や物価上昇等の状況を十分に踏まえた額を設定するとともに、状況に応じた確な見直しを図ること。</u> <u>(2)基準額を超える部分については、各町村の特色ある給食の提供を尊重しつつ、保護者負担や自治体間の財政負担に過度の差が生じることのないよう、国の責任において必要な措置を講じること。</u> <u>(3)小学校にとどまらず、中学校についても早期に実現すること。</u>	9. →7. 部活動について (1)(参考) 令和８年度からの改革実行期間では、実証事業の成果を踏まえ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしている。 (3)(参考) スポーツ庁令和８年度予算において、部活動の地域展開等推進事業に 54 億円を計上している。 (4)(削除) 文科省は、令和８年度予算において、部活動手当を日額 2,700 円→3,900 円の見直しを行うため削除。 8. 学校給食費の抜本的な負担軽減について (1)～(3)(新規) 「9. こども子育て施策の推進」の 3. (4)の内容を踏まえ新たに項目立て。 令和 7 年 12 月 19 日、文科省、総務省、財務省は令和 8 年度から小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を実施することを決定。子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、国 1/2、都道府県 1/2 負担により学校給食に係る食材費を支援する。 支援基準額については、5,200 円とし、毎年調査によって物価動向等を踏まえ適切な額を設定することとしているが、地域の実情を踏まえた額を設定するよう要望するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
10. いわゆる高校無償化については、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などが懸念されることから、公立高校への支援の拡充を行うこと。 あわせて、公立高校が持続的に存続し、生徒や家庭にとって魅力ある進学先となるよう、教育内容や経済的支援の在り方を総合的に検討すること。 11. 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業の拡充や、本発掘調査をはじめとする埋蔵文化財発掘調査等に対する補助制度の充実、専門人材育成・確保への支援など、文化財保護に対する適切な措置を講じること。	10.→9. 同 左 11.→10. 同 左	基準額を超過する部分については、保護者から引き続き徴収可能としているが、財政負担の状況に自治体間の差が生じることのないよう要望するもの。 中学校の実施については、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の検討を行った上で検討することとしているが、子育て支援としての整合性や公平性の担保の観点から早期の実施を要望するもの。 10. →9.（参考） いわゆる高校無償化によって、都市と地方の格差が生じ、地方の公立高校の統廃合につながるもの。 なお、令和7年予算修正において、産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するため、公立専門高校の施設整備の支援として、691億円を計上している。 11. →10.（参考） 文化財保存事業費に係る補助メニューについて、補助対象の拡大や補助率の引上げ等、一層の補助制度充実を図るよう要望するもの。

16. 農業・農村対策の推進

経済農林委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
16. 農業・農村対策の推進 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省） 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるよう、次の事項を実現すること。 1. 農業構造転換集中対策に係る別枠予算の確保 食料の持続的な供給に加え、農業収益力の抜本的向上と農業者の所得向上を実現するため、農業構造転換集中対策期間における施策を一層推進すること。 また、その実効性を戦略的に確保することが不可欠であることから、既存の予算とは別枠で必要かつ十分な予算を確保すること。	16. 農業・農村対策の推進 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省） 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるよう、次の事項を実現すること。 <u>国際情勢の悪化による燃油や農業資材等の価格高騰は農業者の経営に深刻な影響を及ぼすため万全な対策を講じること。【P】</u> 1. 農業構造転換集中対策に係る別枠予算の確保 同 左	前文（修正） ・令和7年4月、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定。 ・平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内情勢の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る問題の発生等があっても対応し得る構造にするため計画期間を5年にし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。 ・新基本計画が閣議決定され1年が経過することから文言修正。 1. 農業構造転換集中対策に係る別枠予算の確保（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・農業構造転換集中対策：494（244） ・新たな基本計画策定から5年間で「農業構造転換集中対策期間」とし、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発、輸出産地の育成等を集中的に推進する。 ・令和8年度当初予算で、別枠に位置付ける予算に494億円を計上。5年間で既存予算と別枠で1.3兆円の確保を目指す。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 農業・農村政策の一体的な推進 (1)農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。 また、農村政策については、関係省庁との連携による実効ある地域政策となるよう一元的な推進体制を構築すること。 (2)国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けること。 (3)新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議をするとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。 また、農林水産省共有申請サービス（eMAFF）を活用した事業の申請等については、農業者や自治体への説明・周知を徹底するとともに、負担軽減を更に進めること。 (4)各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。	2. 農業・農村政策の一体的な推進 (1)同 左 (2)同 左 (3)新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議をするとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。 また、農林水産省共有<u>申請サービス（eMAFF）</u>を活用した事業の申請等については、農業者や自治体への説明・周知を徹底するとともに、負担軽減を更に進めること。 <u>あわせて、次期オンライン申請システムの整備に当たっては、現場のニーズを着実に捉えた上で利便性の向上を図るとともに、利用拡大に向けた説明・周知を徹底すること。</u> (4)同 左	2. 農業・農村政策の一体的な推進 (1)（参考） ・前基本計画においては産業政策と地域政策が車の両輪であるとして、地域政策の総合化を推進するとしていたが、新基本法は食糧安保偏重の内容となっていることから要望。 ・新基本計画に関係省庁との連携及び政府一体となって施策を推進する旨が盛り込まれたことから要望。 (3)（修正） ・農林水産省で所管する約3,300の手続きが、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用し、オンライン実装された。しかし、全ての農業者や自治体の活用に至っておらず、十分な説明と周知が必要。 ・新基本計画におけるDX推進の一環として、次期オンライン申請システムを整備する。次期オンライン申請システムについてはR8年10月に稼働を開始し、現行のeMAFF申請については、R9年3月末に稼働を修了する予定。 (4)（参考） ・農村価値創生交付金（仮称）：自治体が地域にとって最適な農村価値創生政策を実施するため、現行の国庫補助の仕組みからの移行を提唱。新たな財源措置を求めたり、予算の減額を予定するものではない。国は政策目的の大枠と総額を決定し、客観性に配慮した適切な指標で自治体に配分、自治体は具体的な政策を企画・実施。現行の補助金よりも大幅に自治体の裁量を広げることになる。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 食料価格の安定と農家所得の向上 米価を中心とする食料価格の高騰に対する適切な対策を講じるとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。 4. 農村の振興 (1)総合的な農村振興の推進 人口減少下にあっても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を総合的に推進すること。 また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。 あわせて、外国人材の受入れについては、「出入国管理及び難民認定法」及び「技能実習法」に基づく適正な雇用を推進するため、新たな「育成就労」も含め、制度の周知や相談体制を充実させること。	3. 食料価格の安定と農家所得の向上 同 左 4. 農村の振興 (1)同 左	3. 食料価格の安定と農家所得の向上（参考） ・R6 年からの米価の高騰に対する要望。 ・R8 年 3 月 2 日の週の米の平均販売価格は 4,206 円/5kg で、依然として価格が高い状況にある。 ・R5 年の主業経営体の農業所得は 404 万円で同年の平均給与は 460 万円。 4. 農村の振興 (1)（参考） ・R6 年 5 月に改正された食料・農業・農村基本法は、人口減少その他の情勢が生ずる状況でも地域社会が維持されるよう農業生産条件や生活環境を整備する必要性について規定した。 ・地域資源を活用した事業活動を通じて農村に関わりある者を増やし、関係者が連携して農地保全や生活支援などの共同活動を促進としている（関係人口、農村 RM0 など）。 ・外国人労働者の受け入れが進む中、労働者本人や雇い主の事業者が予期せず罪に問われるケースが増加していることから、適正な雇用を推進するため要望。 ・R6 年 6 月、入管法及び技能実習法の一部を改正する法律が公布され、技能実習制度を抜本的に見直し、人材の育成・確保を目的とする就労支援制度が創設される（R9 年 4 月施行予定）。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)多様な地域資源の積極的活用 農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る地域資源活用価値創出推進事業（農山漁村発イノベーション推進事業）等の施策を充実させること。 また、多様な魅力ある農村地域の資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。 (3)農村型地域運営組織の育成 農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織（農村 RM0）の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。 (4)農山漁村と都市との共創・対流の推進とコミュニティの再生 ①農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共創・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。 また、青少年自然体験活動等を推進するため、早期の法制化を図ること。 ②移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。 また、女性や若者等が活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。	(2)同 左 (3)同 左 (4)農山漁村と都市との共創・対流の推進とコミュニティの再生 ①同 左 ②同 左	(2)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・農山漁村振興交付金：70(74) ・地域資源活用価値創出対策:70(74)の内数 ・中山間地農業推進対策:70(74)の内数 ・地域の活動の計画づくりから農業者等地域住民の就業の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組を支援。 ・R7 年 5 月、農林水産省が取りまとめた地域みらい共創戦略において、「里業」の推進について記載された。 (3)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・農村型地域運営組織(農村 RM0)形成促進事業：70(74)の内数 ・R4 年 1 月「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」の最終報告書提出。 (4)農山漁村と都市との共創・対流の推進とコミュニティの再生 ①（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・農山漁村振興交付金：70（74） ②（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）：70（74）の内数

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
③インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取組への支援を継続・拡充すること。 また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。 （5）中山間地域等の振興について ①日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。 ②多面的機能支払交付金における資源向上支払交付金は、農村環境の保全とともに地域が行う災害復旧活動の原資となるため、必要な財源を確保すること。	③同 左 （5）中山間地域等の振興について ①同 左 ②同 左	③（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）：70（74）の内数 ・本会作成の「農村価値創生と観光・交流に関する研究会報告書」において同趣旨を提言。 ・農泊の推進体制構築や観光コンテンツの開発、Wi-fi 等の環境整備、国内外へのプロモーション等を支援。 （5）中山間地域等の振興について ①（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・多面的機能支払交付金：500（500） ・中山間地域等直接支払交付金：285（285） ・環境保全型農業直接支払交付金：28（28） ・中山間地域等直接支払交付金は令和7年度から第6期がスタート。第5期の「集落協定広域化加算」、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」に再編。 ・本会では、令和6年10月に「中山間地域等直接支払制度の見直しに関する意見」を提出。現行の「集落機能強化加算」を利用する集落協定は、次期対策においても利用できる経過措置が設けられた。 ②（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・多面的機能支払交付金：500（500） ・地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援。 ・甚大な自然災害の場合には、被災した施設の復旧等に交付金を活用することが可能。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
③中山間地域等直接支払制度においては、地域の暮らしを守るため、廃止が増加している小規模協定等が機能できるような仕組みづくりや、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる広域化の仕組みを検討するとともに農用地管理等に必要な経費の高騰等を考慮し交付単価の見直しを図るなど、現場に寄り添った制度にすること。 また、集落機能強化加算については、営農活動と集落機能の維持は不可分であることから、新たな集落協定についても支援の対象とするとともに、前期対策における課題を検証し、政策形成過程の透明化を図ること。 あわせて、水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、畑の交付単価を田と同程度まで引き上げるとともに、傾斜測定の内り方について必要な見直しを行うこと。 ④棚田振興法に基づく棚田地域振興活動について、人材の育成・確保に係る支援策を講じるとともに、活動に必要な財政支援を拡充すること。 ⑤中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。	③同 左 ④同 左 ⑤同 左	③（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・中山間地域等直接支払交付金：285（285） ・小規模協定：交付面積が 5ha 未満の協定。 ・集落機能強化加算：第 5 期から新設され、営農以外の生活支援等に対して基礎部分に上乗せして交付される。 ・第 6 期対策において経過措置が設けられたが、引き続き個別の集落協定について支援を要望。 ・本制度の第 5 期対策の第三者委員会は、様々な論点が積み残されており、6 期対策で継続審議し、検証する必要があると指摘している。 ・交付単価 田：21,000 円/10a（傾斜 1/20 以上） 畑：11,500 円/10a（傾斜 15 度以上） ・中山間地域においても畑地化を促進するため、交付単価の増加を要望。 ・本制度は令和 7 年度で 6 年目を迎えたが、交付単価は当初から変更されていない。農用地管理等に必要な経費は開始当時に比べ高騰しており、参加者の実質的な負担が増加している。 ④（参考） ・棚田振興法は、棚田の荒廃を防ぎ、保全していくための多様な活動を省庁横断で支援する。 ・棚田地域リノベーション対策事業：棚田保全のための地域振興活動や、棚田地域における法面の修復、耕作道の整備等を支援。 ・棚田振興法は令和 11 年度まで延長された ⑤（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・中山間地農業ルネッサンス事業：413（412） ・中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(6)鳥獣被害対策の拡充 ①鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。 ②緊急的な捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充等必要な財源を確保すること。 また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、持続的に捕獲活動を行うため、幼獣における捕獲活動経費の上限単価を、成獣と同程度まで引き上げること。 ③人の日常生活圏にクマ類等が出没した場合に、市町村長の判断により実施する緊急銃猟については、現場において混乱が生じることのないよう、国主体で講習や出没対応訓練を実施すること。 また、駆除に関する理解醸成を図るため、国民に対する情報発信を十分に行うこと。	(6)鳥獣被害対策の拡充 ①同 左 ②同 左 ③「クマ被害対策パッケージ」で示された事業については、<u>地域の実情等を十分踏まえ、着実に実施するとともに、今後も必要に応じて、機動的に見直しを行うなど、クマ被害対策を戦略的に実行すること。特に、クマ類による被害を防止するため、適切な個体数管理に国が積極的に関与すること。</u> 人の日常生活圏にクマ類等が出没した場合に、市町村長の判断により実施する緊急銃猟については、現場において混乱が生じることのないよう、国主体で講習や出没対応訓練を実施すること。 また、駆除に関する理解醸成を図るため、国民に対する情報発信を十分に行うこと。	(6)鳥獣被害対策の拡充 ①②（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 ：100（100） ・シカ等による森林被害緊急対策事業：1(1) ・深刻化・広域化する鳥獣被害の実態を踏まえ、これまで以上の抜本的な対策を求めるもの。 ・市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組の支援やジビエ利活用の推進を支援。 ・近年はイノシシ・シカなどの農業被害に加え、クマやサルなどの生活環境を脅かす被害も顕在化している。 ・令和6年4月クマ類が指定管理鳥獣に指定。 ・捕獲活動に関する経費は成獣と幼獣で差が生じていない。現行の捕獲補助金額では、駆除活動に係る経費には対応できていない。 ・幼獣の捕獲は、早期に野生鳥獣による農林水産物の被害額を減らす効果がある。また、捕獲補助金の増額により、捕獲従事者の活動意欲の向上、経済的負担の減少に効果が見られる。 ・鳥獣被害緊急捕獲活動支援事業の上限単価 成獣 7,000 円～9,000 円/頭 幼獣 1,000 円/頭 ③（修正） ・令和7年11月、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議においてクマ被害対策パッケージが決定したことを受け、その着実な実施を要望する修正。 ・環境省「指定管理鳥獣対策事業費」R8 予算：5,250 百万円（R7：200 百万円）、R7 補正：4,863 百万円（R6 補正：2,500 百万円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
④狩猟者の担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、狩猟免許更新費用の支援など狩猟者の負担軽減を図ること。 また、より効率的で効果的な捕獲技術の開発を推進すること。 ⑤「ジビエ」を農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。 (7)再生可能エネルギーの導入促進等 ①「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。	④同 左 ⑤同 左 (7)再生可能エネルギーの導入促進等 ①同 左	④（参考） - 令和3年6月、改正鳥獣被害防止特措法が成立。鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について銃所持許可更新時等に必要な技能講習の免除措置期限については令和9年4月15日まで延長。 - 狩猟税の減免措置は、令和6年税制改正で令和11年度末まで延長された。 - 認定鳥獣捕獲等事業者・対象鳥獣捕獲員は免税、有害鳥獣捕獲の従事者は1/2に減免。 ⑤（参考） - 改正鳥獣被害防止特措法では次の規定が盛り込まれた。 - 捕獲された個体の施設への搬入及びジビエ利用拡大のための関係事業者による連携促進のための措置を講ずる旨の規定。 - ペットフード等としての活用の推進。 - 処理加工施設等関係事業者の衛生管理の高度化に努める旨の規定。 - ジビエ利用のための人材について、体系的な育成や配置の措置を図る旨の規定。 (7)再生可能エネルギーの導入促進等 ①（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) - みどりの食料システム戦略推進総合対策：6(6) - 地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産・加工・流通・消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを支援。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
②農業農村整備事業による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。 ③営農型太陽光発電における不適切事例の排除を徹底するとともに、適切な事例については地域活性化に資することから推進すること。 5. 食料安全保障の確立 (1)食料の安定供給の確保 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、関係予算の増額等、将来を見据えた万全の対策を講じること。 また、食料自給率については基本計画において国民に安全・安心な農産物を安定して供給できるような目標を設定するとともに、目標達成のために必要な財源を確保すること。	②同 左 ③同 左 5. 食料安全保障の確立 (1)同 左	・農水省は令和3年3月、荒廃農地を利用した営農型太陽光発電について、8割以上の単収確保の要件を緩和する旨の通知を発出。 ②（参考） ・小水力発電による売電収入の使途は、小水力発電の管理運営費等に限られている。地域住民に利益を還元するため、土地改良施設の整備費等に充当できるよう使途の緩和を求める。 ・平成31年2月27日付、農村振興局長通知により、売電収入の使途が緩和された。 ③（参考） ・営農型太陽光発電における不適切事例、近隣住民とのトラブルが多発していることから要望。 ・新基本計画において、営農型太陽光発電の望ましい取組の整理と推進について盛り込まれたことから要望。 5. 食料安全保障の確立 (1)（参考） ・新基本計画における食料自給率目標 カロリーベース：38%（R6）→45%（R12） 生産額ベース：61%（R6）→69%（R12） 摂取熱量ベース：45%（R6）→53%（R12） ・摂取熱量ベース食料自給率は、国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示す指標であり、R6年度から公表されている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)食の安全・安心確保と国産農産物の合理的な価格の形成に向けた消費者の理解醸成に対する取組の強化 消費者の食に対する関心が高まっていることから、国産農産物の合理的な価格の形成について国民理解を深めるために、生産者と消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡充等、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。 また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。 (3)国産農産物の消費拡大と食育の推進 国産農産物の消費拡大及び食育の推進に当たっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引上げや農林水産業と教育機関の連携強化等、効果的な方策を講じること。 (4)食料供給困難事態対策法について 食料供給困難事態対策法に基づく措置を講じる場合には、現場に混乱が生じないよう農業者や自治体など関係者への説明・周知を徹底すること。 6. 農業の持続的な発展 (1)生産コストの低減と収益力の向上 農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、農業者の収益が低下していることから、補填対策等の拡充を行うこと。 また、省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金等、農家が機械・施設を導入する際の支援を拡充し、生産コストの低減、収益力の向上を図ること。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 6. 農業の持続的な発展 (1)同 左	(2)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・合理的な価格の形成：2(1) ・原材料価格やエネルギーコストの上昇等による食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等に向けて、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ることにより、価格転嫁を進める関係者を後押しする。 ・価格転嫁が適正に行われていない現状を踏まえ、国民理解を深め、生産者と消費者の信頼関係構築に向けた支援の拡充を求めるもの。 (3)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・食育の推進と食文化の保護・継承 ：20(20)の内数 ・消費・安全対策交付金：19(19) (4)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・不足時に備えた食料供給体制の構築：1(1) ・R6 年 6 月、「食料供給困難事態対策法」が成立。特定食料の供給が不足又は不足する恐れがあるとき、政府対策本部を設置し、出荷・販売の調整、輸入の促進、生産・製造の促進等を要請・指示する。 6. 農業の持続的な発展 (1)（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・強い農業づくり総合支援交付金：120(120) 基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)地域農業の担い手の育成・確保 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な就農・経営形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。 また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。 (3)米政策の推進について ①米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うこと。 また、経営所得安定対策を継続して推進していくためにも、町村及び地域農業再生協議会への財政支援の拡充を行うこと。 ②水田活用の直接支払交付金については、生産現場の課題等を把握し十分に検証した上で、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につなげることがないよう、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。 また、畑地化促進助成については、畑地化転換後においても、安定的な経営ができるよう、支援を拡充すること。 ③水田政策の見直しに当たっては、水張り要件の見直しに伴う現場の混乱がないよう、きめ細かな対応をすること。 また、対象作物の拡大に当たっては、持続的な営農ができるよう支援を拡充すること。	(2)同 左 (3)米政策の推進について ①同 左 ②同 左 ③同 左	に必要な取組を支援。 ・担い手への農業用機械・施設の導入：40（20） 地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入支援。 ・悪化する中東情勢への対応を検討するため、政府はR8年3月24日、中東情勢に関する関係閣僚会議を立ち上げた。農業資材などの価格高騰が懸念される中、安定供給への対応方針をまとめる。 (2)（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・新規就農者育成総合対策：104（107） ・農業経営・就農支援体制整備推進事業：6（6） ・経営発展支援事業：49歳以下の認定農業者が経営発展に向けた初期投資（機械や施設等）の導入を支援。国と県で最大750万円を補助。 (3)米政策の推進について ①（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・経営所得安定対策等推進事業費：70（71） eMAFFのシステム運用など、経営所得安定対策交付金の手続き等に必要な経費を措置するとともに、対策の推進に必要な経費を助成。 ②③（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・水田活用の直接支払交付金：2,752（2,870） ・コメ新市場開拓等促進事業：140（110） ・国産小麦・大豆供給力強化総合対策：1（1） ・R3年12月の見直しで、R4～R8の5年間で一度も水張りをしない水田はR9年度以降交付対象外としていたが、R6年12月、R9年度から水田

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
④経営安定に向け、米価下落対策の充実を図るとともに、収入保険制度については、一人でも多くの農業者が加入し、制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。 （4）農業経営基盤の強化について ①地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を継続すること。 また、策定された地域計画の早期実現と、将来の農地利用の明確化に向けたブラッシュアップについても支援すること。	④同 左 （4）農業経営基盤の強化について ①同 左	を対象とする現在の制度から米や麦など作物ごとに支援する制度に見直し、水張りについては求めないこととなる。 ・新たな水田政策の詳細については、R8 年 6 月までに取りまとめ骨太方針に反映させる。 ・畑地化促進助成は、水田を畑地化して高収益作物及び畑作物の本作化に取り組む農業者を、5 年間継続的に支援する。一回限りの畑地化支援は、R7 年度は 10.5 万円/10a、R8 年度は 7 万円/10a となる。 ④（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・経営所得安定対策：2,462 (2,541) ・収入保険制度の実施：290 (399) ・農業共済事業の実施：793 (801) ・野菜価格安定対策事業：157 (156) ・収入保険制度：品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組み。 ・令和 3 年から当面の間、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用できる特例を措置。令和 6 年の新規加入者までで本特例は終了。令和 7 年以降の新規加入者には適用されない。 （4）農業経営基盤の強化について ①（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・地域計画の実現に向けた支援：527 (新規) ・地域計画の策定が必要な市町村数は 1,615 で策定予定数は 19,605 地区。このうち令和 7 年 4 月末までに策定された地域計画数は 18.894。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
②農地の貸借が農地中間管理機構を介した手続きに統一化されたことに伴い、事務手続きの煩雑化や手続きにかかる期間の長期化が課題となっていることから、農地の円滑な貸借に支障が生じることのないよう対策を講じること。 ③農地の集積、集約を担う農地中間管理機構の町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。 ④農地利用最適化推進委員の設置については、農業委員会が機動的に活動を行えるよう、地域の実情に応じ、市町村長の判断を尊重した運用ができるよう、要件の見直しを検討すること。	②同 左 ③農地の集積、集約を担う農地中間管理機構の町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、<u>機構集積協力金について農地集約化促進事業においては</u>、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。 ④同 左	・農地の適正利用の確保まで話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、地域計画の見直しを進めつつ、将来像を明確にした地域計画の実現に向けた支援を要望。 ②（参考） ・令和５年４月、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和７年３月までで相対契約が廃止され、農地バンクによる契約に一本化された。 ・令和７年９月、町村へのアンケート調査を行ったところ、相対契約の廃止に伴って農地の権利設定に係る事務量や時間が増えているとの声があがったことから要望。 ③（修正） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・農地の集約化等の取組の加速化：175（165） ・農地中間管理機構事業：46（43） ・地域計画の実現に向け、農地バンクを活用した農地の集約化の加速化等を支援。 ・R8 年度から農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約支援を「農地集約促進事業」に１本化することによる文言修正。 ④（参考） ・令和２年１０月、全国農業会議所「農業委員会法改正５年後調査」によると、全国の農業委員会のうち約４割の委員会で旧体制と新体制の数が同数かそれ以下になっている。 ・令和５年９月、自民党本部で開催された「農業委員会等に関する議員懇話会」でヒアリングを受けた。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(5)農業農村整備の充実・強化 ①農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。 また、農業用水利施設等の整備・改修や維持管理に係る経費について財政的支援を拡充するとともに、中長期的な保全管理及び土地改良区の運営基盤強化を図ること。 ②近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、同一箇所での再発にも耐え得るような、災害に強い農業基盤の整備を図ること。 ③農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。 また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき実施する事業については、財政措置の拡充を図ること。	(5)農業農村整備の充実・強化 ①同 左 ②同 左 ③同 左	(5)農業農村整備の充実・強化 ①（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・農業農村整備事業：3,365 (3,331) ・農山漁村地域整備交付金：762 (762) ・農業水路等長寿命化・防災減災事業：272 (282) ・ハード面では、農業水利施設等の老朽化が進み、ソフト面では、農業従事者の高齢化や減少により維持管理が困難となっているため要望。 ・令和7年4月、改正土地改良法が成立。国、都道府県の発意による農業用水利施設の更新や土地改良区が計画を作成し、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設。 ・土地改良区は連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定することで、関連施設の管理者、関係市町村その他の関係者と連携して土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業を行うことができる。 ②（参考） 全国で毎年のように自然災害が発生しており、同一箇所が被害を受けているため、原状回復以上の強化について支援を要望するもの。 ③（参考） ・令和2年6月、議員立法「防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に係る特別措置法」が成立。都道府県が防災工事や地震・豪雨への耐性調査や工事の計画を策定し、工事を進める。国は事業の費用を支援する。 ・事業や実施主体によって補助率等が変わり、また、近年は応募団体が増加し、配分額が減少しているため、財政措置の拡充を求めるもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
④所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。 ⑤中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。 (6)農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。 (7)畜産・酪農対策の推進 ①畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。 また、畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。	④同 左 ⑤同 左 (6)農林漁業用A重油—<u>軽油引取税</u>に係る税制特例措置を恒久化<u>延長</u>すること。 (7)畜産・酪農対策の推進 ①同 左	④（参考） - 平成31年4月「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が成立。同法は所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池について市町村が管理権を取得できる制度の創設等について整備したもの。 - 本会は平成31年2月に農水省に対し、左記の要望を盛り込んだ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案に関する意見」を提出。 (6)（修正） 農林漁業用A重油に対する石油石炭税免税・還付措置及び軽油に係る地球温暖化対策還付措置の適用期限（令和5年4月から5年延長）、軽油引取税課税免除の特例措置（令和6年4月から3年延長）。 (7)畜産・酪農対策の推進 ①（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) - 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策 ：1,640（1,640） - 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策：220（220） - 酪農経営安定対策：448（444） - 畜産クラスター事業：畜産酪農家等の地域関係者が連携し作業の外部化・省力化・規模拡大により体質強化を進めるため、地域の畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入等の生産基盤の構築や収益力強化に向けた取組の実証調査、後継者不在の経営体と地域の担い手のマッチング等を支援。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
②関係機関が一丸となり、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ること。 ③我が国のチーズに対する需要が高まりを見せる中、国産チーズのシェアは1割強と低迷していることから、原料乳価格への補填による低コスト化により、国産チーズの競争力を高め、国産のシェア拡大を図ること。 ④配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。 また、自家配合飼料に加え粗飼料についても、価格安定を図るとともに補填対策の制度化を実現すること。 ⑤高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力の下、国の責任において感染経路や発生原因の究明等、総合的な感染防止対策の強化及び財政措置の拡充を図るとともに、国が積極的に現場を支援する仕組みを構築すること。 また、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。 あわせて、防疫作業に係る関連経費については、補助対象経費の拡充等、財政措置を充実すること。	②同 左 ③同 左 ④同 左 ⑤同 左	②（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・酪農経営安定対策：448（444） ・エネルギーや飼料等の高騰により、現在の生乳取引価格では、酪農の維持が厳しい状況であるため要望。 ③（参考） 輸入が大半を占めるチーズの消費量は伸びているが、国産率はわずか 14.8%（対前年度比△0.5 ポイント）。 ④（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・飼料備蓄・増産流通合理化事業：18（18） ・草地関連基盤整備〈公共〉：3,337（3,331） ・肥料の国産化・安定供給：1（1） ・飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援：52（56） ・配合飼料については、配合飼料価格安定制度で予算が組まれているが、自家配合飼料について補填がないことから追加。 ・輸入乾牧草の粗飼料についても価格が高騰し、畜産経営を圧迫しているため要望。 ⑤（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・消費・安全対策交付金：19（19） ・家畜衛生等総合対策：77（77） ・家畜伝染病予防法に係る事務は、第一号法定受託事務である。 ・特定家畜伝染病が発生した場合、発生地の都道府県及び近隣市町村等が職員を派遣し、殺処分等の対応を短期間で実施することになっているが、殺処分等の作業は、夜通しで、精神的、

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(8)農業・農村の6次産業化の推進 地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。 (9)国内農産物の輸出促進 拡大する海外市場を視野に入れ、輸出の障壁となっている諸外国の検疫や残留農薬等の基準について調和を図るための協議を推進するとともに、国内においても、輸出先国の品目ごとの規制に対応した産地の育成及び、官民での組織づくりの強化を図ること。 (10)みどりの食料システム戦略の推進 ①みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、取組や環境づくりを支援すること。 また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、品種開発の加速化、環境負荷低減等みどりの食料システム戦略実現に資する研究開発などを推進すること。	(8)同 左 (9)同 左 (10)みどりの食料システム戦略の推進 ①同 左	肉体的に厳しい作業であり、自治体職員の動員に頼るだけでなく、国として責任を持った対応を求めるため要望。 (高病原性鳥インフルエンザ発生状況) ・町村部では、北海道白老町（R7.10.22）、茨城県城里町（R7.12.25）、北海道由仁町（R7.12.29）、埼玉県嵐山町（R7.12.30）にて発生。 (8)（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・農山漁村振興交付金：70（74） (9)（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・農林水産物・食品の輸出促進：140（124） ・グローバル産地づくり推進事業：6（6） ・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業：3（1） ・輸出環境整備推進事業：12（13） ・食品産業の輸向け HACCP 等対応施設整備事業：1（1） ・ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業：6（2） ・新市場開拓推進事業：17（15） (10)みどりの食料システム戦略の推進 ①（参考） R8年度概算決定額(単位：億円)(R7年度予算) ・みどりの食料システム戦略推進総合対策：6（6） ・令和4年4月「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が成立。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
②「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」に基づき、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、中山間地農業を担う小規模農家や高齢者農家等、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて活用できるよう、既存の措置に加え財源対策の拡充を図ること。 ③有機農業の推進に当たり、新たにチャレンジする就農者に対し、機械・施設設備経費の支援及び、営農指導等、人的経費についての支援も拡充するとともに、市場拡大や販路開拓等も併せて検討すること。 また、有機農業の面積目標を達成するためにも、「みどり投資促進税制」の適用期限を延長すること。 ④有機 JAS の取得において、申請に係る様式の統一化及び手続きの簡略化を図ること。 また、認証機関と認証事業者（生産者等）間の手続きについて、農林水産省共有申請サービス（eMAFF）で申請できるようシステムの充実を図ること。	②同 左 ③有機農業の推進に当たり、新たにチャレンジする就農者に対し、機械・施設設備経費の支援及び、営農指導等、人的経費についての支援も拡充するとともに、市場拡大や販路開拓等も併せて検討すること。 また、有機農業の面積目標を達成するためにも、「みどり投資促進税制」の適用期限を延長すること。 ④有機 JAS の取得において、申請に係る様式の統一化及び手続きの簡略化を図ること。 また、認証機関と認証事業者（生産者等）間の手続きについて、農林水産省共有<u>通</u>申請サービス（eMAFF）<u>及び次期オンライン申請システム</u>で申請できるようシステムの充実を図ること。	②（参考） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・スマート農業技術活用促進集中支援プログラム：185（182） ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業：25（1） ・スマート農業技術活用促進法：生産方式革新事業活動を行う農業者等や、開発供給事業を行う事業者等が実施計画を作成し農林水産大臣から認定されることで、金融・税制面等での支援が受けられる。令和6年6月成立、10月施行。 ③（修正） R8 年度概算決定額(単位：億円)(R7 年度予算) ・みどりの食料システム戦略推進総合対策：6（6） ・有機農業を拡大するための環境整備とともに出口戦略の検討を要望するもの。 ・みどり投資促進税制について、税制措置の適用期限が令和9年度末まで延長される。 ④（修正） ・税財政両面において支援の拡充及び認証機関に対する連絡会議の開催等研修が充実された。 ・認証機関と事業者間の申請様式の統一化及び eMAFF による申請が可能となるようシステムの拡充を求める要望。 ・eMAFF の終了及び次期オンライン申請システムの稼働による文言修正。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
7. 国際農業交渉に関する適切な対応 (1)米国の関税措置への対応に当たっては、農産物の輸出のみならず国内の生産基盤にも大きな影響を与えることから、農林水産業全般に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対する措置の見直しを含め、必要な支援策を講じること。 (2)CPTPP 協定、日 EU・EPA 及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。 (3)WTO 農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等を内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。 また、今後の EPA・FTA 交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。	7. 国際農業交渉に関する適切な対応 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	7. 国際農業交渉に関する適切な対応 (1)（参考） ・R7 年 4 月 5 日、米国が貿易相手国に一律 10% の関税を課す措置を発動、9 日には日本からの輸入品に 24%の関税を課すこととした。 ・7 月 22 日、米国による相互関税を 15%に引き下げることで合意。 ・8 月 7 日、米国が新たな関税率を適用したが、通常関税に加えて 15%上乗せされており、合意の内容と異なるとして修正を求めた。 ・9 月 4 日、米大統領は、米国の関税措置に関する日米合意を履行する大統領令を発表。一般関税率を含めて 15%、15%以上の品目には相互関税は課されないと明記された。 ・R8 年 2 月 20 日、連邦最高裁が国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置に対して違法判決を下した。 ・2 月 24 日、IEEPA に基づく相互関税を中止し、通商法 122 条に基づき全世界に対して 10%の関税を導入した。 (2)（参考） ・令和 2 年 12 月「総合的な TPP 等関連政策大綱」を改定。日英 EPA や RCEP 協定の署名、新型コロナウイルス禍などを受け改定した。 ・今後、CPTPP 協定、日 EU・EPA、日米貿易協定、日英 EPA、RCEP 協定を合わせた対策が講じられていくことからまとめて要望。 ・CPTPP:TPP 協定から離脱を表明した米国以外の国で同協定の内容を実現するための協定。正式名称は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。

17. 林業・山村対策の推進

経済農林委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
17. 林業・山村対策の推進 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省） 木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。 1. 地域の実情に即した次期「森林・林業基本計画」等の策定 次期「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の策定に当たっては、地域の実情に即した計画を策定し、着実に実施すること。 また、国産材の需要拡大を図るとともに、森林の持続可能性の確保や多面的機能の強化を図るべく、再造林など森林の保護・育成に十分な支援を行うこと。	17. 林業・山村対策の推進 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省） 木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。 <u>中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰により、木材及び特用林産物の生産・加工・流通を支える林業・木材産業者の経営環境が著しく悪化することから、事業者に対して適切かつ効果的な税財政措置等の支援を講じること。【P】</u> 1. 地域の実情に即した次期「森林・林業基本計画」等の策定推進実施 <u>次期新たな「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の策定に当たっては、地域の実情に即した計画を策定し、着実に実施すること。</u> また、国産材の需要拡大を図るとともに、森林の持続可能性の確保や多面的機能の強化を図るべく、再造林など森林の保護・育成に十分な支援を行うこと<u>着実に実施すること。</u>	1. 地域の実情に即した「森林・林業基本計画」等の推進（修正） 森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、我が国の森林・林業施策の基本的な方針を定めるものであり、情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更されている。令和8年6月頃に新たな森林・林業基本計画が閣議決定される予定。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大 (1)CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。 (2)国産木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の補助要件の緩和や木造建築における減価償却資産の法定耐用年数の延長等を行うとともに、都市部における木材利用等、一層の需要喚起と拡大を図ること。 (3)「森の国・木の街」の実現に向けて、脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物等一般建築物の木造化をより一層推進し、建築用木材の安定供給に資する技術の開発、普及並びに国産材を利活用する建築人材の育成を図ること。 (4)木造の公共建築物の建築に当たっては、製材工場の偏在等に伴い、北海道など遠隔地においては、輸送コスト等が逡増しており、建築単価が割高となっている。 このため、公共建築工事標準単価積算基準を見直す等、全国あまねく公共建築物の木造化が推進されるよう万全の措置を講じること。	2. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大 (1)CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「<u>林業・木材産業循環成長対策</u>」「<u>森林集約・循環成長対策</u>」及び「<u>木材等の付加価値向上・需要拡大対策</u>」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。 (2)<u>林業・木材産業循環成長対策交付金については、所要額を確保するとともに、木質バイオマスや国産木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の補助要件の緩和や、木造建築における減価償却資産の法定耐用年数の延長等を行うとともに、都市部における木材利用等、国産材の利活用が推進されるよう、一層の需要喚起と拡大を図ること。</u> (3)「森の国・木の街」の実現に向けて、脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物等や一般建築物の木造化をより一層推進するとともに、建築用木材の安定供給に資する技術の開発、普及並びに国産材を利活用する建築人材の育成を図ること。 (4)木造の公共・公用建築物の建築に当たっては、製材工場の偏在等に伴い、北海道など遠隔地においては、輸送コスト等が逡増しており、建築単価が割高となっている。 このため、公共建築工事標準単価積算基準を見直す等、全国あまねく公共・公用建築物の木造化が推進されるよう万全の措置を講じること。	2. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大 (1)（修正） 令和8年度予算概算決定額（令和7年度予算額） ・森林集約・循環成長対策：80億円（70億円） ・木材等の付加価値向上・需要拡大対策：15億円（14億円） 木材等の付加価値向上・需要拡大対策には、木質耐火部材、JAS構造材の技術開発や、製材、CLT等を用いた建築物の木造化、合理的な木材価格の形成促進、木材産業の人材確保などが含まれる。 (2)（修正） 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金は、期間満了。後継の林業・木材産業循環成長対策交付金に修正。 「森林集約・循環成長対策」へ統合されたが、予算額に変動はない（林野庁へ確認済）。 (3)（修正） 令和8年度予算概算決定額（令和7年度予算額） ・森林集約・循環成長対策：79億円（70億円） ・木材等の付加価値向上・需要拡大対策：15億円（14億円） (4)（修正） 北海道や遠隔地については、輸送等のコスト面から建築単価が割高となっていることから公共建築工事標準単価積算基準の見直しを要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 森林整備の推進と森林管理対策の充実化 (1)間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。 近年、頻発する山地災害に対処するため、再造林対策等の徹底や、発災後の復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。 (2)花粉症対策については、「花粉症解決に向けた総合対策」に基づき、発生源対策、飛散対策及び花粉の少ない苗木の生産拡大について、集中的かつ継続的な取組を推進すること。 (3)森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、林政担当職員に対する研修制度など、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。 (4)林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。 (5)林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ICTの活用を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。	3. 森林整備の推進と森林管理対策の充実化 (1)同 左 (2)花粉症対策については、「<u>花粉症解決に向けた総合対策</u>」「<u>花粉症解決に向けた緊急総合対策</u>」に基づき、発生源対策、飛散対策及び花粉の少ない苗木の生産拡大について、集中的かつ継続的な取組を推進すること。 (3)森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、林政担当職員に対する研修制度や、<u>森林総合監理士及び地域林政アドバイザー</u>による技術的支援など、地域の実情に合わせた<u>町村林政の執行体制整備</u>に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。 (4)同 左 (5)林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ICTの活用、<u>通信環境が未整備の地域における通信ネットワークの構築等</u>を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。	3. 森林整備の推進と森林管理対策の充実化 (1)（参考） 令和8年度予算概算決定額(令和7年度予算額) 治山事業〈公共〉：627億円(624億円) 森林整備事業〈公共〉：1,271億円(1,256億円) 農山漁村地域整備交付金〈公共〉：762億円(762億円) 災害復旧等事業〈公共〉：93億円(93億円) (2)（修正） 対策名称が変更されたため、修正。 令和7年度補正予算額 花粉症解決に向けた緊急総合対策：56億円 (3)（修正） 森林経営管理制度については、令和8年4月1日より施行された改正法にて、市町村・都道府県・森林所有者・林業経営体などが、森林の将来像を話し合い「集約化構想」を策定することとなった。 林野率75%以上の町村(特定農山村・振興山村)においても、林務担当職員の平均数は1.87人であり、町村における事務負担が懸念される。 また林業が盛んでない町村では、既に地域林政アドバイザー等の確保が困難な状況にあり、事務負担の軽減が十分に図られない可能性がある。 (4)（参考） 令和8年度予算概算決定額(令和7年度予算額) 農山漁村地域整備交付金〈公共〉：762億円(762億円) (5)（参考） 令和8年度予算概算決定額(令和7年度予算額) スマート林業・DX推進総合対策：3億円 (旧 林業デジタルイノベーション総合対策:2億円)

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(6)里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。 (7)深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、野生鳥獣を捕獲するハンターの育成や、捕獲技術の開発、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。 (8)松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病虫害被害については、拡散・増加を防ぐため、より効果的な駆除技術の開発等の未発地域に対する予防対策を強化すること。 また既に被害を受けた過年度経過木の伐採に向けた対策を講じるとともに、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。 (9)外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。	(6)同 左 (7)同 左 (8)同 左 (9)外国資本等による森林買収については、貴重な森林資源や水資源を守るため継続的に維持・保全する観点から、有効な対策を検討すること。	(6)（参考） 令和8年度予算概算決定額(令和7年度予算額) 森林・山村地域活性化振興対策9億円(9億円) (7)（参考） 令和5年度における、野生鳥獣による森林被害面積は全国で約5000haとなっている。このうち、シカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の6割を占め、深刻な状況となっている。 令和5年度に、全国の772処理加工施設において処理されたジビエ利用量は2,729tであり、平成28年度と比べて2.1倍に増加している。 (8)（参考） 近年、病虫害被害が全国的に拡大している。 被害量は減少傾向にあるものの、被害を受け、放置された過年度経過木が倒木し、建物やインフラ等を破損するリスクが通増しており、特殊伐採による防除が実施されている（岩手県町村会）。 費用については、町村が全額負担するケースが多く、被害木の防除が追い付かない実情がある。 また過年度経過木に対する風評被害により、品質上問題なくとも、販売に至らない実態がある。 (9)（修正） 海外に居住の個人・法人による森林取得(平成18年～令和6年)は、届出情報によると415件、3,044haで通増傾向にある(令和5年度：358件,2,868ha、令和4年度：320件,2,732ha)。 2021年6月に重要土地等調査法が制定されているが、保安林を含む森林は対象範囲外である。 また2026年4月より、森林法に基づく「森林の土地の所有者届出書」に所有者（法人の場合は代表者）の国籍記載が必須となるが、あくまで実態把握の目的内に留まっている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(10)自らの町村域に存する保安林において町村が計画する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。 (11)効率的な森林経営や管理の適正化のため、森林の集積・集約化を推進すること。 また、集約化構想・集積配分一括計画の策定については、町村の執行体制に配慮し、事務負担の軽減や事業の円滑な実施を支援すること。 4. 担い手の育成と経営改善 (1)人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講ずること。	(10)自らの町村域に存する保安林において町村が計画・実施する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。 (11)同 左 <u>(12)再造林の推進により需要拡大が見込まれる苗木の生産に当たっては、必要量を十分に供給できるよう、苗木生産者の育成及び技術向上等に対する支援を一層、強化すること。</u> 4. 担い手の育成と経営改善 (1)<u>人口減少や高齢化等に伴う担い手不足の解消や新規就業者の長期的な定着率の低下が低干位にとどまっていること</u>を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう<u>支援を講ずること就業環境、生活環境の整備を図ること。</u>	(10)（参考） 保安林の指定及び解除の権限を有する農林水産大臣、都道府県知事に解除を申請し、除されるまでに森林管理局との協議が必要となっている。 現状、林道の災害復旧に係る作業・伐採等、町村が実施する公益性や緊急性のある事案についても、その手続きに時間と手間がかかっており、迅速な対応が求められる災害復旧の現場において、一定程度の障壁となっている。 (11)（参考） 令和5年度末累計の制度活用状況は、意向調査実施面積の約103万haのうち、市町村へ委託を希望面積が約23万haあるが、実際に委託されたのは、2.3万ha（全体の1/10）に留まっている。 (12)（新規） 林野庁は、今後10年間に国産材利用量を4,200万m³（自給率49.4%）まで向上させる目標案を林政審議会へ提出している。一方、苗木生産量・苗木生産事業者数は、ともに減少傾向にある。 苗木の生産・供給は「市町村森林経営管理事業」にも影響するため、支援を求めるものである。 4. 担い手の育成と経営改善 (1)（修正） 「緑の雇用」によって、若年層の新規就業者は増加傾向にあり、就業3年後定着率は全産業平均の40%を上回る、70%で推移している。しかし、10年後定着率については50%未満で推移しており、子育てや介護などのライフステージに適応した就業環境（待遇）、生活環境の整備が求められる。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、新規就業者の育成や、林業従事者に対する支援措置を強化すること。 また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。 (3)新たに林業・木材産業が追加された特定技能制度については、人材確保につながるよう、円滑な運用に努めること。 (4)林業労働安全対策の充実を図ること。 (5)公益性の高い森林の公有林化に当たり、譲渡所得税の減免措置を講じること。 また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。	(2)「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、新規就業者の育成や、林業従事者に対する支援措置を強化すること。 また、森林施業プランナーやフォレスター<u>森林経営プランナー等の専門</u>人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。 <u>(3)林業・木材産業の担い手確保については、マルチワーカーやパートタイマー、障害者等、多様な人材の活用を引き続き推進すること。</u> (3)→(4)同 左 (4)→(5)同 左 (5)→(6)同 左	(2)（修正） 令和８年度予算概算決定額（令和７年度予算額） 森林・林業担い手育成総合対策:46 億円（47 億円） ・林業大学校等で学ぶ者への給付金 〈最大 155 万円/年・人、最長 2 年間の給付〉 ・フォレストワーカー（林業作業士）研修 〈約 137 万円/年・人〉 ・森林施業プランナー・森林経営プランナー育成〈定額、1/2 助成〉 その他、フォレストリーダー、フォレストマネージャーへの昇進時研修への支援も実施。 (3)（新規） 特定地域づくり事業協同組合制度においては、「在籍型出向」により、派遣禁止業務である造林作業の地ごしらえ、植栽の業務への労働者派遣が可能となった（令和 6 年 3 月 29 日総務省通知）。 (3)→(4)（参考） 令和 6 年 3 月に特定技能に林業が追加された。5 年間で最大 1,000 人の受入を見込んでいる。 (4)→(5)（参考） 令和 6 年の林業における「休業を 4 日以上要する死傷災害」は、1,167 件で、死亡災害は 31 件。 林業における労働災害の発生件数は減少傾向にあったが、直近 5 年は下げ止まり傾向にある。 また林業における死傷年千人率は「23.3」で、全産業平均の約 10 倍、最高値となっている。 (5)→(6)（参考） 令和 7 年度当初予算額（令和 6 年度当初予算額） 林業・木材産業金融対策:4 億円（4 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
5. 山村地域の振興 (1)未利用木材など地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。 (2)森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。 (3)森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村への移住や定住・関係人口の創出を通じた活性化のための活動に対する財政支援措置を拡充すること。 また、里山林の整備や活用に取り組む「山村活かし隊」の確保・育成、「半林半X」の活動に対する支援を強化すること。 (4)平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道（合併処理浄化槽）、情報通信施設、教育施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実を図り、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。	5. 山村地域の振興 (1)同 左 (2)森林の価値を活かした「森業」の推進に当たっては、<u>地域住民の生活支援等を実施する地域自治組織を核とした集落活動として取り組むことができるよう、支援体制の構築を図ること。</u> また、森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。 (3)同 左 (4)同 左	5. 山村地域の振興 (1)（参考） 令和8年度予算概算決定額（令和7年度予算額） 森林・山村地域活性化振興対策：9.5億円（9.5億円） (2)（修正） 「森業」は、令和7年5月に公表された農林水産省『地域みらい共創戦略』にて示された概念で、森林サービス産業を含む森林の価値を活かした取組により、地域の賑わいや所得向上・雇用創出を図ることを目的としている。 (3)（参考） 「山村活かし隊」は、身近な里山林の整備、活用に取り組む組織。「半林半X」は他の仕事で収入を得ながら、アイデアと技術を活かして森林資源からも収入を得て生計を立てるライフスタイル。 (4)（参考） 令和7年「山村をめぐる状況」,農林水産省 主要道路舗装率（2019）全国 98% 全部山村 94% 水洗化率（2020）全国 96% 全部山村 79% 小学校減少率（2021）2010年からの減少率 全国 12%減少 全部山村 33%減少 中学校減少率（2021）2010年からの減少率 全国 7%減少 全部山村 18%減少 人口当たりの病院・診療所数（2021） 以下〈〉内は、全国を100とした指数。 全国 1.36〈100〉全部山村 0.88〈65〉

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
6. 森林環境譲与税について 森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、配分の在り方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。 7. 国際交渉に関する適切な対応 CPTPP 協定、日 EU・EPA 及び日米貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・SPF 製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。 8. 森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実 (1)「森林・山村対策」「国土保全対策」「花粉症対策」並びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地方財政措置の拡充を図ること。 また、町村が林業資材・苗木等の運搬用としてドローンを購入した場合やドローンの資格取得に係る費用について、財政支援を講ずること。	<u>(5)山村の地域経済活性化や住民の所得向上への寄与が期待される木質系新素材の開発及び社会実装に対する支援措置を強化すること。</u> 6. 森林環境譲与税について 同 左 7. 国際交渉に関する適切な対応 同 左 8. 森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実 (1)同 左	(5)（新規） 改質リグニンとは、スギ中に含まれるリグニンという成分を原料として生成される木質系新素材。 半導体装置用部品・航空機部品・医療用部品に利用される石油由来のスーパーエンジニアリングプラスチックを代替する新素材として注目されている（町村週報 3344 号に特集記事を掲載）。 6. 森林環境譲与税について（参考） 譲与基準：私有林人工林割合 55%、林業就業者 20%、人口 25%。 2023 年 12 月 14 日に決定された税制改正大綱において私有林人工林面積による配分割合を 50%から 55%に引き上げた。また、人口に基づく配分割合を 30%から 25%に引き下げた。 配分のあり方については引き続き要望。 7. 国際交渉に関する適切な対応（参考） 令和 7 年度補正予算額 林業・木材産業国際競争力強化総合対策（一部公共）：450 億円 8. 森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実 (1)（参考） 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策等の推進などが拡充された。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」（国有林野面積を含む）や「林道延長」を測定単位とする「森林・林業行政費」を新設すること。 9. 大規模林野火災の防止 大船渡市等で発生した大規模林野火災を踏まえ、新たに創設される「林野火災警報・注意報」の運用に当たっては、発令主体となる町村に対して、発令基準や運用上の留意事項を十分に周知すること。	(2)同 左 9. 大規模林野火災の防止 <u>大船渡市等で発生した大規模林野火災対策に当たってはを踏まえ、新たに創設される「林野火災警報・注意報」の認知向上を図ることの運用に当たっては、発令主体となる町村に対して、発令基準や運用上の留意事項を十分に周知すること。</u>	(2)（参考） 地方交付税においては、「林野水産行政費」として措置されているが、測定単位は、林業及び水産業の従事者数である。 なお、都道府県分については、林野面積が測定単位とされている。 9. 大規模林野火災の防止（修正） 令和８年１月１日より運用が開始された林野火災警報・注意報であるが、依然として国民の認知が低く、令和８年１月から２月末までに５件の森林火災が発生している。 いま一度、国民に対する林野火災警報・注意報の認知向上を求めるものである。

18. 水産業・漁村対策の充実

経済農林委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
18. 水産業・漁村対策の充実 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省） 我が国の水産業は、燃油高騰、漁業資源の減少や海洋環境の大きな変化、自然災害の頻発化、担い手の高齢化等厳しい環境にあることから、「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。 1. ALPS 処理水海洋放出における対応 ALPS 処理水海洋放出については、風評影響を受ける事業者への支援や国内外における理解の醸成、国内消費拡大への取組、輸入規制強化の影響を受けた漁業者・水産関係者への事業継続支援を引き続き行うこと。 また、諸外国等による輸入規制強化措置の即時撤廃に向けた交渉を継続すること。 2. 水産基本計画及び水産政策の改革の着実な実施 「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。	18. 水産業・漁村対策の充実 （農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省） 同 左 1. ALPS 処理水海洋放出における対応 同 左 2. <u>次期水産基本計画の策定及び水産政策の改革の着実な実施</u> <u>次期「水産基本計画」の策定に当たっては、資源の減少、漁業就業者の高齢化・減少、気候変動による海洋環境の変化など、直面する多くの課題に対応した実効性のある計画とすること。</u> <u>及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。</u>	近年の海水面温度の上昇など、海洋環境の大きく変わってきていることによる海洋生物の生息地の変化等がみられ、そのような問題への対応も求められている。 1. ALPS 処理水海洋放出における対応（参考） 令和7年5月、37道府県で中国向けの水産物輸出が再開されていたが、11月に中国側から技術的要件が追加され、事実上ストップしている。 また、諸外国等（中国、香港、マカオ、ロシア、韓国）による輸入規制は、水産物をはじめ野菜や食肉にも及んでいるため即時撤廃を引き続き求める。 2. 次期水産基本計画の策定（修正） 「水産基本計画」は5年ごとに見直され、現行の計画は令和8年度が見直し時期となっている。 我が国が直面する諸課題に対応した実効性のある計画となるよう要望する。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保 (1) 漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。 また、昨今の原油価格等の高騰を踏まえ、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の拡充・強化を図ること。 あわせて、ロシア産水産物の調達困難により大きな影響を受けている水産加工業者等に対する支援を継続すること。 (2) 新規就業者の定着率の低さを踏まえ、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、漁業の担い手の育成・確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。 (3) 漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しを図ること。 (4) 漁業者が代船建造等の設備投資や、漁獲対象種の転換や養殖への転換に取り組めるよう、漁業構造改革総合対策事業や、水産業成長産業化沿岸地域創出事業による支援を強化すること。 また、「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長を図ること。	3. 漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保 (1) 漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。 また、<u>国際情勢の悪化や円安に起因する漁業用燃油・養殖用飼料の価格高騰は、漁業経営に深刻な影響を及ぼすため万全の対策を講じること</u> <u>(p)。</u>昨今の原油価格等の高騰を踏まえ、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の拡充・強化を図ること。 併せて、ロシア産水産物の調達困難により大きな影響を受けている水産加工業者等に対する支援を継続すること。 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左	3. 漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保 (1) (修正) 令和８年度予算額（令和７年度補正予算額） 漁業収入安定対策事業：160 億円（184 億円） 漁業経営セーフティーネット構築事業 ：2 億円（232 億円） ・中東情勢の悪化に伴う原油価格、ウクライナ情勢や円安の影響による養殖用飼料（魚粉・トウモロコシ・小麦等）価格の高騰は漁業経営に深刻な影響を及ぼすため万全の対策を行うことを要望。 (2) (参考) 令和８年度予算額（令和７年度補正予算額） 経営体育成総合支援事業：4 億円（5 億円） 新規漁業就業者のうち 39 歳以下が約 7 割程度であり若い世代が多いが、1 年後の定着率が約 7 割程度とその後の定着率を上げることが課題。 (3) (参考) 令和８年度予算額（令和７年度補正予算額） 漁業収入安定対策事業：160 億円（184 億円） (4) (参考) 漁業構造改革総合対策事業：1.8 億円（12 億円） 水産業成長産業化沿岸地域創出事業：40 億円（30 億円） ・昨今の海洋環境の変化により漁獲対象種が変わってきていることによる漁具や加工設備の導入ならびに環境変化の影響を受けにくい養殖への転換のための支援を要望。異常気象が続く中で養殖への転換が推進されているが、高額な初期投資（設備等）や維持管理費が課題となっている。 ・沿岸漁業改善資金制度：困難な状況におかれて

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(5)漁業経営の効率化・安定化を図るとともに、国際競争力の強化のため、ICT、ロボット、AI等の新技術やビッグデータを活用したスマート水産業については、一層の活用に向けた研究・開発を強力に支援すること。 (6)特定技能外国人は現状の資格制度では海技士免許を取得できないことから資格制度の見直しを行うこと。 (7)漁業収益の減少等により遊漁船業との兼業が進み、漁協組合員が減少していることから正組合員資格の下限日数の見直しを行うこと。 (8)「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の更なる推進を図るとともに、プランに基づく漁業経営の安定、漁業所得の向上に向けた事業者の取組を強力に支援すること。 4. 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進 (1)漁港漁場整備長期計画に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産業の競争力強化等を推進するとともに、水産基本計画と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。	(5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 (8)同 左 4. 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進 (1)次期漁港漁場整備長期計画の策定に当たっては、<u>防災・減災対策の強化や気候変動への適応及び漁場環境の保全等に万全の対策を講じること。</u> 漁港漁場整備長期計画に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化	いる沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度。 (5)（参考） 漁業構造改革総合対策事業：1.8億円（65億円） スマート水産業推進事業：6億円（10億円） (6)（参考） 現在「特定技能２号」に漁業が追加されているが漁具の制作や操作、漁獲物の処理など単純作業が多く、海技士や当直ができないことより、制度の緩和を求める。 (7)（参考） 漁業法に定める正組合員資格の下限日数は90日であるが、漁に出ることができない等、日数を満たすことが難しい事例もあり、下限日数の見直しを求める。 (8)（参考） 浜の活力再生・成長促進交付金：18億円（20億円） 4. 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進 (1)（修正） 現行の長期計画は令和４年度から始まり、令和８年度が期限となっている。令和９年度から運用

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)海や漁村の地域資源や漁港の活用による「海業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。 (3)防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。 また、小規模な漁港についても対象となるよう支援を拡充すること。 あわせて、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加すること。 (4)自然災害が頻発する中、漁業者や加工業者が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定や事業者間の情報共有体制の整備に係る支援を強力に推進するとともに、災害復旧に関する支援を拡充・強化し、生産基盤の復旧・復興を着実に実施すること。 (5)漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いため、漁村地域に対する支援を充実すること。 5. 水産物の加工・流通・消費対策 (1)HACCP やトレーサビリティシステムの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。 (2)水産物を用いた特産品開発や個別産地のブランド化等、水産業の6次産業化に対する支援を行うとともに、多様な消費者ニーズに応じた国産水産物の流通及び輸出促進のための環境整備を図ること。	や水産業の競争力強化等を推進するとともに、水産基本計画と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。 (2)同 左 (3)防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、<u>小規模な漁港を含め</u>、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。 また、小規模な漁港についても対象となるよう支援を拡充すること。 併せて、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加すること。 (4)同 左 (5)同 左 5. 水産物の加工・流通・消費対策 (1)同 左 (2)同 左	が始まる新たな長期計画では防災・減災対策の強化や気候変動への適応及び漁場環境の保全対策に配慮を求めるもの。 (2)（参考） 浜の活力再生・成長促進交付金：18 億円（20 億円） 海業振興支援事業：3 億円（3 億円） 漁港機能増進事業：1 億円（2 億円） (3)（修正） 水産基盤整備事業：738 億円（730 億円） 漁港関係災害復旧等事業：10 億円（14 億円） 文言修正。 (4)（参考） 漁港関係災害復旧等事業：10 億円（14 億円） (5)（参考） 離島漁業再生支援等交付金：11 億円（12 億円） 5. 水産物の加工・流通・消費対策 (1)（参考） 水産基盤整備事業：738 億円（730 億円） (2)（参考） 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 ：1.2 億円(60 億円)

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極的に推進すること。 また、諸外国等による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を引き続き推進すること。 (4)学校給食等における魚食の拡充や情報発信により、国産魚食の普及を更に推進すること。 6. 資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立 (1)養殖業成長産業化総合戦略における各種目標の達成に向けて、養殖技術や疾病対策に関する研究・開発を進め、生産性の向上を図るとともに、新たな需要創出・市場獲得に取り組み、国際競争力の強化と持続可能な養殖業を実現すること。 (2)内水面漁業・養殖業の振興を図るため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立等に努めるとともに、放流したさけ・ますの回帰率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。 (3)シラスウナギの漁獲量の増減に関する原因を究明するとともに、トレサビリティ手法の確立やウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業を強力に推進すること。 また、シラスウナギの密漁対策の徹底を引き続き図ること。 (4)漁獲証明制度の運用については、事業者の負担とならないよう最大限配慮するとともに、対象となる魚種や製品の指定に際し、国際情勢や水産業者等の意見を踏まえて議論し、十分な説明を行うこと。	(3)海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極的に実施推進すること。 また、諸外国等による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を引き続き推進すること。 (4)同 左 6. 資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左 (4)同 左	(3)（修正） 放射性物質影響調査推進事業：7 億円（7 億円） 文言修正。 (4)（参考） 持続可能な水産加工流通システム推進事業 ：6 億円（8 億円） 6. 資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立 (1)（参考） 養殖業成長産業化推進事業：3 億円（3 億円） 先端的養殖モデル等への重点支援事業 ：2 億円の内数（65 億円の内数） (2)（参考） 内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業 ：8 億円（8 億円） さけ・ます等栽培対象資源対策事業：6 億円（6 億円） (3)（参考） 内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業：8 億円（8 億円） (4)（参考） 漁獲証明制度：漁獲物について「いつ、どこで、だれが、なにを、どのように」その漁船の旗国に報告し、その情報が正しいことを示す証明書がなければ、漁獲した水産物を取引できないようにする制度。特に密漁や不正流通が多いナマコやシラスウナギが管理対象となっている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(5)密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取締りの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を拡充すること。 (6)外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立を図ること。 (7)海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発及び漁獲体制や加工設備の転換費用といった魚種転換の取組に対する支援を拡充し、引き続き講じること。 7. 貿易ルールの確立と海外漁場の確保 (1)CPTPP 協定、日 EU・EPA 等に関しては、速やかな情報提供を行うとともに、影響を受ける水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性向上と競争力強化に向けた支援を着実に実施すること。 (2)水産物に関する国際交渉等においては、水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引下げや、輸入割当制度（IQ 制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。 (3)資源管理の重要性が高まるマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。	(5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 7. 貿易ルールの確立と海外漁場の確保 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	(5)（参考） 外国漁船対策等：156 億円（24 億円） (6)（参考） 外国漁船対策等：156 億円（24 億円） (7)（参考） 水産基盤整備事業：738 億円（339 億円） 漁業構造改革総合対策事業：2 億円（65 億円） 7. 貿易ルールの確立と海外漁場の確保 (1)（参考）環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定（CPTPP）により、関税が削減・撤廃されることで日本から加盟国へ輸出がしやすくなる。しかし、日本への輸入関税も引き下げられるため、安価な外国産が日本市場に入りやすくなるというマイナスの影響もある。 (2)（参考） 輸入割当制度（IQ 制度）：輸入制限の一種であり、特定の輸入商品に対して輸入数量の上限を設けることで、一定量以上は輸入できないようにする制度。 (3)（参考） マグロについては、世界の海域ごとに、マグロの資源管理を目的とした 5 つの国際管理機関があり、資源管理のためのルールを定めている。これらの国際条約はそれぞれ、科学的な資源評価を行ない、海域ごとに各国が獲ってよいマグロの量や大きさ、漁期などを魚種ごとに定めている。さらに、マグロを獲ってよい漁船や、操業することが許された蓄養場を登録し、登録されていない漁

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)カツオの資源管理については、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図ること。 (5)商業捕鯨については、資源管理・調査に係る技術開発を推進するとともに、鯨類の持続的利用を支援する国との連携、国際社会に対する働きかけを強化すること。 8. 漁場環境の整備 (1)水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や磯焼け対策、海水中の栄養塩減少対策等への支援策を充実強化すること。 (2)漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取組を推進すること。特に、漁港等に放置されている FRP 漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。 (3)クラゲやザラボヤ、トド、エイ等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。 また、赤潮による被害の防止・軽減対策を行い、被害を受けた養殖業者の経営再開を支援する措置を講じるとともに、赤潮等でへい死した魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。	(4)同 左 (5)同 左 8. 漁場環境の整備 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	船や蓄養場、ルールを守らない漁船や国からの輸入を制限するための勧告も行っている。 (4)（参考） 漁獲量の減少傾向に対処するために、漁獲可能量（TAC）による管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。この制度は、最大持続生産量（MSY）を実現できる資源量の水準を維持し、または回復させることを基本とし、資源評価に基づいて資源管理の目標を設定し、TAC による管理を行うもの。 (5)（参考） 捕鯨対策：51 億円（51 億円） 8. 漁場環境の整備 (1)（参考） 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業：14 億円（7 億円） (2)（参考） FRP 漁船の廃棄には最低でも 40 万円程度の費用がかかる。 現状、多くの小型 FRP 漁船は埋め立て処理されており、環境負荷が大きい。 (3)（参考） 有害生物漁業被害防止総合対策事業：3 億円（3 億円）

19. 道路・河川、生活環境等の整備促進

財政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（R8.7.2）	改正理由等
19. 道路・河川、生活環境等の整備促進 （国土交通省・総務省・財務省・農林水産省・環境省） 町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等 （1）社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。 また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。 （2）社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。 2. 道路の整備促進 （1）長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。 （2）災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上、地方創生等の推進のため、高規格道路のミッシングリンクの解消や、一般国道及び都道府県道の整備並びにこれらとの連携強化を図るための市町村道の整備を促進することにより、道路ネットワークの機能強化を図ること。	19. 道路・河川、生活環境等の整備促進 （国土交通省・総務省・財務省・農林水産省・環境省） 同 左 1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等 （1）同 左 （2）同 左 2. 道路の整備促進 （1）同 左 （2）同 左	1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等 2. 道路の整備促進 （1）（参考） 道路整備促進期成同盟会全国協議会で、「新たな財源の創設」を求める決議がされている。 （R7.11.5）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（R8.7.2）	改正理由等
(3)地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要額を確保すること。 (4)防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ、橋梁、トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。 3. 河川等の整備促進 (1)治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめとする流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。 また、国が管理する河川改修等の事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。 (2)整備が立ち後れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。 4. 水道施設・污水处理施設の整備促進 (1)水道施設の整備促進 ①耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。 また、給水人口の減少に伴うダウンサイジング等の再構築事業や老朽化施設の更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。 ②簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を逼迫させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。	(3)同 左 (4)同 左 3. 河川等の整備促進 (1)同 左 (2)同 左 4. 水道施設・污水处理施設の整備促進 (1)水道施設の整備促進 ①耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。 また、給水人口の減少に伴うダウンサイジング等の再構築事業や老朽化対策のための施設の点検及び更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。 ②同 左	(4)（参考） ・橋梁、トンネルの修繕や点検に対しては、個別補助制度「道路メンテナンス事業補助制度」で支援されている。 ・国土交通省「道路メンテナンス事業」R8 予算額：2,312 億円（R7 予算額：2,282 億円） 3. 河川等の整備促進 (2)（参考） ・海岸事業は流域治水を構成する事業群の一つに位置付けられている。 ・国土交通省「流域治水の加速化・深化」R8 予算額：6,277 億円（R7 予算額：6,360 億円） 4. 水道施設・污水处理施設の整備促進 (1)水道施設の整備促進 ①（修正） 第1次国土強靱化実施中期計画において、上下水道等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図り、確実な点検・診断の実施を推進することとされており、各自治体において対策を進めるにあたって必要な予算の確保を求めるため修正。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（R8.7.2）	改正理由等
③水道スマートメーターの導入を推進するとともに、導入やメーター交換にかかる経費について財政支援を充実強化すること。 （2）污水处理施設の整備促進 ①整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。 また、下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。 特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。 なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。 ②農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じるとともに、公共下水道や集落排水施設への接続にかかる費用についても助成措置を充実強化すること。 （3）今後の大規模地震に備え、水道施設、污水处理施設の耐震化に対する財政措置を充実強化すること。	③同 左 （2）污水处理施設の整備促進 ①整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。 また、<u>今後、下水道施設の老朽化に伴うが一層進行することを踏まえ、点検や改築について、に係る</u>国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。 特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。 なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。 ②同 左 （3）同 左	（2）污水处理施設の整備促進 ①（修正） ・第1次国土強靱化実施中期計画において、上下水道等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図り、確実な点検・診断の実施を推進することとされており、各自治体において対策を進めるにあたって必要な予算の確保を求めるため、「また」以下を修正。 ・防災・安全交付金の基幹事業として、下水道管路の改築等に関する事業を支援（R8 予算額：8,529 億円の内数、R7 予算額：8,470 億円の内数） ・国の方針において、污水处理施設の概成時期が令和8年度末に設定されているが、都道府県構想において位置付けられた下水道整備区域のうち未普及地域における整備が引き続き必要。 （3）（参考） ・水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路等の地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長している。 ・水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識するツールとなることを期待し、令和8年春に「下水道カルテ」を作成予定。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（R8.7.2）	改正理由等
5. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保 (1)上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。 さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。 (2)高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。 (3)高料金対策及び高資本費対策に係る地方交付税措置について、令和６年度決算に基づく算定から公営企業会計の適用を要件とする予定とされているが、事業規模や地域の実情に配慮し、弾力的な運用を検討すること。	5. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保 (1)同 左 (2)同 左 (3)削 除 <u>(3)人口減少を踏まえ下水道区域の見直しを行う町村において、集合処理から個別処理への転換を円滑に実施できるよう、財政措置を充実強化するとともに、施設の廃止に伴う財産処分の承認基準を緩和すること。</u>	5. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保 (1)（参考） 国においては、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」が設置され、複数自治体による一体的事業運営、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置など強靱で持続可能な下水道インフラを次世代に継承するための方策について議論されている。 (3)（削除） 地方交付税措置については、令和６年度決算に基づく算定（令和８年度分算定）から公営企業会計の適用が要件化されたが、現時点で弾力的な運用を必要とする町村が存在しないため削除。 (3)（新規） 下水道区域を廃止・縮小する際の手続を明確にするための規定の整備等を含む下水道法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されていることを踏まえ、下水道区域の見直しを行う町村において、合併処理浄化槽への転換が円滑に実施できるよう循環型社会形成推進交付金など財政措置の充実強化や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制の緩和を求めるもの。

20. 地域商工業振興対策等の推進

経済農林委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
20. 地域商工業振興対策等の推進 （経済産業省・農林水産省・内閣府・消費者庁・総務省・財務省・国土交通省） 農山漁村地域における地域商工業は、国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や円安等に伴う物価高騰、後継者対策や賃上げ、インボイス制度、物流問題等への対応が求められ、極めて厳しい状況にある。地域商工業が今後も雇用を守りつつ事業を承継し、持続的に発展できるよう、次の事項を実現すること。 1. 地域商工業対策の拡充	20. 地域商工業振興対策等の推進 （経済産業省・農林水産省・内閣府・消費者庁・総務省・財務省・国土交通省） <u>地域商工業は、人口減少に伴う需要の縮小や後継者問題等の構造的な課題に加え、昨今の中東情勢の悪化等に伴う、燃料や原材料、仕入れ価格の高騰等、収益環境は一段と厳しさを増している。</u> <u>こうした状況に対応するため、国は、地域商工業が今後も雇用を守りつつ、事業を継承し、農山漁村地域における地域商工業は、国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や円安等に伴う物価高騰、後継者対策や賃上げ、インボイス制度、物流問題等への対応が求められ、極めて厳しい状況にある。地域商工業が今後も雇用を守りつつ事業を承継し、持続的に発展できるよう、次の事項を実現すること。</u> 1. <u>国際情勢等を踏まえた地域商工業対策の拡充</u> <u>(1)中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰は、燃料や原材料、仕入れ価格の上昇を招く等、地域商工業の収益環境を著しく悪化させることから、地域商工業を底支えするため、燃油価格の補填や金融及び税財政措置等、あらゆる対策を積極的に講じること。</u>	前文（修正） ・日銀の地域経済報告（2026年1月）では、一部に弱めの動きもみられるが、すべての地域で、景気は「緩やかに回復」、「持ち直し」、「緩やかに持ち直し」としている。しかし、物価高騰、為替相場の急激な変動等により、地域経済は引き続き厳しい状況にある事が考えられる。 ・中東情勢の影響による原油価格は、ガソリン・電気・ガス価格の高騰を及ぼし、中・小規模事業者へも大きな影響が及んでいる。 ・人件費高騰や求人難等の人手不足関連の倒産も目立ってきている。 1. 国際情勢等を踏まえた地域商工業対策の拡充 (1)(新規) 2026年3月に、WTI 原油先物価格は1バレル＝110ドルの台を突破したが、事態が悪化すれば更なる上昇も見込まれている。 これに伴うエネルギー価格等の高騰は地域商工業へ多大な影響を及ぼすことから、国による強力な支援を要望。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(1)米国による関税措置については、情報収集、国内産業への影響分析及び影響を受ける事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。 (2)地域経済の回復・再生に向け、総合経済対策を着実に実施するとともに、これまでの地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。 また、多くの企業が積極的な賃上げを実施している中で、価格転嫁の遅れや米国による関税措置の影響で賃上げに踏み切れない中小企業の不安を取り除くため、国において有効な対策を講じること。 (3)新たな小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、地域商工業の活性化や災害への対応力強化、担い手の確保・育成等、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援や、事業支援内容の周知等を含め、伴走型支援を着実に実施すること。 (4)サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」実現のため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」や「受託中小企業振興法」を事業者が遵守するよう、関係機関による指導及び助言を徹底すること。	(1)(2)同 左 (2)(3)同 左 (3)(4)同 左 (4)(5)同 左	(1)→(2)（参考） 中小・小規模事業者へもサプライチェーン等で影響がでているため、今後の情勢に注視しつつ、適切な支援を行うように要望。 (2)→(3)（参考） 令和8年度予算概算要求（令和7年度予算） 中小企業対策費：1,378億円（1,080億円） 全国約3,000社に対する日本商工会議所が実施した調査では、賃上げを実施する（予定する）企業は約7割で、20人以下の小規模企業でも約6割となっている。一方で価格転嫁の遅れや米国による関税措置の影響で「未定」の回答も増加している。 (3)→(4)（参考） 小規模企業振興基本計画について、現在はR7年から第Ⅲ期計画となっており、4つの目標と15の重点施策を掲げている。 第Ⅲ期計画からは、重点施策に支援機関の体制・連携強化や、事業継続力の強化などが盛り込まれた。 (4)→(5)（参考） 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要である。 そのために、協議を行わない代金額の決定の禁止や手形払等の禁止などの規制を追加した「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（旧：下請代金

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(5)人口減少下においても、地域における小売や物流、エネルギー、交通等生活に不可欠な地域の社会機能を維持するため、サービス供給体制の整備や事業者に対する支援策等を早急に構築すること。 (6)事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。 また、コロナ禍で中小企業向けに実施された「ゼロゼロ融資」の返済対策や、経営改善や事業の再構築に向けた支援を強化すること。 (7)中小企業等の持続的な経営に向け、IoT技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取組や、消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開や業態転換、海外展開等への支援を一層強化すること。 (8)適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、免税事業者が不利益を被らないよう、特例措置の継続等、適切な措置を講じること。	(5)(6)同 左 (6)(7)同 左 (7)(8)同 左 (8)(9)同 左	支払遅延等防止法)や「受託中小企業振興法」(旧：下請中小企業振興法)（令和7年5月成立、施行期日：令和8年1月1日）が事業者に遵守されることが不可欠である。（用語の見直しのため、題名が改められる。） (5)→(6)（参考） 令和7年12月の税制改正においても「地域における生活の維持に必要なサービスの持続性確保のための特例措置」として、エッセンシャルサービス供給事業者等が多角化・広域化にともなう不動産取得等を行った場合、税負担を軽減することなどが示された。 (R7.10より上記に関する政策を進めるべく、地域生活維持政策小委員会が設置され、本会もオブザーバーとして参画。) (6)→(7)（参考） 実質無利子、無担保の「ゼロゼロ融資」の返済が開始し、資金繰りの問題などから融資利用後倒産は高止まりしている。日本公庫等の政府系金融機関による劣後ローンやコロナ特別貸付は2024年12月末で終了。小規模事業者に対してはコロナ前から措置している「小口零細企業保証」（100%保証）を活用し、借り換え等を支援。 事業承継・引継ぎ支援センターは、第三者承継を行う引継ぎ支援センターと、親族内承継を行う事業承継ネットワークを統合した施設。 (7)→(8)（参考） 中小企業生産性革命推進事業:3,400億円 →中小企業成長加速化交付金、デジタル化・AI導入補助金等 (8)→(9)（参考） 令和5年10月1日より制度が開始。3年間の特例措置があるが、中小企業に与える影響が大きい

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(9)中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化すること。あわせて、申請時の手続きの簡素化を図ること。 また、近年の情勢により債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた強力な支援策を講じること。 (10)農商工連携を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。 (11)商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、新しい地方経済・生活環境創生交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。 (12)自然災害が頻発する中、中小企業等が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定等に対する支援を強力に推進すること。	(9)<u>(10)</u>同 左 (10)<u>(11)</u>同 左 (11)<u>(12)</u>商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、<u>地域未来交付金</u>新しい地方経済・生活環境創生交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。 (12)<u>(13)</u>同 左	ことから、恒久化を要望。（R8.9月末まで） 令和５年度税制改正により、以下の点で軽減措置がとられた。 ①小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置 ②持続化補助金の上乗せ ③IT導入補助金の補助下限額が撤廃 ④一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 ⑤少額な返還インボイスの交付義務の見直し ⑥登録手続の見直しと手続きの柔軟化 (9)→(10)（参考） 令和８年度当初予算額 資材費等の価格高騰対策として実施している、日本公庫等の「セーフティネット貸付」の期限は12月末から３か月延長された。 (10)→(11)（参考） 令和８年度当初予算額 小規模事業対策推進等事業：62億円 成長型中小企業等研究開発支援事業：122億円 →大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援 (11)→(12)（修正） 令和８年度当初予算額 地域未来交付金：1,600億円 (12)→(13)（参考） ・事業継続計画（BCP） →企業が緊急事態に遭遇した場合、損害を最小限

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 企業立地の推進と地域産業の育成 (1)企業の地方等への投資拡大を図るため、開発規制の見直しによる土地利用調整の円滑化や、交通インフラの整備等を推進すること。 (2)地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう、産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。 また、地域資源のブランド化や起業家への支援を拡充すること。 3. 外国人材の受入れ体制の拡充 (1)外国人材の受入れについては、「出入国管理及び難民認定法」及び「技能実習法」に基づく適正な雇用を推進するため、新たな「育成就労」も含め、制度の周知や相談体制を充実させること。	2. 企業立地の推進と地域産業の育成 (1)同 左 (2)地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう、産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。 また、<u>地場産業の付加価値向上など、地域独自の取組を幅広く支援すること。地域資源のブランド化や起業家への支援を拡充すること。</u> 3. 外国人材の受入れ体制の拡充 (1)同 左	にとどめ、事業の継続、早期復旧を可能とするため、平常時及び緊急時に事業継続のための方法・手段を取決め文書化したもの。（認定制度無） ・事業継続力強化計画認定制度 →防災・減災に取り組む中小企業が、計画としてとりまとめ、当該計画を国が認定する制度。認定を受けた企業は、税制優遇や金融支援などの支援策を受けることができる。緊急時の「初動」が重視されるなど BCP より実践的である。 2. 企業立地の推進と地域産業の育成 (1)（参考） 令和８年度当初予算額 地域未来交付金：1,600 億円 (2)（修正） 令和８年度当初予算額 地域未来交付金：1,600 億円 成長型中小企業等研究開発支援事業：122 億円 →大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援 ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金） →中小企業・小規模事業者等が取り組む、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等の支援。また、賃上げによるインセンティブや、海外でのブランド確立などのチャレンジへの支援を強化。 3. 外国人材の受入れ体制の拡充 (1)（参考） 日本に滞在する技能実習生数は、456,595 人（令和 6 年 12 月末時点）、特定技能外国人数は、

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
(2)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人労働者の人材育成の取組や受入れ企業に対する支援を推進すること。 4. 消費者行政の推進 (1)令和 9 年に活用期限終了が予定されている地方消費者行政強化交付金は、町村の消費者行政を推進する上で不可欠であることから、活用期限を延長し、十分な所要額を確保すること。 また、消費生活相談の DX 化においては、システム移行で混乱が生じぬよう丁寧な説明や財政支援を講じること。 (2)放射能関連の風評被害対策については、放射性物質に関する情報発信や、被災地の農林水産物の魅力等の広報活動など、に積極的に取り組む対策を講じること。	(2)「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人労働者の人材育成の取組や受入れ企業に対する支援を推進すること。 4. 消費者行政の推進 (1)令和 9 年に活用期限終了が予定されている地方消費者行政強化交付金は、町村の消費者行政を推進する上で不可欠であることから、活用期限を延長し、十分な所要額を確保すること。 また、消費生活相談の DX 化においては、システム移行で混乱が生じぬよう丁寧な説明や財政支援を講じること。 (2)同 左	336,196 人(令和 7 年 9 月時点)と年々増加しており、それにともない不法就労等の問題が増加していることから、制度の周知や相談体制の充実を要望するもの。 新たに「育成就労制度」を令和 9 年度 4 月 1 日から開始。 (2)(修正) 「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月関係閣僚会議決定） →既存のルールへの遵守、各種制度の適正化、国土の適切な利用及び管理に向けた取組等を明記。 4. 消費者行政の推進 (1)(修正) 令和 8 年度予算概算 地方消費者行政強化交付金：26 億円 主に相談員の人件費に活用されていた強化交付金推進事業費については、小規模自治体（人口 5 万人未満）等において、令和 9 年度末で終了を予定していたが、着実に進展してきた身近な相談窓口の充実という成果が後戻りしないよう令和 11 年度まで支援されることとなった。 ・国は相談業務について、相談者の利便性向上と相談員の減少に対応するため、2026 年度に P10-NET 刷新及び消費生活相談のデジタル化への移行を予定している。また、「特に緊急的・集中的に対応が求められる取組」として新 P10-NET システムへの円滑な移行が挙げられており、令和 8 年 2 月に移行に係る基準額、対象経費及び交付率について各都道府県に通知が出された。 (2)(参考) 消費者庁が H25 より「風評被害に関する消費者意識の実態調査」を毎年行っており、令和 8 年 3 月

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(3)新たに策定された食品寄附ガイドラインについて、関係団体・事業者への周知を図るとともに、食品ロスの削減に向けた実効性のある取組を支援すること。 また、食品ロス削減推進計画を定めようとする市町村への支援と、策定数増加のため情報提供等を行うこと。 5. 公益通報体制の整備について 企業や地方公共団体・国民に対し、指針やガイドラインを踏まえた通報制度の改正内容等の周知徹底を図るとともに、公益通報の対応等について相談・助言等を行う体制の充実強化を図ること。	(3)新たに策定された食品寄附ガイドラインについて、関係団体・事業者への周知を図るとともに、食品ロスの削減に向けた実効性のある取組を支援すること。 また、食品ロス削減推進計画を定めようとする市町村への支援と、策定数増加のため情報提供等を行うこと。 5. 公益通報体制の整備について 同 左	に実施した調査によると、放射性物質を理由に購入をためらう産地として福島県と回答した人の割合は4.0%、「被災地を中心とした東北」と回答した人の割合は3.0%と昨年を約2.2ポイント上回った。 (3)（修正） ・市町村計画の策定は努力義務。 R6 年度実績：48 市町村が新たに策定 R6 現在、1721 市区町村中 217 団体が策定済みだが、約 1200 団体が策定の予定なし。 ・R6 年 5 月、食品ロス削減に係る「食品寄附等に関する官民協議会」が設立され、R6 年 12 月に「食品寄附ガイドライン」が公表された。（本会も参画） 食品ロス関連予算（消費者庁） 食品ロス削減推進調査事業：0.3 億円 食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援：0.3 億円 5. 公益通報体制の整備について（参考） 公益通報者保護制度の周知・啓発等費用：1.5 億 「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が令和 2 年 3 月 6 日に閣議決定。令和 4 年 6 月 1 日施行。令和 7 年 6 月に改正案が成立し、令和 8 年 12 月施行） 【改正の概要】 ・公益通報対応体制整備義務と公益通報対応業務従事者指定義務の創設（※従業員 300 人以下の中小企業者は努力義務） ・公益通報者の範囲拡大・公益通報を阻害する要因への対処・公益通報を理由とする不利益取扱いの抑止・救済

21. 観光施策の推進

財政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
21. 観光施策の推進 （国土交通省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 農林水産省・環境省・厚生労働省） 地域への経済波及効果の高い観光産業の活性化に向けて、旅行者の受入環境整備や地方への誘客の強化は急務である。我が国の観光需要が高まるなか、それぞれの地域が豊かな自然・文化・歴史等、特色ある観光資源を活かし、国と地方は一体的な連携をもって、「地方誘客のより一層の促進」「持続可能な観光の推進」に戦略的に取り組む必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 旅行者の受入環境の整備等 （1）訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現し、災害時においても必要な情報伝達が可能となるよう、多言語による情報提供機能の強化、公衆無線 LAN の更新も含めた整備、キャッシュレス決済の普及、トイレ環境の整備等の取組に対する支援を充実強化すること。 （2）駅等主要交通拠点から観光地への交通アクセスの整備や現地での移動手段の確保等、訪日外国人を含む旅行者の移動の利便性向上のための支援を講じること。 （3）オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用等の受入環境整備の取組を支援し、持続可能な観光を促進すること。	21. 観光施策の推進 （国土交通省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 農林水産省・環境省・厚生労働省） 同 左 1. 旅行者の受入環境の整備等 （1）同 左 （2）同 左 （3）同 左	前文（参考） 令和 8 年 3 月 27 日、政府は新たな「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。計画の対象期間は、令和 8 年～12 年度まで。 1. 旅行者の受入環境の整備等 （1）（参考） 観光庁「地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業」令和 7 年度補正予算額 880 百万円。 （2）（参考） 観光庁「地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進」（R8 年度予算額 1,879 百万円）の中で、地方の観光地を結ぶ路線バス等の二次交通の基盤を整備することとされている。※令和 7 年度補正予算も活用。 （3）（参考） 観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進」R8 年度予算額 10,000 百万円。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力増進・情報発信に貢献する人材、地域に密着したガイドや語り部等の人材養成やその活動を応援する仕組みの構築を検討するなど、地域の観光産業の活性化のため、多種多様な観光人材の確保・育成をより一層推進すること。 (5)町村が行う誘客キャンペーンや物産品イベント等に対し、積極的に財政支援を行うこと。 (6)過疎・離島等の条件不利地域において、災害時に情報格差が生じることのないよう、公衆無線 LAN の整備・維持管理の経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。 2. 観光振興施策の推進・支援 (1)農山漁村の景観や生活文化等、地域に潜在する観光資源を発掘し、農山漁村の価値の再発見や向上を図るための諸施策を一層推進すること。 (2)地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。 (3)テレワークを活用したワーケーションやブレッジャー等、新しい旅のスタイルの普及・定着を国においても一層推進すること。	(4)同 左 (5)同 左 (6)同 左 2. 観光振興施策の推進・支援 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	(4)（参考） 観光庁「文化資源を活用した全国各地のインバウンド創出・拡大」（R8 年度予算額 22,388 百万円）の中で、地方公共団体が主体となり実施するインバウンド需要に資する文化芸術事業を積極的に支援し、地域の文化資源の発掘と磨き上げ、活用、人材育成を図ることとされている。 (6)（参考） 総務省は、地方公共団体ごとに調査した結果に基づき、防災拠点及び公的拠点（約3万箇所）の公衆無線 LAN 整備計画を立て、平成28年度から令和3年度までに「公衆無線 LAN 環境整備支援事業」を実施した。令和3年10月1日時点で計画目標の整備率100%を達成し、事業が終了している。なお、指定避難所における公衆無線 LAN 整備は緊急防災・減災事業債の対象となっている。 2. 観光振興施策の推進・支援 (2)（参考） 観光庁「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」（R8 年度予算額 4,000 百万円）の中で、歴史、食、自然、文化等の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援することとされている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)地域特性を活かした観光施設の再生や、地域文化財の保存及び観光事業への活用により伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。 (5)公共交通機関との連携に向けた取組を支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。 (6)国立公園等の滞在型・高付加価値観光の推進や、ジオパーク・エコパーク等を活用した地域活性化に関連する取組に対し、積極的な支援を行うこと。 また、国立公園等に設置された利用施設について、修繕等を行う自治体への財政支援の強化や国主導での改修等を推進することとし、国際観光旅客税の使途拡大を図るなど財源確保に努めること。 (7)休暇の連続取得や取得時期の分散を国を挙げて促進すること。 (8)観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。 (9)普通交付税の算定に当たっては、観光地所在町村の財政需要を反映した単位費用や補正係数の引上げを図ること。 特に、消防費、下水道費、清掃費等の補正要素として、観光入込客数を考慮したものをを用いるなど、充実強化を図ること。 (10)観光入込客統計の共通基準については、町村が各地域の実態を的確に把握・比較し戦略的な観光政策を行えるよう、また、普通交付税の算定に使用できるよう、都道府県単位のみならず市町村単位での基準を整備すること。	(4)同 左 (5)同 左 (6)同 左 (7)同 左 (8)同 左 (9)同 左 (10)同 左	(6)（参考） ・環境省は、「国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針」を令和8年3月に決定する予定。令和7年10月に「国立公園満喫プロジェクト有識者会議」において示された素案では、令和13年の国立公園制度100周年に向けて、滞在体験の高付加価値化を目指すモデル事業の全国的な展開や、保護と利用の好循環に向けた利用者負担の仕組みの整備等に取り組むこととされている。 ・観光庁「国立公園等のインバウンドに向けた環境整備」R8年度予算額17,811百万円。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(11)国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。 3. 大規模震災等からの復旧・復興の促進 (1)災害によって損傷した観光資源の修復に対し十分な支援を行うとともに、復興ツーリズムの推進や教育旅行の促進等、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。 (2)原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。 (3)令和6年能登半島地震により、観光需要が落ち込んでいる地域を支援するため、観光需要喚起策を強力に促進すること。	(11)国際観光旅客税については、<u>自然資源・文化資源を活用した観光振興や地方誘客・観光需要の分散に資するプロモーション等</u>、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。 3. 大規模震災等からの復旧・復興の促進 (1)同 左 (2)同 左 (3)同 左	(11)（修正） ・令和8年度税制改正において、真の「観光立国」実現に向けたオーバーツーリズム対策の強化や地方誘客・需要分散に対する中長期的な視点に立った抜本的な対策（自然資源・文化資源等を活用した観光振興や地方誘客・観光需要の分散に資するプロモーション等）のため、国際観光旅客税の税率を出国1回につき 3,000 円（現行：1,000 円）に引き上げることを踏まえて修正。 ・令和8年度予算額は1,302億円、税収は、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（613億円）など3分野に充当。 3. 大規模震災等からの復旧・復興の促進 (3)（参考） ・令和6年7月に、国は能登地域を対象にした、「復興応援割」を実施する方針を示したが、受入体制が整っていないとして、まだ実施されていない。 ・観光庁「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」R8年度予算額500百万円。

22. 町村消防の充実強化

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
22. 町村消防の充実強化 （総務省・財務省） 近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 大規模災害対策等の推進 （1）防災行政無線のデジタル化を始めとする消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。 （2）緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金の充実強化を図ること。 （3）林野火災に対する総合的対策を推進すること。	22. 町村消防の充実強化 （総務省・財務省） 同 左 1. 大規模災害対策等の推進 （1）同 左 （2）同 左 （3）同 左	1. 大規模災害対策等の推進 （2）（参考） 緊急消防援助隊整備費補助金：緊援隊に係るポンプ車、救助工作車等の整備費 1/2 を補助。 消防防災施設整備費補助金：市町村が耐震性貯水槽、救助活動拠点施設等の整備費 1/3 を補助。 （3）（参考） 令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、市町村長が林野火災の危険性が高い場合に注意喚起として「林野火災注意報」を発令し、さらに強風注意報が発表されている場合には屋外での火の使用を制限する「林野火災警報」を発令できる制度が、令和 7 年 8 月に創設された。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 消防の広域化に伴い必要となる経費に対し所要の財政措置を講じるとともに、消防の連携・協力に関する多様な取組に対しても財政措置の充実を図ること。 3. 地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実等活動環境の整備に係る支援を拡充すること。 4. 消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実強化すること。 5. 消防用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の特例措置を恒久化すること。	2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左	2.（参考） 平成 18 年以降 59 地域において広域化が実現しているが、全消防本部の約 6 割が管轄人口 10 万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とはいえない状況。 3.（参考） 令和 8 年度予算案においては、消防団の力向上モデル事業に 3.9 億円、消防団入団促進広報事業に 1.4 億円、自主防災組織等活性化推進事業に 1.0 億円を計上。 4.（参考） 地域の事情により消防団員数を普通交付税算定における標準（583 人/人口 10 万人）よりも多く確保する必要がある町村は普通交付税で団員の報酬を賄えないため財政措置の充実を求める。 5.（参考） R6 税制改正において船舶の使用者に対する軽油引取税の免除の特例が R8 年度まで 3 年間延長された。この特例措置は S31 の軽油引取税の創設とともに制度化されて以来、継続的に延長されているところ、消防用船舶（消防艇）については当該措置の恒久化を求めるもの。 （地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 1 号）

23. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
23. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化 （総務省・警察庁） 住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることは緊急の課題である。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。 2. 行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。 3. 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心のまちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。	23. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化 （総務省・警察庁） 同 左 1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左	

24. 参議院議員選挙における合区の解消等

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
24. 参議院議員選挙における合区の解消等 （総務省・財務省） 1. 参院議員選挙における合区の早期解消について 日本国憲法が昭和 22 年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成 28 年以降、累次の合区による選挙が実施された。 これらの選挙において、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害は明らかである。 これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。 よって、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現すること。 2. 公職選挙制度の改善等について (1)区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。 (2)選挙当日の投票時間については、地域の実情に応じ、市町村選挙管理委員会の判断で弾力的に運用できるようにすること。	24. 参議院議員選挙における合区の解消等 （総務省・財務省） 1. 参議院議員選挙における合区の早期解消について 同 左 2. 公職選挙制度の改善等について (1)同 左 (2)同 左	1. 参議院議員選挙における合区の早期解消について （参考） H22、H25 の参院選における一票の格差に関する訴訟で、最高裁は「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法措置により不平等状態を解消する必要がある」旨の累次の判決(H24.10、H26.11)を下しており、H28 以降、合区による選挙が 4 度実施された。 2. 公職選挙制度の改善等について (2)（参考） 投票時間は原則午前 7 時～午後 8 時。開始時刻は 2 時間以内の繰上げ・繰下げ、終了時刻は 4 時間以内の繰上げが可能。（公選法第 40 条）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
(3)期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず、短縮できるようにすること。 また、宣誓書については、投票所における職員配置等の事務負担を軽減するため廃止すること。 (4)選挙期間の長い選挙については、事務負担軽減等を図るため、期日前投票期間の短縮等を検討すること。 (5)期日前投票期間における早期の選挙公報を実現するため、インターネット活用等も含め必要な制度改正等を検討すること。	(3)同 左 (4)同 左 (5)同 左	(3)（参考） 投票時間は原則午前 8 時半～午後 8 時。開始時刻、終了時刻ともに 2 時間の繰上げ・繰下げが可能であるが、午前 8 時半～午後 8 時の間は 1 ヲ所以上の期日前投票所が開設されている状態でないといけない。（公選法第 48 条の 2）

25. エネルギー対策の推進

経済農林委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
25. エネルギー対策の推進 （経済産業省・財務省・農林水産省・環境省） ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、エネルギーを取り巻く情勢が大きく変化する中、エネルギー安定供給の確保は、最優先課題である。 また、第 7 次エネルギー基本計画では、主力電源として再生可能エネルギーの最大限導入を図り、2040 年における電源構成において 4 割から 5 割程度を目指すとしている。 その実現に向け、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、地域における再生可能エネルギー等の着実な導入に資するよう、対策を講じる必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 安定的なエネルギー需給構造の確立 省エネルギーの推進、脱化石燃料、再生可能エネルギーや水素の導入拡大、メタンハイドレート等の国内資源開発の推進等により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。 2. 電気・ガス価格対策について 電気料金等の光熱費については、高止まりの傾向にあり、今後の見通しも不透明な状況にあることから、電気料金等の高騰を抑え、国民の負担軽減につながるよう、適切な支援策を講じること。	25. エネルギー対策の推進 （経済産業省・財務省・農林水産省・環境省） ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、エネルギーを取り巻く国際情勢が大きく変化悪化する中、エネルギー安定供給の確保は、最優先課題である。 また、第 7 次エネルギー基本計画では、主力電源として再生可能エネルギーの最大限導入を図り、2040 年における電源構成において 4 割から 5 割程度を目指すとしている。 その実現に向け、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、地域における再生可能エネルギー等の着実な導入に資するよう、対策を講じる必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 安定的なエネルギー需給構造の確立 同 左 2. 電気・ガス価格対策について 電気料金等の光熱費については、<u>国際情勢の急激な悪化により</u>、高止まりの傾向にあり、今後の見通しも不透明な状況にあることから、電気料金等の高騰を抑え、国民の負担軽減につながるよう、適切な支援策を講じること。	（修正） ・第 7 次エネルギー基本計画は、令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。 ・再生可能エネルギーの促進に向け、修正。 ・発電電力量の電源構成は、再生可能エネルギーは 22.9%（令和 5 年度速報値） 2. 電気・ガス価格対策について（修正） ・政府は 2025 年 11 月 21 日に閣議決定した総合経済対策に基づき 1～3 月使用分の電気・ガス料金について 1 世帯当たり計 7,300 円程度補助。3 月で終了。 ・電気・ガス料金負担軽減支援事業 令和 7 年度予備費予算：2,881 億円 ・2026 年 2 月 28 日、イラン情勢悪化によりホルムズ海峡が実質封鎖された。そのため、原油が高騰し、3 月 16 日、日本政府は民間備蓄の石油を放出。不安定な国際情勢をふまえ、文言修正。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 第7次エネルギー基本計画について エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入促進に向け、万全を期すとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこと。 4. 再生可能エネルギーの利活用等を通じたエネルギー自給率の向上 (1) 町村に存在する豊富な再生可能エネルギーの利活用等、エネルギー自給率の向上に向けた実効ある対策を講じること。 (2) 地産地消型のエネルギーシステム構築や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を促進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。 (3) 再生可能エネルギーの導入促進・加速化のため、電気事業法における自家消費の取扱いについては、例えば「同一構内要件」の弾力的な運用等、各地域の実情を考慮すること。	3. 同 左 4. 再生可能エネルギーの利活用等を通じたエネルギー自給率の向上 (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づく各施策を、着実に実行すること。	3. 第7次エネルギー基本計画について（参考） ・第7次エネルギー基本計画は今年2月に閣議決定。2040年度に再生可能エネルギーの比率を40～50%に引き上げる方針が示されている。 ・太陽光 22～29%、風力 4～8%、地熱 1～2%、バイオマス 5～6%、水力 8～10%。 4. 再生可能エネルギーの利活用等を通じたエネルギー自給率の向上 (1) （参考） 昨今の不安定な世界情勢を踏まえ、エネルギー自給率の向上が必要不可欠であることから自給率を高めるための支援を要望するもの。 (3) （参考） ・電力有効利用のため、自営線を用いて供給を行う場合に、電力設備が近接しているにも関わらず対象区域が「同一構内」とみなされずに、特定供給の許可が必要となった事例がある。 ・特定供給：電気事業を営む場合以外でも、経済産業大臣の許可を得て電気の供給をできる制度。 ・特定供給の許可を得るためには、時間や審査要件が厳格化している等の理由から、ハードルが高いという課題がある。 (4) （新規） ・令和7年12月23日、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議にて、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージが決定された。太陽光発電は、地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(4)太陽光発電、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地について、地元自治体との協議や、地域住民への説明プロセスを認定手続きに位置付ける等、不適切事例の発生防止を徹底すること。 また、地域における環境保全・防災の観点から、保安規程の届け出など、地域の実情に配慮した事業の実施を徹底させること。 (5)太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の事業終了後の設備撤去・処分について、事業計画策定ガイドライン等に基づき、地元の負担とならないよう、関係府省が連携し事業者 to 適切な処理を徹底させるとともに、太陽光発電設備の廃棄等費用について、廃棄等費用積立制度を着実に運用すること。 (6)再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、配電系統に係るノンファーム型接続の適用を早期に実現するとともに、配電系統の設備増強について財政支援を講じること。 (7)森林資源を活用した木質バイオマス発電事業については、発電に要する諸経費の高騰により、経営が厳しくなっていることから、支援策を講じること。 (8)地域主導による小水力発電の導入促進について 開発ポテンシャルの高い、地域主導による小水力発電の導入促進に向け、ポテンシャルの再調査や、計画から運転開始までの支援体制の構築、設備機器類の標準化・汎用化、水利権等、規制の在り方の抜本的な見直しを行う等、国主導による総合的な対策を講じること。 5. 電源三法交付金制度の周知・充実について (1)水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。	(4)(5) 同 左 (5)(6) 同 左 (6)(7) 同 左 (7)(8) 同 左 (8)(9) 同 左 5. 電源三法交付金制度の周知・充実について (1) 同 左	な事業に対しては厳格に対応する必要がある。 不適切事案に対する法的規制の強化や地域共生型への支援の重点化を行う。 - また、地方自治体との緊密な連携を図るため、地方三団体が委員として参画する「再エネ地域共生連絡会議」が設置され、第1回連絡会議が令和8年3月18日に開催された。 2026年3月19日、経済産業省は、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の導入支援を終了すると発表した。これまで電力の市場価格に補助金を上乗せするなどして支援してきたが、2027年度以降に新設された分は対象外とする。 (6)→(7)（参考） 森林由来の原材料の高騰については、伐採・搬出・輸送・加工等にかかる人件費、エネルギーコスト、燃料材製造機器に関する維持費などの上昇が背景にあると考えられる。木質バイオマス発電の意義として、国内で生産される燃料材は、循環利用可能な純国産エネルギーとしてエネルギー安全保障上の意義も大きくエネルギー源の多様化に資するものであることから、引き続き要望。 5. 電源三法交付金制度の周知・充実について (1)（参考） - 水力交付金は令和3年度より10年間延長され、交付期間が最大50年となった。最低保証額は440万円で、平成7年度から22年度は450万円であったことから、引き上げを要望。 - 電源立地地域対策交付金全体：令和8年度予算額：794億円、うち水力交付金53.5億円

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実を図ること。 (3)交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。 6. 高レベル放射性廃棄物の最終処分について 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が責任を持って国民への理解醸成を図ること。	(2)同 左 (3)同 左 6. 同 左	(2)（参考） 経済産業省は、電源立地制度にかかるパンフレットを定期的に作成。 (3)（参考） ・交付金対象外施設：実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（日本原子力研究開発機構が設置したものを除く）、MOX 燃料の加工施設、使用済み燃料の貯蔵施設 6. （参考） 2026 年 3 月 3 日、経済産業省は最終処分場の選定に向け、東京都小笠原村南鳥島での文献調査の実施を申し入れた。既に、北海道寿都町、神恵内村は調査が終了し、佐賀県玄海町は実施中。

26. 過疎対策等の推進

財政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
26. 過疎対策等の推進 （総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。 こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。 よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。 1. 暮らしと産業を支える施策の推進 (1)医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。	26. 過疎対策等の推進 （総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） 同 左 1. 暮らしと産業を支える施策の推進 (1)同 左	

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、5G導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。 (3)災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。 (4)農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。 2. 人材の育成確保と地域の活性化 地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。 3. 規制の見直し・緩和 地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。 4. 財政措置の充実・強化 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、物価上昇等の社会経済情勢を考慮した上で、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。 また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 2. 人材の育成確保と地域の活性化 同 左 3. 規制の見直し・緩和 同 左 4. 財政・<u>税制上</u>の措置の充実・強化等 <u>(1)</u>過疎地域の多様な財政需要に対応するため、物価上昇等の社会経済情勢を考慮した上で、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。 また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。	2. 人材の育成確保と地域の活性化（参考） ・過疎地域持続的発展支援交付金：令和8年度当初予算額8億円（令和7年度当初予算8億円） ・ふるさと住民登録制度の創設（総務省）：「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる人たちを登録する制度。「関係人口」の地域との関わり方として、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献が期待される。 4. 財政・税制上の措置の充実・強化等 (1)（修正） ・番号を追加するとともに、(1)の次に(2)及び(3)を新規追加。また、これに合わせて見出しを修正。 ・過疎対策事業債：令和8年度地方債計画額6,100億円(令和7年度地方債計画額5,900億円)

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
5. 辺地対策の充実・強化 辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。 6. 燃料供給体制の確保・維持 町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。	<u>(2)過疎地域における地方税の課税免除等に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。</u> <u>(3)過疎地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。</u> 5. 辺地対策の充実・強化 同 左 6. 燃料供給体制の確保・維持 同 左	(2)（新規） ・令和８年度末で期限を迎えるため、延長を要望。 ・過疎市町村計画に産業振興促進事項を記載した過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者の機械、建物、構築物等の取得等に対し、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除又は不均一課税した場合、課税免除等による減収額の一部を国が地方交付税により補填する。 (3)（新規） ・令和８年度末で期限を迎えるため、延長を要望。 ・過疎市町村計画に産業振興促進事項を記載した過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が機械、建物、構築物等の取得等を行った場合、５年間割増償却が可能となる。 5. 辺地対策の充実・強化（参考） ・辺地対策事業債：令和８年度地方債計画額 600 億円（令和７年度地方債計画額 590 億円） ・発行額や対象事業の拡充（水道事業で行う飲用水供給施設、雨水公共下水道整備事業等）、集落の人口要件（50 人）の緩和を求めるもの。 6. 燃料供給体制の確保・維持（参考） ・全国過疎地域連盟の要望（R7.11）においても地下貯蔵タンクの改修に対する補助の拡大やガソリンスタンドの事業運営に係る補助制度の創設、セルフスタンド設置の規制緩和等を求める項目があり、町村におけるガソリンスタンドの役割や現状を鑑み、本会としても同様の要望を行う。 ・離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費（経産省）：令和８年度当初予算額 41 億円（令和７年度当初予算額 44 億円）

27. 豪雪地帯の振興

財政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
27. 豪雪地帯の振興 （国土交通省・総務省・農林水産省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省） 豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興を図る必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。 2. 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を確実に実施すること。 3. 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、地域の除排雪体制の整備等が着実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。 4. 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。 5. 豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等に万全の対策を講じること。	27. 豪雪地帯の振興 （国土交通省・総務省・農林水産省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省） 同 左 1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左	前文（参考） ・現在 24 道府県 334 町村が「豪雪地帯」に指定。 ・その内、133 町村が「特別豪雪地帯」に指定。 2.（参考） 積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画 （令和 5 年度～令和 9 年度） 3.（参考） 国土交通省「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」R8 年度予算額：54 百万円（R7：60 百万円）、 R7 年度補正予算額：100 百万円（R7：100 百万円）

28. 半島地域の振興

財政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
28. 半島地域の振興 （国土交通省・総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省） 半島振興法の改正により、法期限が 10 年間延長されるとともに、半島地域の地理的特性を踏まえた半島防災の推進等を図り、地方創生に資することが法に明記された。 半島地域は全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行しており、依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。 また、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、防災・減災対策の強化も急務である。 このような課題を克服し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から産業振興や企業活動に関わる対策を講じ、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進めるとともに、半島防災に係る取組を着実に実施する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 改正半島振興法に基づき策定された各半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立った各種事業に係る支援施策を講じること。 2. 半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。	28. 半島地域の振興 （国土交通省・総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省） 半島振興法の改正により、法期限が 10 年間延長されるとともに、半島地域の地理的特性を踏まえた半島防災の推進等を図り、地方創生に資することが法に明記された。 半島地域は全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行しており、依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。 また、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、防災・減災対策の強化も急務である。 このような課題を克服し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から産業振興や企業活動に関わる対策を講じ、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進めるとともに、半島防災に係る取組を着実に実施する必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 改正半島振興法に基づき策定された各半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立った各種事業に係る支援施策を講じること。 2. 同 左	前文（修正） 改正半島振興法の成立から 1 年が経過したことを踏まえ、1 段落目を削除。 1.（修正） 改正半島振興法の成立から 1 年が経過したことを踏まえ、文言を修正。 2.（参考） 緊急消防援助隊の充実強化（総務省）：令和 8 年度当初予算額 57.5 億円（令和 7 年度補正予算額 86.9 億円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。 4. 半島地域の豊かな自然環境や農山村資源を活用したカーボンニュートラルの実現に向け、バイオマス、風力、太陽光、小水力及び地熱等の再生可能エネルギーの導入及び送電網の強化等の利活用に対する支援措置を拡充すること。 5. 産婦人科医や救急救命医等の医師不足が深刻化していることから、地域医療が十分に提供できる体制を構築すること。 6. 半島地域における地域特産物の開発及びECサイト等を活用した販売促進、技術指導、調査研究に対する支援を強力に推進すること。 特に、「半島のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査」については継続すること。	3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左 6. 半島地域における地域特産物の開発及びECサイト等を活用した販売促進、技術指導、調査研究に対する支援を強力に積極的かつ継続的に推進すること。 特に、「半島のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査」については継続すること。	3.（参考） - 半島振興法第10条において、半島循環道路の整備に特段の配慮規定がある。 - 令和7年度より「半島振興道路整備事業債」に代わって「半島振興防災道路整備事業債」が創設された。（充当率：90％・交付税措置率：30％） 4.（参考） - 半島振興法第14条の4に再生可能エネルギーの利用の推進にかかる配慮規定がある。 - 再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業（経産省）：令和8年度当初予算額350億円（令和7年度当初予算額150億円） 5.（参考） - 半島振興法第13条の5において、半島振興対策実施地域における無医地区において、医療提供体制の整備に関する配慮規定が定められていたが、今般の法改正で新たに無医地区以外においても、医療の提供に支障が生じている場合には、当該地区において医療の充実が図られるように適切な配慮をするものと定められた。 - 地域医療介護総合確保基金（医療分）（厚労省）：令和8年度当初予算額647億円（令和7年度当初予算額613億円） 6.（修正） 半島のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査が令和7年度で終了となったことを踏まえ修正するもの。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
	<u>7. 財政・税制上の措置の継続</u> <u>(1)半島地域における地方税の不均一課税に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。</u> <u>(2)半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。</u>	7. 財政・税制上の措置の継続 (1)（新規） ・令和8年度末で期限を迎えるため、延長を要望。 ・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者の機械、建物等の取得等に対し、事業税、不動産取得税、固定資産税を不均一課税した場合、不均一課税による減収額の一部を国が地方交付税により補填する。 ・令和5年度より半島税制と過疎税制の適用区域が重複した場合、過疎税制のみが適用されることとなった。（従来はどちらかを自由に選択。） (2)（新規） ・令和8年度末で期限を迎えるため、延長を要望。 ・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が機械、建物、構築物等の取得等を行った場合、5年間割増償却が可能となる。 ・令和5年度より半島税制と過疎税制の適用区域が重複した場合、過疎税制のみが適用されることとなった。（従来はどちらかを自由に選択。）

29. 離島地域の振興

財政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
29. 離島地域の振興 （国土交通省・総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省） 離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。 一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等もあいまって、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。 このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 離島振興関係予算の所要額を確保すること。 特に、「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用が図られるものとする。 また、各種補助事業の採択に当たっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になることや、受益面積に限りがあるなどの課題が生じているため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。 2. 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制的整備を含め、支援の在り方について検討すること。	29. 離島地域の振興 （国土交通省・総務省・内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省） 同 左 1. 同 左 2. 同 左	1.（参考） 国土交通省「離島活性化交付金」R8 年度予算額：1,101 百万円（R7 年度：1,006 百万円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
3. 離島における全ての移動及び流通コストを本土並に低減する方策を講じること。 4. 医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。 また、離島住民が島外医療機関を受診せざるを得ない場合の交通費や宿泊費について、補助制度を創設すること。 5. 離島における水不足の解消対策を推進すること。 6. 老朽化した一般廃棄物処理施設等の再整備に係る補助事業については、広域処理が困難な離島の特性を踏まえ、独自の補助率の嵩上げ措置等を講じるとともに、ごみ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対しても適切な措置を講じること。 7. 離島における石油製品の供給施設の整備に対する財政支援措置を拡充すること。 8. 離島が四方を海等に囲まれているなど厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実を図ること。 9. 離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。 10. 令和８年度末で法期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」については、期限を延長すること。 また、同法に基づき創設された「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、必要な予算を確保するとともに、対象事業の拡充を図ること。	3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左 6. 同 左 7. 同 左 8. 同 左 9. 同 左 10. 同 左	7.（参考） 資源エネルギー庁「離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費」R8 年度予算額：41 億円（R7 年度：44 億円） 10.（参考） ・令和８年度末で10年間の法期限(平成29年4月1日～令和9年3月31日)を迎える。 ・内閣府「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」R8 年度予算額：5,500 百万円（R7：5,000 百万円）

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
	<u>11. 離島地域における地方税の課税免除等に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。</u> <u>12. 離島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。</u>	11.（新規） 離島振興計画に産業振興促進事項が定められた道府県及び市町村において、事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等）を行う者が当該事業のために用いる設備（機械、建物等）を新增設した際に、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除した場合、それによる減収額の一部を国が地方交付税により補填する制度。適用期限が令和9年3月31日までとなっていることから、制度の延長を要望する。 12.（新規） 離島振興計画に産業振興促進事項が定められた道府県及び市町村において、事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる制度。適用期限が令和9年3月31日までとなっていることから、制度の延長を要望する。

30. 人権擁護の推進

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
30. 人権擁護の推進 （法務省・内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省） 人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るとともに、生活環境の整備、住環境整備等の物的事業を改善するため、国は次の事項を実現すること。 1. 人権擁護の推進 （1）差別解消のために制定された以下の 3 法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をより一層推進するとともに、町村が実施する相談体制の強化、教育の充実、啓発活動の取組を円滑に実施できるよう、財政措置の充実を図ること。 ①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法） ②「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法） ③「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法） （2）インターネット上の人権侵害を防止するため、実効性のある対策を講じること。	30. 人権擁護の推進 （法務省・内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省） 同 左 1. 人権擁護の推進 （1）同 左 （2）同 左	1. 人権擁護の推進 （1）（参考） 人権三法に基づき、人権問題に関する差別を解消するため、町村が実施している相談体制の強化、教育の充実、啓発活動の取組に必要な財政措置を求めるもの。 （2）（参考） 令和 6 年に新規に救済手続が開始されたインターネット上の人権侵犯事件は 1,707 件だった。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
2. 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止 (1) 戸籍謄本等の不正取得の防止を強化するため、関係団体に対し、改正戸籍法の趣旨を踏まえ、職務上請求書の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、より一層の徹底を図ること。 (2) 戸籍謄本等の不正取得防止の観点から、職務上請求の在り方や不正取得した場合の罰則を強化するなど、制度の抜本的な見直しを検討すること。 また、監督官庁による懲戒等の処分が統一的に実施されるようガイドラインを策定すること。 (3) 戸籍謄本等が第三者から請求・取得された場合の本人通知制度を早期に法制化するとともに、それに伴う財政措置など実効性ある措置を講じること。 3. 地域改善対策の推進 (1) 「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。	<u>(3) 人権擁護委員の担い手を確保するため、活動内容の周知・啓発を図るとともに、委員活動費の増額や委員報酬のあり方を検討するなど必要な措置を講じること。</u> 2. 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止 (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 3. 地域改善対策の推進 (1) 同 左	(3)（新規） 人権擁護委員は、法律上の定数2万人に対し、実際の委嘱数は約1万4千人と大幅な欠員状態が続いている。また、職務に伴う実費弁償は、日額2,000円の上限に留まり、かつ無報酬であることから、制度の持続可能性を確保するための抜本的な対策を行うよう要望するもの。 2. 戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止 (2)（参考） 行政書士等が職務上請求書を悪用し、戸籍謄本等を不正取得し興信所などに売るといった事件が頻発していたが、行政書士の監督官庁は都道府県であり、統一的な処分規定はない。 なお、改正戸籍法・住民基本台帳法に規定されている不正取得の罰則は30万円の罰金（法改正前は5万円の過料）。 (3)（参考） 被害者に対する本人通知の法的根拠はなく、一部自治体が個人情報保護や人権侵害防止の観点から住民サービスとして独自に行っている。 3. 地域改善対策の推進 (1)（参考） 「地対財特法」の失効以降は、特別事業であった15事業が一般事業として実施されている。

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和９年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
(2)隣保館整備費や運営費に係る財政措置の充実を図ること。 (3)住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、係る財源は国の負担とし、償還完了まで実施すること。 (4)公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。 (5)地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設を町村が地域に譲渡等をする際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。	(2)同 左 (3)同 左 (4)同 左 (5)同 左	(2)（参考） 「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）に隣保館を含む「社会福祉施設等の耐震害性強化対策」が盛り込まれたが、耐震害性強化対策を実施しながら施設の再配置を行ううえで、隣保館等施設整備費補助事業の面積要件緩和や補助基準単価の引き上げが求められる。

31. 米軍機による低空飛行訓練について

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
31. 米軍機による低空飛行訓練について （外務省・防衛省） 米軍が日本において行う低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。 国は、その責務として、事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。	31. 米軍機による低空飛行訓練について （外務省・防衛省） 同 左	

32. 北方領土の早期返還

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
32. 北方領土の早期返還 （内閣府・内閣官房・外務省） 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。よって、国は強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現を図ること。	32. 北方領土の早期返還 （内閣府・内閣官房・外務省） 同 左	

33. 竹島の領土権の確立

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
33. 竹島の領土権の確立 （内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省） 我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国は更に強力な外交交渉を行うこと。 また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。	33. 竹島の領土権の確立 （内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省） 同 左	（参考） 令和7年4月18日に領土・主権展示館（東京・虎ノ門）がリニューアルオープン。これまでのパネル中心の展示施設から体験型・体感型の展示施設に大きく生まれ変わった。

34. 尖閣諸島海域における領海侵犯

行政委員会関係
令和 8 年 4 月 17 日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和 9 年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改 正 理 由 等
34. 尖閣諸島海域における領海侵犯 （内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省） 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。	34. 尖閣諸島海域における領海侵犯 （内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省） 同 左	（参考） 令和 2 年度に、国境離島における事態対処能力の強化を目的とした国境離島警備隊が沖縄県警に創設された。

35. 国民保護・安全対策等の推進

行政委員会関係
令和8年4月17日現在

全国町村長大会要望（R7.11.19）	令和9年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）（R8.7.2）	改正理由等
35. 国民保護・安全対策等の推進 （内閣官房・総務省・外務省） 北朝鮮による我が国の領土・領空を通過、または排他的経済水域（EEZ）内に落下する弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であり、国民に多大な不安と恐怖を与えている。 また、日本人拉致問題については、発生から既に40年以上が経過し、被害者及び家族の高齢化が進む中で、早急な解決が求められている。 よって、国は次の事項を実現すること。 1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、毅然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル発射時における適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を講じること。 2. 国は、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決のために最大限努力するとともに、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、積極的な啓発活動を行うこと。	35. 国民保護・安全対策等の推進 （内閣官房・総務省・外務省） 同 左 1. 同 左 2. 同 左	前文(参考) 令和8年度予算案では、国民保護共同訓練の充実強化に1.2億円。 2. (参考) 拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国に対し積極的な啓発活動を求めるもの。拉致被害者17名(5名は帰国)。さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として871名(2026年3月現在)。